

平成29年度 岩手山火山防災協議会

日 時：平成30年3月8日（木）13：45～
場 所：盛岡市勤労福祉会館5階大ホール

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 報告

ア 岩手山の火山活動状況について

イ 岩手山火山防災に係る今年度の取組について

(2) 協議

ア 岩手山火山防災協議会規約の一部改正について

イ 岩手山噴火警戒レベルの修正（案）について

ウ 岩手山火山避難計画（案）について

エ 岩手県地域防災計画修正に係る意見聴取について

オ 火山防災協議会の今後の主な取組について

4 その他

5 閉会

【資料】

- 資料1：岩手山の火山活動解説資料（平成30年1月）
- 資料2：岩手山火山防災に係る今年度の取組について
- 資料3：岩手山火山防災協議会規約の一部改正について
- 資料4：岩手山火山防災協議会規約（改正案）
- 資料5：岩手山の噴火警戒レベル
- 資料6：岩手山 噴火警戒レベル（案）
- 資料7：岩手山火山避難計画（案）の概要
- 資料8：岩手山火山避難計画（案）
- 資料9：岩手山火山避難計画【資料編】（案）
- 資料10：岩手県地域防災計画（火山災害対策編）修正案について
- 資料11：岩手山火山防災協議会の今後の取組（案）

平成29年度岩手山火山防災協議会 出席者名簿

機 関 名	幹 事		出 欠	代 理 出 席 者	
	職 名	氏 名		職 名	氏 名
法第4条第2項第1号(都道府県知事及び市町村長)					
岩手県	知事	達 増 拓 也	出		
岩手県盛岡市	市長	谷 藤 裕 明	代理	危機管理統括監	吉 田 尚 邦
岩手県八幡平市	市長	田 村 正 彦	代理	防災安全課 課長補佐	田 村 春 彦
岩手県滝沢市	市長	柳 村 典 秀	出		
岩手県雫石町	町長	深 谷 政 光	欠		
法第4条第2項第2号(气象台)					
仙台管区气象台	台長	大 林 正 典	代理	火山防災情報調整官	長谷川 嘉 彦
盛岡地方气象台	台長	間 宮 嘉 久	代理	次長	井 上 真 吾
法第4条第2項第3号(地方整備局)					
東北地方整備局	局長	津 田 修 一	代理	企画部 防災対策技術分析官	平 石 進
法第4条第2項第4号(陸上自衛隊)					
陸上自衛隊第9特科連隊	連隊長	野 口 紀 幸	出		
法第4条第2項第5号(警察)					
岩手県警察本部	本部長	友 井 昌 宏	代理	監察官兼 災害対策室長	木 下 滋
法第4条第2項第6号(消防)					
盛岡地区広域消防組合消防本部	消防長	高 橋 利 光	代理	警防課長	佐 藤 恒 彦
法第4条第2項第7号(火山専門家)					
岩手大学	名誉教授	齋 藤 徳 美	出		
岩手大学地域防災研究センター	客員教授	土 井 宣 夫	出		
岩手大学	教授	井 良 沢 道 也	出		
岩手県立大学	教授	伊 藤 英 之	出		
東北大学	名誉教授	浜 口 博 之	出		
東北大学大学院理学研究科	教授	三 浦 哲	出		
法第4条第2項第8号(必要と認める者)					
国土地理院東北地方測量部	部長	山 口 和 典	出		
東北森林管理局 盛岡森林管理署	署長	長 江 恭 博	出		
東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園 管理事務所盛岡管理官事務所	国立公園管理官	荒 巻 理 恵	出		
(公財) 盛岡観光コンベンション協会	理事長	谷 村 邦 久	代理	総務部長	時 館 公 親
(一社) 八幡平市観光協会	会長	米 川 次 郎	欠		
滝沢市観光協会	会長	藤 倉 喜 久 治	欠		
(一社) しずくいし観光協会	理事長	松 原 久 美	欠		

<オブザーバー>

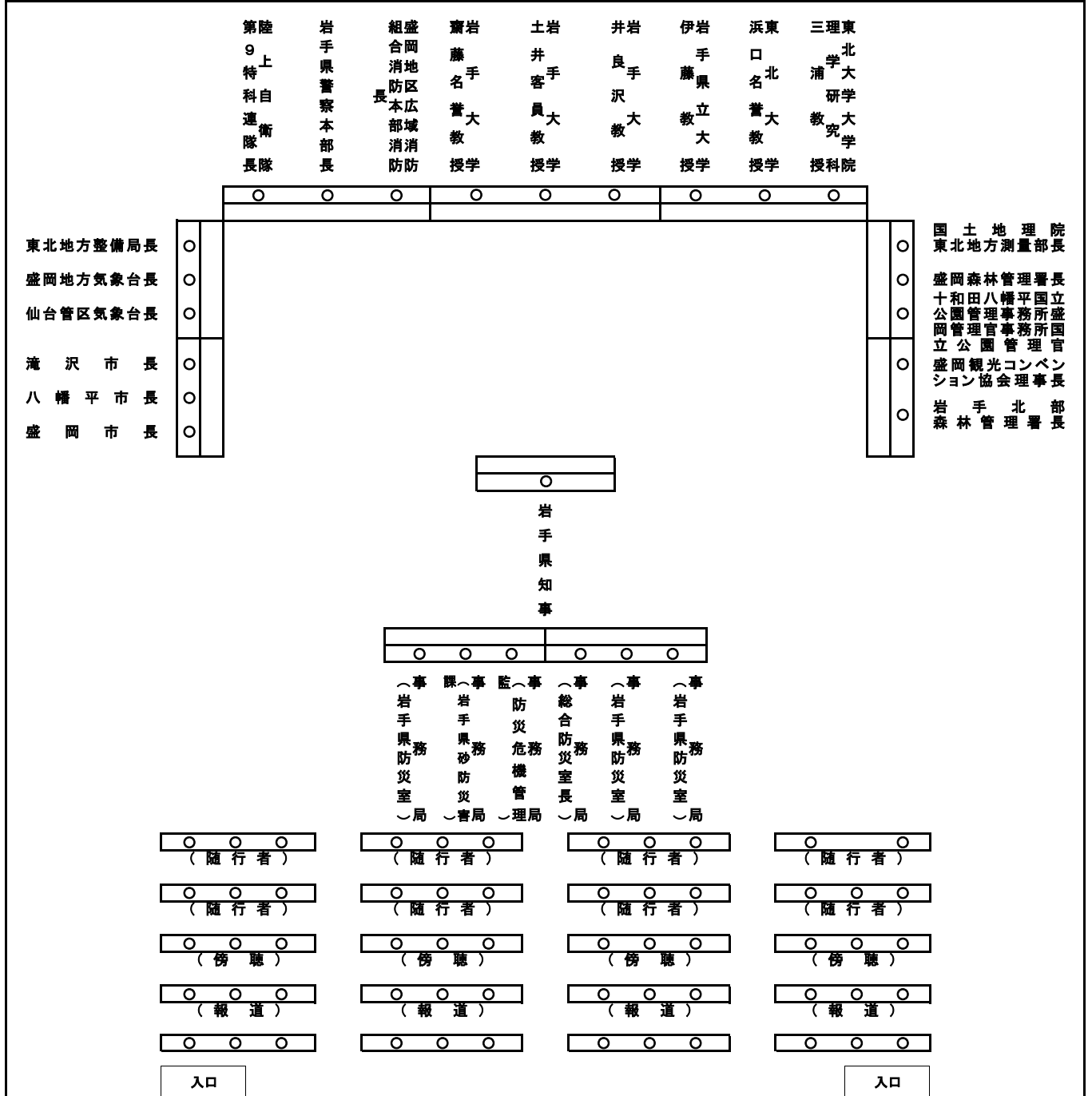
東北森林管理局 岩手北部森林管理署	署長	鈴 木 勝 之
----------------------	----	---------

<事務局(岩手県)>

岩手県県土整備部砂防災害課	特命課長	君 成 田 忠 伸
岩手県総務部総合防災室	室長	石 川 義 晃
	防災危機管理監	西 島 敦
	防災危機管理担当課長	和 田 英 樹
	主査	横 森 宅 弥
	主事	奥 寺 高 広

平成29年度 岩手山火山防災協議会 座席配置図

【会場:盛岡市勤労福祉会館 5階 大ホール】



受付

岩手山の火山活動解説資料（平成 30 年 1 月）

仙台管区气象台
地域火山監視・警報センター

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。
噴火予報（噴火警戒レベル 1、活火山であることに留意）の予報事項に変更はありません。

○ 活動概況

・噴気など表面現象の状況（図 1、図 2-①、図 3-①）

柏台に設置している監視カメラによる観測では、黒倉山山頂の噴気は 10m 以下で経過し、岩手山山頂と大地獄谷の噴気は確認されず、噴気活動は低調に経過しました。

・地震や微動の発生状況（図 2-②～④、図 3-②）

火山性地震は少ない状態で経過しました。
火山性微動は観測されませんでした。

・地殻変動の状況（図 4、図 6）

火山活動によると考えられる変化は認められませんでした。

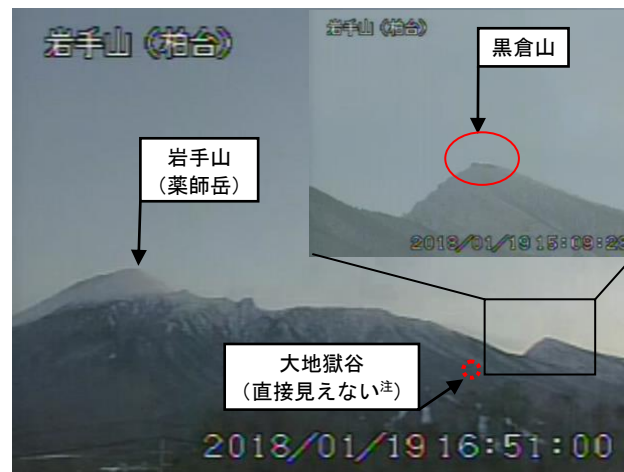


図 1 岩手山 黒倉山の噴気の状況（1月19日）

- ・ 柏台（黒倉山山頂の北約 8 km）に設置している監視カメラの映像です。
 - ・ 赤丸で囲んだ部分が、黒倉山山頂の白色噴気で高さ 10m です。
- 注）大地獄谷からの噴気は、高さ 200m 以上のときに柏台監視カメラで観測されます。
赤破線が大地獄谷の位置を示します。

この火山活動解説資料は、仙台管区气象台のホームページ（<http://www.jma-net.go.jp/sendai/>）や、気象庁ホームページ（http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/monthly_v-act_doc/monthly_vact.php）でも閲覧することができます。次回の火山活動解説資料（平成30年2月分）は平成30年3月8日に発表する予定です。

この資料は気象庁のほか、国土地理院、東北大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所のデータも利用して作成しています。

本資料中の地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の「数値地図50mメッシュ（標高）」を使用しています（承認番号 平29情使、第798号）。

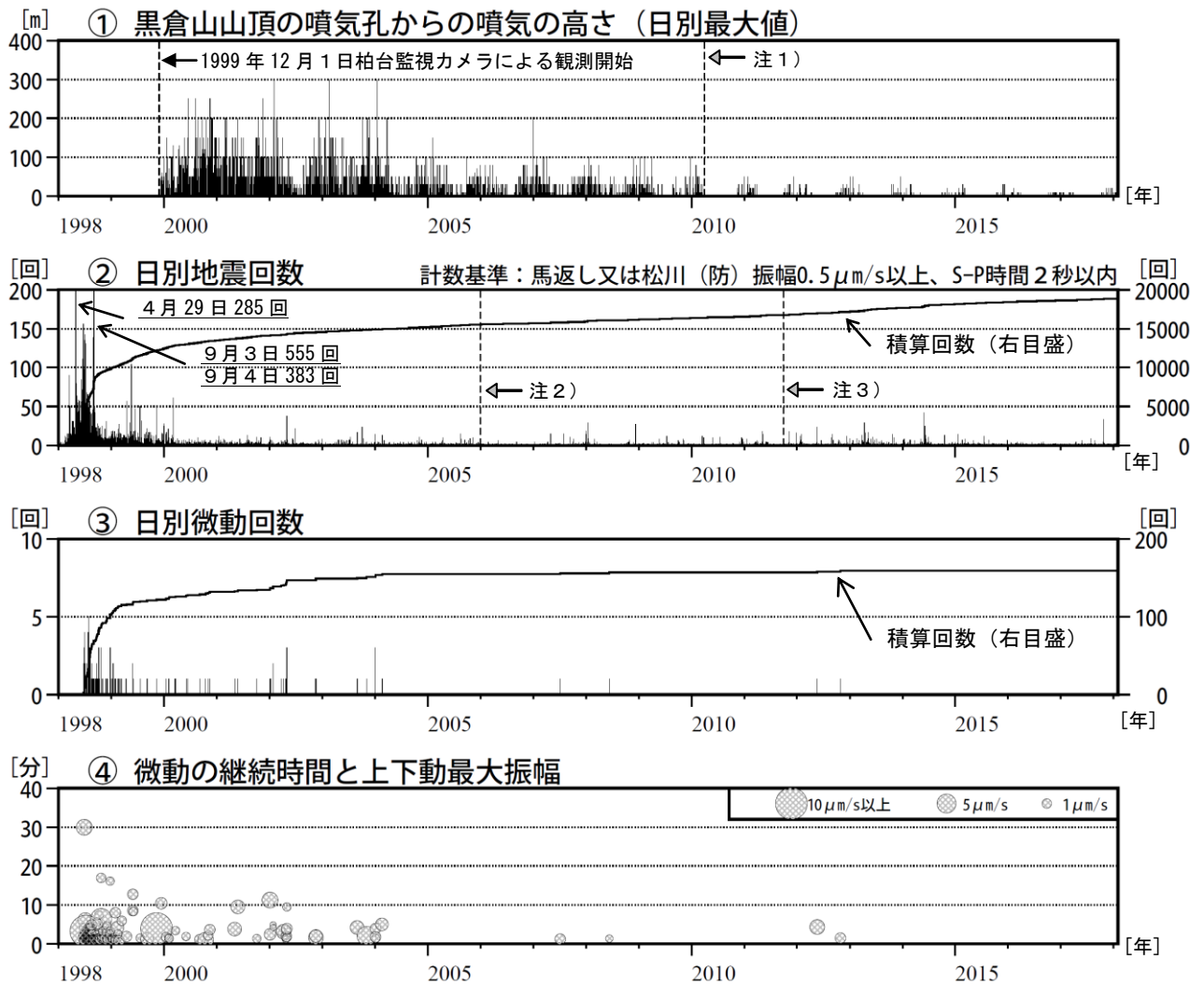


図2 岩手山 火山活動経過図（1998年1月～2018年1月）

- ・①注1) 2010年3月までは黒倉山のみを観測値を、2010年4月1日以降は岩手山全体の観測値を示しています。
- ・②～④基準観測点の変更は次のとおりです。
 観測開始 1998年1月1日～ 東北大学松川観測点
 注2) 2006年1月1日～ 焼切沢観測点
 注3) 2011年10月1日～ 馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点
- ・②2000年1月以降は滝ノ上付近の地震など山体以外の地震を除外した回数です。
 (1998年から1999年までは滝ノ上付近の地震など山体以外の地震を含みます)

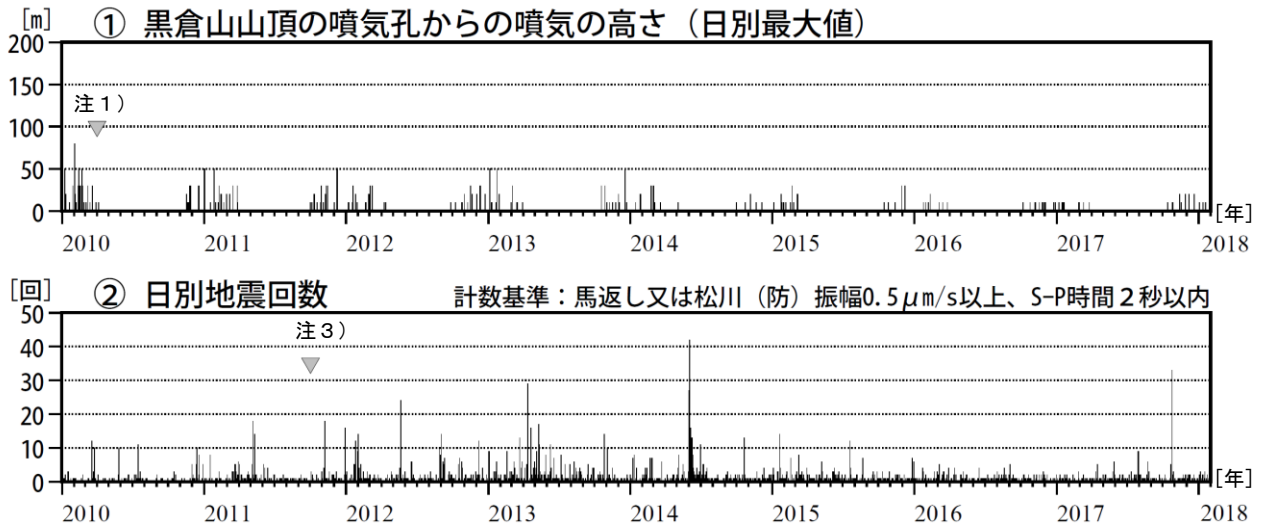


図3 岩手山 噴気の高さ及び日別地震回数（2010年1月～2018年1月）

・注1）及び注3）は図2に同じです。

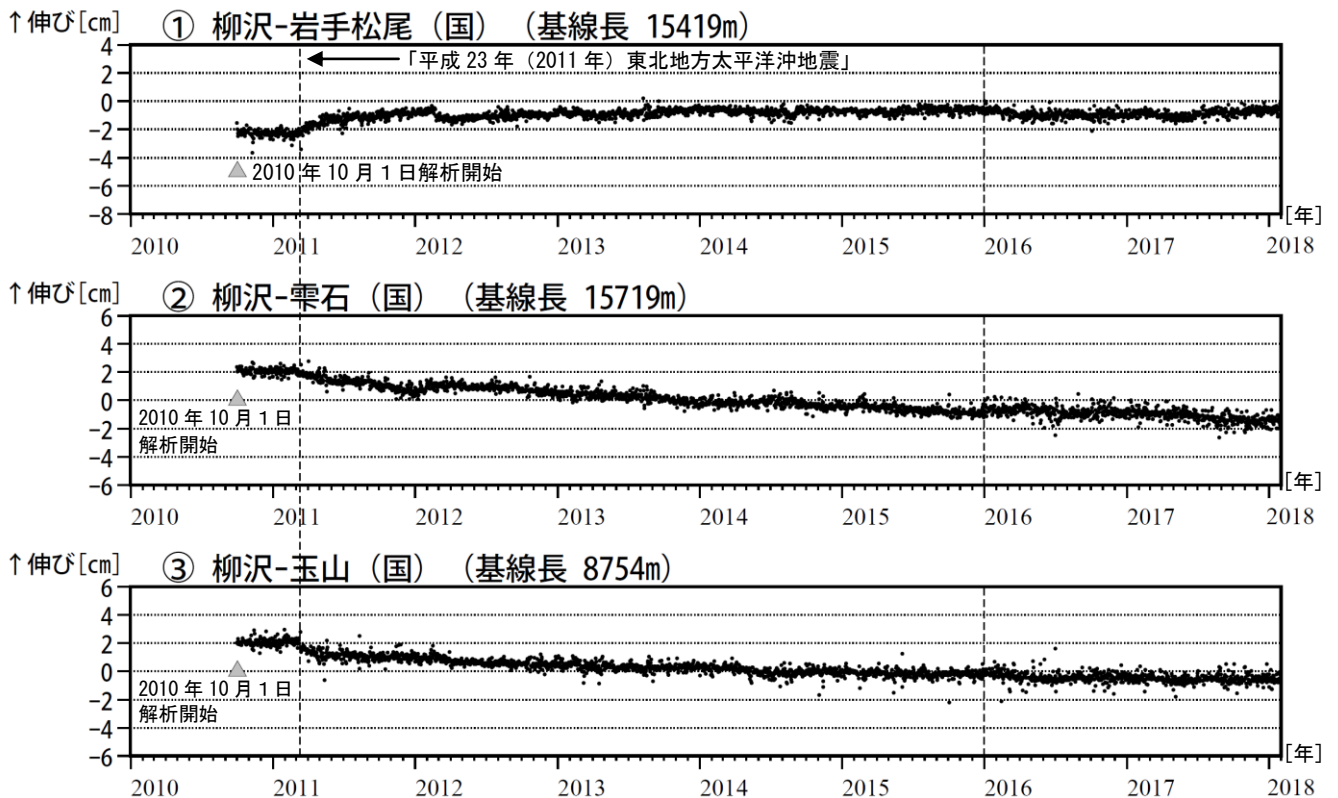


図4 岩手山 GNSS¹⁾ 基線長変化図（2010年10月～2018年1月）

- ・「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴うステップを補正しています。
- ・①～③は図6のGNSS基線①～③に対応しています。
- ・（国）は国土地理院の観測点を示します。
- ・2016年1月以降のデータについては、解析方法を変更しています。

1) GNSSとはGlobal Navigation Satellite Systemsの略称で、GPSをはじめとする衛星測位システム全般を示します。

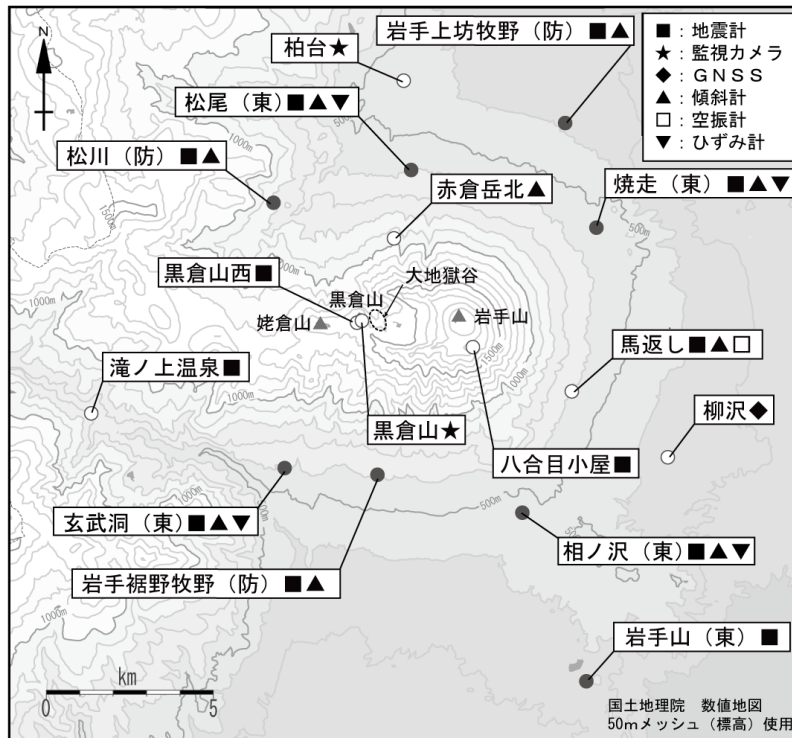


図5 岩手山 観測点配置図

小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

(東)：東北大学 (防)：防災科学技術研究所

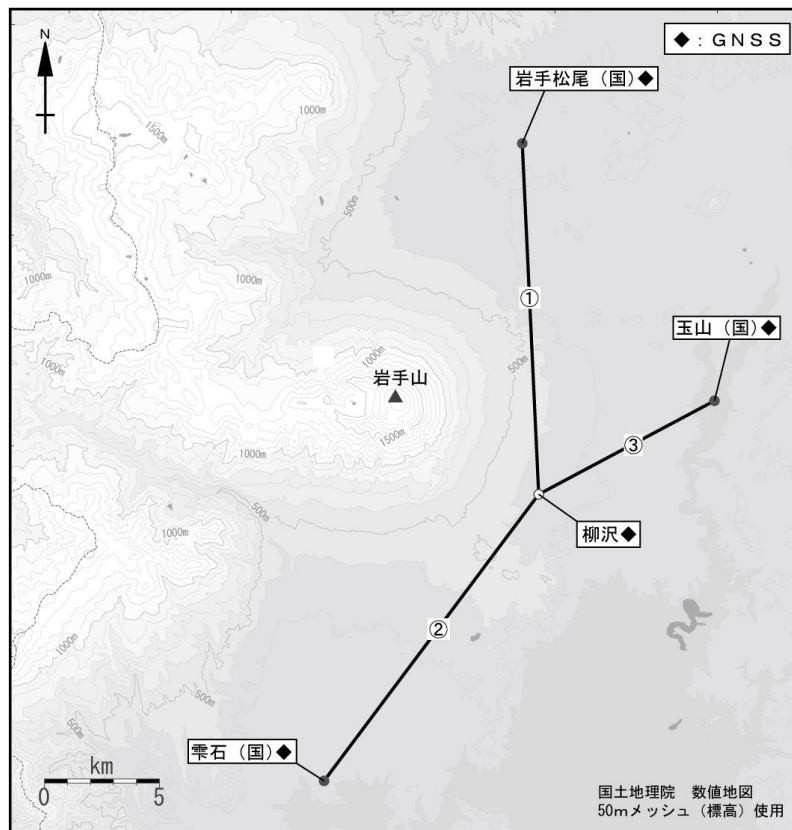


図6 岩手山 GNSS 観測点配置図

小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

(国)：国土地理院

平成 30 年 2 月 14 日
地 震 火 山 部

第 140 回火山噴火予知連絡会
～全国の火山活動評価等について～

本日（14 日）、第 140 回火山噴火予知連絡会を開催し、全国の火山活動について検討を行いました。

また、草津白根山（本白根山）の噴火を踏まえ、火山噴火予知連絡会の部会及び検討会において、火山噴火対策の検討を進めることとしました。

本日（2 月 14 日）、第 140 回火山噴火予知連絡会（会長：石原和弘 京都大学名誉教授）を開催し、全国の火山活動についての検討等を行いました。

その結果について、下記のとおりお知らせします。

記

第 140 回火山噴火予知連絡会 草津白根山の火山活動に関する検討結果（別紙 1）

第 140 回火山噴火予知連絡会 全国の火山活動評価（別紙 2）

草津白根山（本白根山）の噴火を踏まえた火山噴火対策の検討について（別紙 3）

参考資料：第 140 回火山噴火予知連絡会 参考資料（別紙 4）

問合せ先：地震火山部 火山課

火山活動に関する問い合わせ（別紙 1、2、4） 担当 小久保

火山噴火対策の検討に関する問い合わせ（別紙 3） 担当 宮村

電話 03-3284-1749 FAX 03-3212-3648

平成 30 年 2 月 14 日
地 震 火 山 部**草津白根山（本白根山）の噴火を踏まえた火山噴火対策の検討
～火山噴火予知連絡会の部会等において検討～**

気象庁では、草津白根山（本白根山）の噴火を踏まえ、同火山の観測体制及び活動評価並びに全国の活火山の噴火履歴の精査と観測のあり方の検討を行うため、以下の火山噴火予知連絡会の部会及び検討会において、火山噴火対策の検討を進めます。

1. 草津白根山の観測体制及び活動評価の検討

平成 30 年 1 月 23 日に噴火が発生した草津白根山について、火山噴火予知連絡会「草津白根山部会」において、今後の火山活動をより詳細に把握するための観測体制の検討及びきめ細かな火山活動の評価を行います。

(1) 検討内容

- ・本白根山を中心とする観測体制
- ・草津白根山の火山活動評価

(2) 構成メンバー

- ・別添 1 のとおり

(3) その他

- ・噴火警戒レベルに関する技術的検討を行う草津白根山防災会議協議会専門部会と連携しながら対応

2. 全国の活火山の噴火履歴の精査と観測のあり方の検討

今回の草津白根山は、最も噴火の可能性が高いとされてきた湯釜火口周辺ではなく、有史以来噴火のなかった本白根山付近で発生し、また、特段の火山活動の変化がないまま噴火が発生しました。このようなことを踏まえ、火山噴火予知連絡会「火山活動評価検討会」において、常時観測火山を対象に過去の噴火履歴の精査や今後の観測のあり方の検討を始めます。

(1) 検討内容

- ・過去の噴火地点の精査
- ・現在の観測体制（特に監視カメラ）の点検
- ・今後の観測のあり方の検討

(2) 構成メンバー

- ・別添 2 のとおり

(別添1)

草津白根山部会 構成メンバー

部会長	野上 健治	東京工業大学	火山流体研究センター	教授
委員	石崎 泰男	富山大学	大学院理工学研究部	准教授
〃	石原 和弘	京都大学	名誉教授	
〃	伊藤 順一	国立研究開発法人産業技術総合研究所		
			活断層・火山研究部門	副研究部門長
〃	大倉 敬宏	京都大学	大学院理学研究科	教授
〃	小川 康雄	東京工業大学	火山流体研究センター	教授
〃	木川田喜一	上智大学	理工学部	教授
〃	北川 貞之	気象庁	地磁気観測所	所長
〃	齋藤 誠	気象庁	地震火山部	火山課長
〃	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所	火山防災研究部門	部門長
〃	藤原 智	国土地理院	地理地殻活動研究センター	地理地殻活動総括研究官
〃	山里 平	気象庁	気象研究所	火山研究部長

(五十音順)

火山活動評価検討会 構成メンバー

座 長	中田 節也	東京大学	地震研究所	教授
委 員	井口 正人	京都大学	防災研究所	教授
〃	石原 和弘	京都大学	名誉教授	
〃	伊藤 順一	国立研究開発法人産業技術総合研究所		
			活断層・火山研究部門	副研究部門長
〃	植木 真人	東北大学	大学院理学研究科	客員研究者
〃	大倉 敬宏	京都大学	大学院理学研究科	教授
〃	大島 弘光	北海道大学	大学院理学研究院	特任准教授
〃	鍵山 恒臣	京都大学	大学院理学研究科	教授
〃	川邊 禎久	国立研究開発法人産業技術総合研究所	地質調査総合センター	
			活断層・火山研究部門	火山活動研究グループ 主任研究員
〃	小林 哲夫	鹿児島大学	名誉教授	
〃	齋藤 誠	気象庁	地震火山部	火山課長
〃	清水 洋	九州大学	大学院理学研究院	教授
〃	城ヶ崎正人	国土交通省	水管理・国土保全局	砂防部 砂防計画課
				地震・火山砂防室長
〃	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所	火山防災研究部門	部門長
〃	中川 光弘	北海道大学	大学院理学研究院	教授
〃	長屋 好治	海上保安庁	海洋情報部	海洋調査課長
〃	野上 健治	東京工業大学	火山流体研究センター	教授
〃	廣瀬 昌由	内閣府政策統括官(防災担当)	付参事官(調査・企画担当)	
〃	藤原 智	国土地理院	地理地殻活動研究センター	地理地殻活動総括研究官
〃	三浦 哲	東北大学	大学院理学研究科	教授
〃	山里 平	気象庁	気象研究所	火山研究部長

(五十音順)

岩手山火山防災に係る今年度の取組について

岩手県総務部総合防災室

1 岩手山火山避難計画作成【協議会事業】

- (1) 避難計画作業部会（2回）
- (2) 作業部会等の開催に伴う市町課長及び担当者会議（1回）
- (3) 幹事会（2回）
- (4) 協議会（1回）

※ 会議の開催状況等については、裏面のとおり。

2 岩手山の活動状況調査【県事業】

- (1) 防災ヘリ「ひめかみ」を使用した火山機上観測（4月、7月、11月）
- (2) 岩手山現地調査（6月）
- (3) 岩手県の火山活動に関する検討会（6月、12月）

※ 岩手山の火山活動評価（H29.12）

「10月25日に低周波地震が31回発生したが、その後、地震活動及び地殻変動とも大きな変化はなく、落ち着いた状態で推移している。

複数の委員から、10月25日の低周波地震は火山性微動と評価すべきとの意見が出た。」

岩手山火山避難計画策定に係る協議経過について

1 岩手山火山防災協議会幹事会

	日 時	場 所	出席者	内 容
1	平成 29 年 9 月 20 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 00	盛岡市勤労 福祉会館	幹事 32 名中 25 名出席 (うち代理 8 名)	○ 平成 29 年度の岩手山火山防災に係る 取組について協議を行うとともに、平成 30 年度以降の取組について、方向性等を 確認。 ○ 「岩手山火山避難計画」の策定方針に ついて協議するとともに、策定に係る課 題等を確認。併せて、作業部会長を指名。
2	平成 29 年 2 月 16 日 (金) 13 : 00 ~ 14 : 30	盛岡市地域 交流センター マリオス	幹事 32 名中 26 名出席 (うち代理 5 名)	○ 「避難計画策定に係る協議経過」につ いて報告。 ○ 「岩手山火山避難計画 (案)」及び「岩 手山噴火警戒レベルの修正 (案)」につ いて、協議。

2 岩手山火山防災協議会避難計画作業部会

	日 時	場 所	出席者	内 容
1	平成 29 年 11 月 1 日 (水) 14 : 00 ~ 17 : 00	盛岡市勤労 福祉会館	委員 18 名中 16 名出席 (うち代理 2 名)	○ 岩手山火山避難計画策定の進め方に ついて協議するとともに、市町から登山 道等現地の状況について報告。 ○ 「岩手山火山避難計画 (素案)」を示 し、内容を確認するとともに、書面にて 修正意見を依頼。
2	平成 30 年 1 月 22 日 (月) 10 : 00 ~ 12 : 00	岩手県公会 堂	委員 18 名中 17 名出席 (うち代理 2 名)	○ いただいた修正意見を反映した「岩手 山火山避難計画 (案)」について協議。 また、避難計画策定に係る留意事項につ いて確認。 ○ 避難計画の検討と併せて、岩手山の 「噴火警戒レベル (案)」や「噴火警戒 レベル毎の警戒が必要な範囲 (案)」の 具体的な避難範囲等を示した修正案に ついて協議。

3 岩手山火山防災協議会避難計画作業部会等に係る市町課長及び担当者会議

	日 時	場 所	出席者	内 容
1	平成 29 年 12 月 15 日 (金) 9 : 00 ~ 12 : 00	岩手県庁	作 業 部 会 長、県・市 町の課長及 び担当者 (計 13 名)	○ 第 2 回作業部会に提出する資料等を 検討するため開催。 ○ いただいた修正意見を反映した「岩手 山火山避難計画 (案)」を確認するとと もに、策定に係る検討課題について協 議。

岩手山火山防災協議会規約の一部改正について

岩手山火山防災協議会規約の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
〔略〕 別表第 1（第 3 条関係）		〔略〕 別表第 1（第 3 条関係）	
区 分	委 員	区 分	委 員
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
法 第 4 条 第 2 項 第 8 号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、滝沢市観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長	法 第 4 条 第 2 項 第 8 号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、 <u>東北森林管理局岩手北部森林管理署長</u> 、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、滝沢市観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

改正前		改正後	
別表第2（第7条関係）		別表第2（第7条及び第8条関係）	
所 属	幹 事	所 属	幹 事
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官	国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官
東北森林管理局盛岡森林管理署	次長	東北森林管理局盛岡森林管理署	次長
東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理 事務所盛岡管理官事務所	国立公園管理官	<u>東北森林管理局岩手北部森林管理署</u>	<u>次長</u>
〔略〕	〔略〕	東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理 事務所盛岡管理官事務所	国立公園管理官
		〔略〕	〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規約は、平成30年3月8日から施行する。

理 由

岩手山北側（松尾・西根地区）の国有林野について、管轄区域の整序により平成23年3月から岩手北部森林管理署の区域に編入したことから、所要の整備を行うもの。

岩手山火山防災協議会規約 (改正案)

(設置)

第1条 岩手県並びに盛岡市、八幡平市、滝沢市及び雫石町（以下「関係市町」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平時から岩手山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、岩手山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するため、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、岩手山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成に係る協議に関すること。
- (2) 噴火警戒レベルの運用に係る協議に関すること。
- (3) 避難計画の策定に係る協議に関すること。
- (4) 火山防災マップの作成に係る協議に関すること。
- (5) 法第5条第2項の規定による岩手県地域防災計画の定めに対する意見に関すること。
- (6) 法第6条第3項の規定による関係市町の地域防災計画の定めに対する意見に関すること。
- (7) 火山の活動状況に係る情報共有に関すること。
- (8) 観光客及び登山者に係る火山防災対策に関すること。
- (9) 防災訓練の推進に関すること。
- (10) 防災意識の啓発活動に関すること。
- (11) その他岩手山の火山防災対策の推進に関すること。

(協議会)

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者により構成する。この場合において、同表法第4条第2項第7号の項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- 4 副会長は、八幡平市長及び滝沢市長をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 滝沢市長

第2順位 八幡平市長

(協議会の招集等)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席により開催する。

- 2 協議会の協議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、会議を開催せずに協議を求めると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(専決処分)

第6条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について専決処分をすることができる。

- (1) 協議会を招集するいとまがないとき。
 - (2) 軽微な事項について協議するとき。
- 2 会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 第2条の所掌事務の詳細な検討のため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、岩手県総務部総合防災室長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、八幡平市防災安全課長及び滝沢市市民環境部防災防犯課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となり、幹事会を代表する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 滝沢市市民環境部防災防犯課長

第2順位 八幡平市防災安全課長

(協議事項)

第8条 協議会は、第2条に掲げる所掌事務及び規約の改正に関する事項について協議を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、幹事会は、第2条第5号及び第6号に掲げる事項について協議を行うことができる。この場合において、幹事長は、当該協議を行った旨を協議会に報告しなければならない。

(準用)

第9条 第4条から第6条までの規定は、幹事会に準用する。この場合において、当該各条中「会長」とあるのは「幹事長」に、「委員」とあるのは「幹事」に読み替えるものとする。

(作業部会)

第10条 幹事会は、その定めるところにより、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に作業部会長を置き、幹事長の指名する者をもって充てる。
- 3 作業部会長に事故があるときは、作業部会の委員のうちから幹事長があらかじめ指名する者がその職務

を代理する。

(事務局)

第11条 協議会及び幹事会の事務局は、岩手県総務部総合防災室に置く。

(補足)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 岩手山火山防災協議会規約（平成27年4月1日策定）は、廃止する。
- 3 この規約は、平成28年10月31日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年9月13日から施行する。
- 5 この規約は、平成30年3月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事、盛岡市長、八幡平市長、滝沢市長、雫石町長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊第9特科連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長
法第4条第2項第6号	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也教授（岩手大学）、伊藤英之教授（岩手県立大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、 <u>東北森林管理局岩手北部森林管理署長</u> 、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、滝沢市観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

別表第2（第7条関係）

所 属	幹 事
岩手大学 名誉教授	齋藤 徳美
岩手大学地域防災研究センター 客員教授	土井 宣夫
岩手大学 教授	井良沢 道也
岩手県立大学 教授	伊藤 英之
東北大学 名誉教授	浜口 博之
東北大学大学院理学研究科 教授	三浦 哲
岩手県総務部総合防災室	室長
岩手県環境生活部自然保護課	総括課長
岩手県県土整備部砂防災害課	総括課長
岩手県盛岡広域振興局経営企画部	部長
岩手県警察本部警備部警備課	課長
盛岡市総務部危機管理防災課	課長
八幡平市防災安全課	課長
八幡平市商工観光課	課長
滝沢市市民環境部防災防犯課	課長
滝沢市経済産業部商工観光課	課長
雫石町防災課	課長
雫石町観光商工課	課長
盛岡地区広域消防組合消防本部警防課	課長

東北地方整備局企画部	防災対策技術分析官
東北地方整備局河川部	広域水管理官
東北地方整備局岩手河川国道事務所	総括地域防災調整官
仙台管区気象台気象防災部	火山防災情報調整官
盛岡地方気象台	防災管理官
陸上自衛隊第9特科連隊	第3科長
国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官
東北森林管理局盛岡森林管理署	次長
<u>東北森林管理局岩手北部森林管理署</u>	<u>次長</u>
東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理 事務所盛岡管理官事務所	国立公園管理官
(公財) 盛岡観光コンベンション協会	事務局長
(一社) 八幡平市観光協会	事務局長
滝沢市観光協会	事務局長
(一社) しずくいし観光協会	事務局長

岩手山の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	説明			
		火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	①1686年東岩手山山頂の噴火	危険な居住地域からの避難	登山口から登山・入山規制
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)	②1732年東岩手山山腹の噴火(烧走り溶岩噴出)	警戒が必要な居住地域での避難準備 (災害時要援護者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の避難)	
火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	③1919年西岩手山(大地獄谷)の水蒸気爆発 ④1998年4月29日短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生	通常の生活 (状況に応じて災害時要援護者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の避難準備)	
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	⑤1998年3月17日火山性地震が増加し地殻変動開始	通常の生活	岩手山西側(大地獄谷)の入山規制
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏	—		自由に登山・入山可能

* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。

** 「特異地域」とは居住地域より火口に近い地域を指す。

*** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢村一本木地区砂込川沿いを指す。

過去の事例

①1686年東岩手山山頂の噴火

- ・融雪型火山泥流により滝沢村一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出。
- ・融雪型火山泥流の一部は川沿いに北上川まで流下。
- ・火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下。
- ・噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散。

②1732年東岩手山山腹の噴火(烧走り溶岩噴出)

- ・溶岩流は山麓まで流下。
- ・激しい地震活動、有感地震の多発。住民避難。

③1919年西岩手山(大地獄谷)の水蒸気爆発

- ・噴石は大地獄谷脇の登山道に飛散。

④1998年4月29日短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生

- ・短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化。

⑤1998年3月17日火山性地震が増加し地殻変動開始

- ・火山性地震が増加し、地殻変動にも変化が現れ始める。

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出 火砕流（火砕サージ）は火口から山麓（約4km）まで流下 噴石は火口から山麓（約4km）まで飛散
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある 【過去事例】 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出（焼走り熔岩流） 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 【過去事例】 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は脇の登山道に飛散 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 【過去事例】 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は脇の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。 住民は通常の生活。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注2) 「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

*「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。

**「特異地域」とは居住地域より火口に近い地域を指す。

岩手山噴火警戒レベル毎の警戒が必要な範囲(案)

火山活動が急激に高まった場合は、火山防災マップの想定に基づき「警戒が必要な範囲」を明示して噴火警報を発表する。

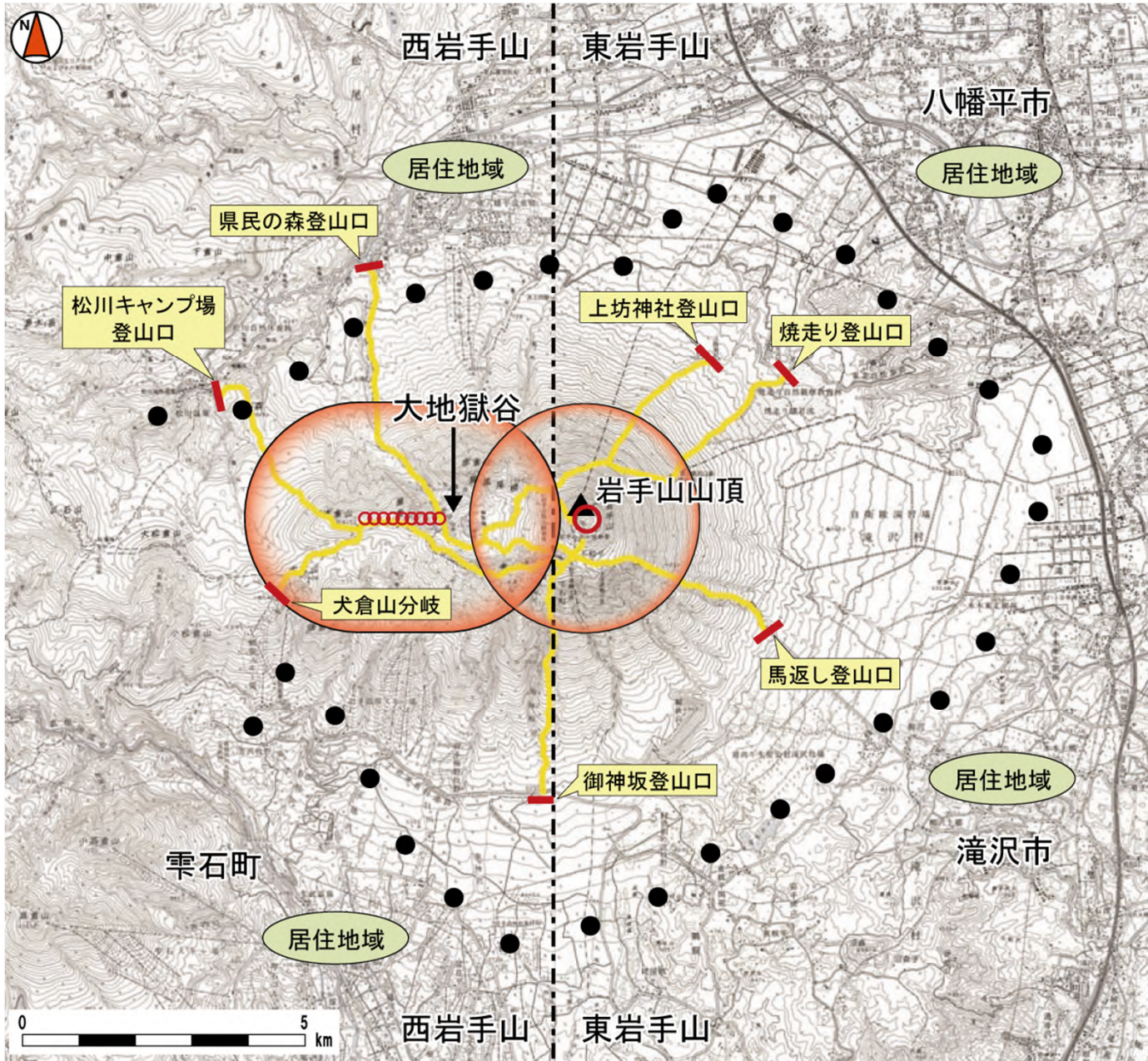
レベル2においては、現行では西岩手山の水蒸気噴火のみを想定しているが、東岩手山の水蒸気噴火も想定に加える。

噴火警戒レベル	警戒が必要な範囲
レベル5	火砕流・火砕サージ: 東岩手山の想定火口から概ね5km 融雪型火山泥流: 火山防災マップで想定される影響範囲
レベル4	火砕流・火砕サージ: 東岩手山の想定火口から概ね5km 融雪型火山泥流: 火山防災マップで想定される影響範囲
レベル3	大きな噴石: 東岩手山の想定火口から概ね4km及び 西岩手山の想定火口から概ね2km
レベル2	大きな噴石: 東岩手山及び西岩手山の想定火口から概ね2km

溶岩流については、状況に応じて「警戒が必要な範囲」を示す。

噴火警戒レベル2

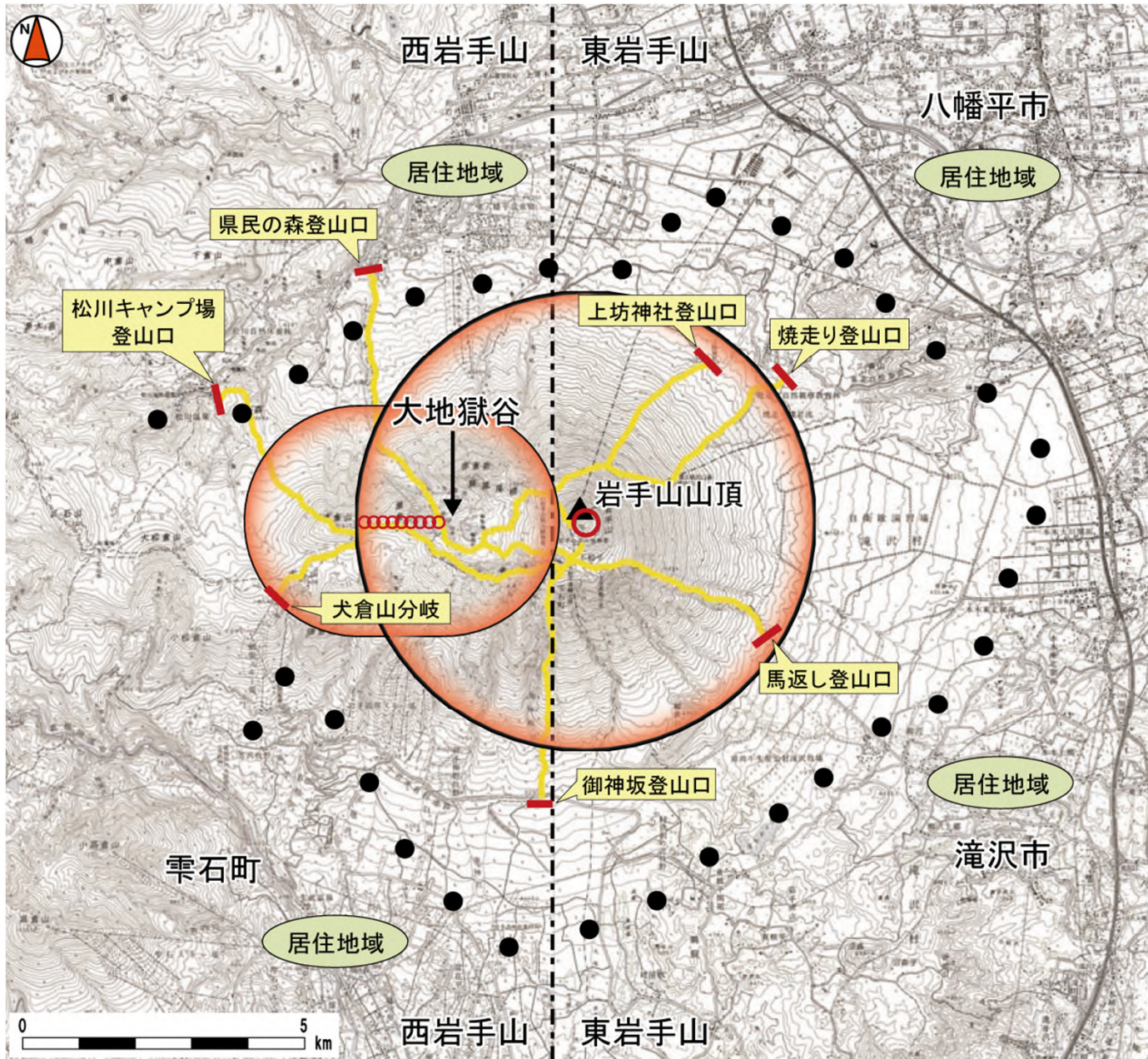
大きな噴石：東岩手山及び西岩手山の
想定火口から概ね2km



凡 例	
●	居住地の境界
—	規制登山道
—	登山口等の 入山規制箇所
○	想定火口


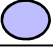
噴火警戒レベル3

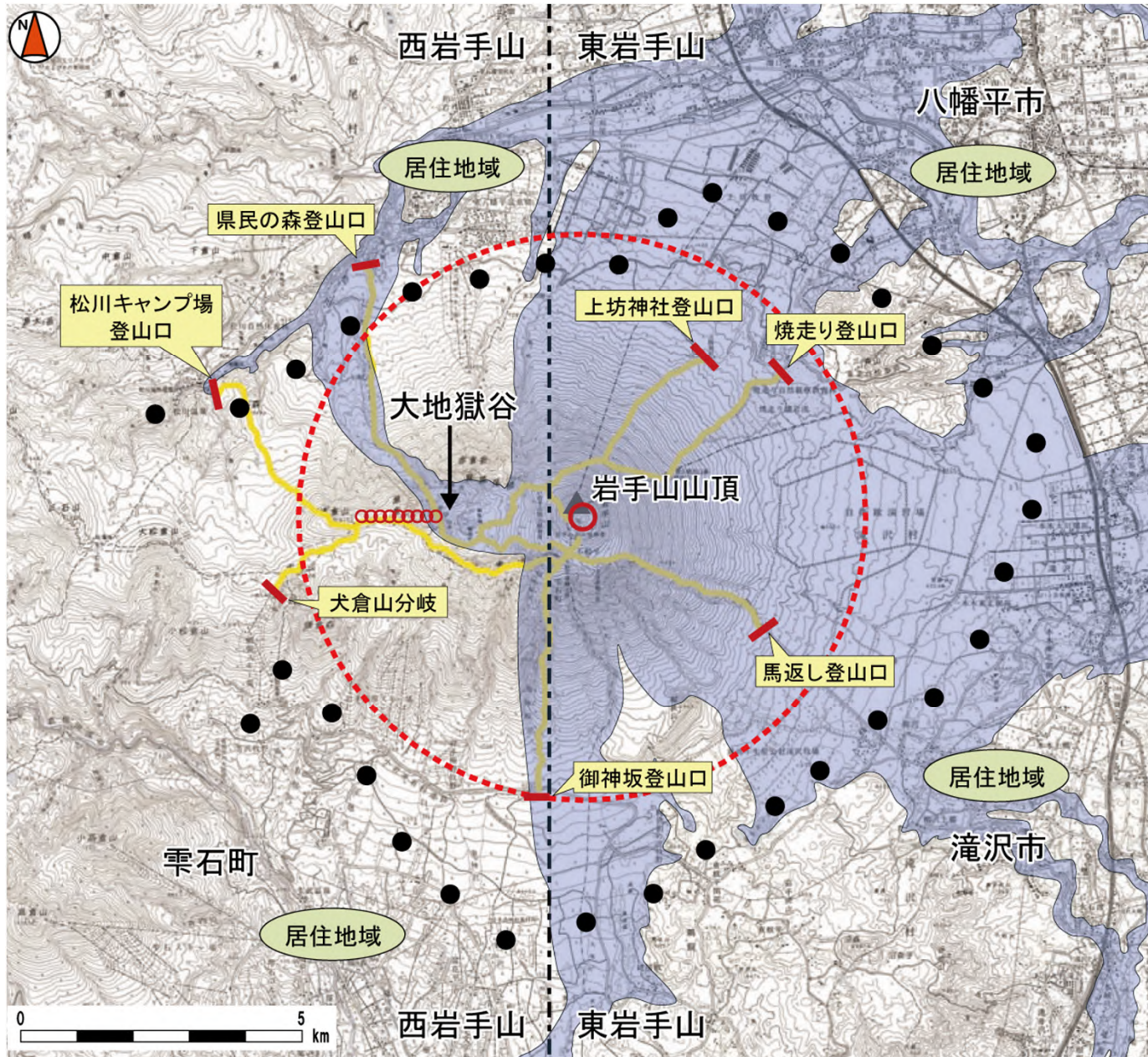
大きな噴石: 東岩手山の想定火口から概ね4km及び
西岩手山の想定火口から概ね2km



凡例	
●	居住地の境界
—	規制登山道
—	登山口等の入山規制箇所
○	想定火口

噴火警戒レベル4、5

火砕流・火砕サージ: 東岩手山の想定火口から概ね5km 
 融雪型火山泥流: 火山防災マップで想定される影響範囲(積雪期に限る) 



凡例	
	居住地域の境界
	規制登山道
	登山口等の入山規制箇所
	想定火口

「岩手山火山避難計画」(案) の概要

1 計画作成の目的・位置づけ

(活動火山対策特別措置法の改正)

- 平成27年12月に、御嶽山噴火の教訓を踏まえ活動火山対策特別措置法が改正。
- 火山災害警戒地域に指定された都道府県及び市町村は共同で火山防災協議会を設置し、一連の警戒避難体制について協議することが義務付けられた。
- 平成28年3月29日に同法に基づく岩手山火山防災協議会を設置。

(岩手山の現状)

- 平成10年10月 火山ハザードマップ作成。
- 平成12年3月 岩手山火山防災ガイドライン策定(平成27年2月改定)
- 平成19年10月 噴火警戒レベル策定(平成19年12月運用開始)
- 噴火警戒レベルに応じた具体的な避難計画は未策定。

(目的)

- 岩手山の噴火警戒レベルの推移に応じて、住民や登山者等の安全確保や円滑な避難行動、県、市町及び関係機関の具体的な避難に関する防災対策が行われるよう定める。

(位置づけ)

- 県及び市町の地域防災計画に反映。
- 協議会の構成員は、計画に定めた事項について、連携して必要な対策を講じる。

2 計画の主な内容

第1章 計画の基本的事項

- 計画作成の目的、位置づけ、火山防災協議会の関係機関の役割、火山ハザードマップ、発生が想定される火山現象、噴火シナリオ、噴火警戒レベル、避難の基本的な方針等を規定。
- 噴火警戒レベルにおける避難及び立入規制対象範囲

レベル(キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象市町	留意事項
レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○火砕流・火砕サージ 東想定火口から概ね5km ○融雪型火山泥流 想定される影響範囲	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町	○想定される影響範囲内に居住区域が存在。 ○火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が想定される範囲に立入規制や避難勧告等を発令。
レベル4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)			
レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 東想定火口から概ね4km 西想定火口から概ね2km	八幡平市 滝沢市 雫石町	○特別に被害が予想される区域(施設) ^{*2} には避難準備・高齢者等避難開始を発令。 ○登山道の入口を越えた影響範囲に立入規制を実施。
レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 東想定火口から概ね2km ^{*1} 西想定火口から概ね2km	八幡平市 滝沢市 雫石町	○噴火警戒レベル2は火口周辺規制であるが、噴石の影響範囲に退避場所等がないことから、登山道の立入規制とする。
レベル1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制等を行う。)		

※1 噴火シナリオによる水蒸気噴火について、西岩手と同等の影響範囲を想定。

※2 特別に被害が予想される区域(施設)とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

- 避難対象者と避難対象地域(噴火警戒レベル4以上)平成29年4月1日現在

4市町合計 106地区・約42,000人 (盛岡市55地区・約26,600人、八幡平市16地区・約6,600人、滝沢市27地区・約7,200人、雫石町8地区・約1,600人)

第2章 事前対策

- 住民や登山者等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、予め関係機関の役割を明確にし、情報伝達体制や避難誘導体制、避難経路や避難所、救出救助体制等を規定。
- 防災体制の構築【第2項】
 - ・国、県及び市町の噴火警戒レベルに応じた防災体制(災害対策本部等)を整理。
- 火山に関する予報・警報・情報【第3項】
 - ・気象台から発表される噴火警報等の関係機関や住民等への情報伝達系統図を整理。
- 避難のための事前対策【第4項】
 - ・避難勧告等の発令基準、避難時の関係機関の役割、指定避難所の指定(4市町42箇所)、避難経路の設定等について規定。
- 救出救助体制の構築【第5項】
 - ・救出救助における関係機関の役割、救助資機材の確保、医療・救護体制の確立、自衛隊災害派遣要請等について規定。
- 避難促進施設【第6項】
 - ・避難確保計画を作成すべき集客施設等を避難促進施設として市町地域防災計画で指定すること等について規定。
- 防災啓発【第7項】
 - ・住民や登山者等への防災啓発や防災訓練等について規定。

第3章 災害応急対策

- 噴火警戒レベルの引上げや異常現象の通報等があった場合に、迅速かつ円滑な防災対応がとれるよう、レベル毎の情報収集・伝達、立入規制・通行規制、住民等の避難誘導等の対応と救助活動、避難所の運営等を規定。
なお、噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火した場合は、より迅速な情報伝達や避難誘導等の対応を行う。
- 噴火警戒レベルが引き上げられた場合の避難対応【第2項】
 - (噴火警戒レベル2の場合)
 - ・登山道の範囲への立入規制、登山者等の避難誘導、関係機関等で必要な情報発信 等
 - (噴火警戒レベル3の場合)
 - ・登山道と影響範囲に立入規制、避難促進施設利用者等の避難誘導、
 - ・特別に被害が予想される区域(施設)の住民等の避難のための指定避難所の開設 等
 - (噴火警戒レベル4及び5の場合)
 - ・火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流の予想範囲に立入規制、警察等と連携し通行規制、住民等の避難誘導 等
- 救助活動【第3項】
 - ・救助体制や活動基準、救助範囲、ヘリコプターの運用等について規定。
- 広域一時滞在【第5項】
 - ・広域一時滞在の必要性の判断や避難手段の確保について規定。

第4章 噴火後の対応

- 噴火災害発生後の防災対応を確実に実施するため、関係機関の役割や登山者等の身元確認、避難の長期化に備えた対策、避難勧告等の解除・一時入域への対応等を規定。
- 火山灰の堆積による土石流等の土砂災害への対応について規定【第3項】
 - 避難の長期化に備えた避難所の運営、避難者の健康管理、防災ボランティアの受入、物資の供給、教育の再開等について規定【第4項】
- 風評被害対策【第5項】
 - 避難勧告や避難指示(緊急)解除、規制範囲の縮小、一時入域等について規定【第6項】

岩手山火山避難計画 (案)

平成 30 年 3 月
岩手山火山防災協議会

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画作成の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 火山防災協議会の概要.....	2
4 火山防災協議会の関係機関の役割.....	3
5 火山現象と対象地域.....	4
(1) 岩手山の概要.....	4
(2) 火山ハザードマップ.....	5
ア 噴火規模・態様.....	5
イ 噴火区分による影響範囲.....	5
(3) 発生が想定される火山現象.....	7
ア 西岩手.....	7
イ 東岩手.....	7
6 噴火シナリオ.....	9
(1) 西岩手の水蒸気噴火.....	9
(2) 東岩手の水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火.....	9
ア 山頂.....	9
イ 山腹.....	9
7 噴火警戒レベル.....	12
8 避難の基本的な方針.....	13
(1) 避難及び立入規制の対象範囲.....	13
(2) 避難対象者と避難対象地域.....	13
ア 避難対象地区の概要.....	13
イ 岩手山周辺の登山者・観光客等の概要.....	14
(3) 住民及び登山者・観光客等に対する避難対応.....	15
ア 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）時の避難対応.....	15
イ 噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難対応.....	15

ウ	噴火警戒レベル4（避難準備）時による避難対応	15
エ	噴火警戒レベル5（避難）時による避難対応	16
オ	突発的に噴火した場合及び事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に 影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル1→2以上）	16
(4)	要配慮者の避難対応	17
(5)	孤立者等の避難対策	17
(6)	家畜等の避難	17
第2章	事前対策	18
1	事前対策における関係機関	18
2	防災体制の構築	18
(1)	国、県及び市町の防災体制	18
ア	災害対策本部等	18
イ	現地災害対策本部	19
ウ	国の現地対策本部	19
(2)	噴火警戒レベルに応じた防災対応	20
ア	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の対応概要	20
イ	噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の対応概要	20
ウ	噴火警戒レベル3（入山規制）の対応概要	20
エ	噴火警戒レベル4（避難準備）の対応概要	21
オ	噴火警戒レベル5（避難）の対応概要	21
(3)	広域一時滞在の体制構築	21
3	火山に関する予報・警報・情報	22
(1)	火山に関する予報・警報・情報	22
(2)	関係機関の情報伝達・共有	23
ア	噴火警報・予報等の情報伝達	23
イ	登山者等への情報伝達体制の確保	24
ウ	住民への情報伝達体制の確保	24

エ	要配慮者への情報伝達体制の確保	25
オ	噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）での情報伝達に係る防災対応	25
(3)	異常現象等の報告等	26
ア	通報体制	26
イ	異常現象の通報事項	27
ウ	異常現象の調査と速報	27
4	避難のための事前対策	28
(1)	噴火警戒レベルと避難勧告や避難指示（緊急）等の発令基準	28
ア	立入規制（災対法第63条）の基準	28
イ	避難準備・高齢者等避難開始の発令の基準	28
ウ	避難勧告等発令（災対法第60条）の基準	28
(2)	避難時の関係機関の役割	28
(3)	指定緊急避難場所の指定	30
(4)	指定避難所の指定	30
(5)	避難経路の設定	30
(6)	避難手段の確保	47
5	救出救助体制の構築	48
(1)	救出救助に関する関係機関の役割	48
(2)	救助資機材等の確保	49
(3)	医療・救護体制の確立	49
(4)	自衛隊の災害派遣要請・受入れ	50
ア	自衛隊災害派遣要請計画（噴火警戒レベル2～5）	50
イ	自衛隊の受入れ体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）	50
6	避難促進施設	51
(1)	避難促進施設の指定	51
ア	火口近くに位置する施設	51
イ	利用者が多い大規模な施設	51
(2)	避難確保計画作成の支援	51

7	防災啓発	52
	(1) 住民等への防災啓発	52
	ア 住民等に対する防災知識の普及	52
	イ 防災職員に対する教育	53
	(2) 登山者・観光客等への防災啓発	53
	ア 登山計画書(届)の提出	53
	イ 広報活動	53
	(3) 児童、生徒等に対する教育	53
8	防災訓練	54
第3章 災害応急対策		55
1	災害応急対策における関係機関	55
2	噴火警戒レベルが引き上げられた場合の避難対応	56
	(1) 異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表された場合	56
	ア 県及び市町等の体制	56
	イ 情報収集・伝達	56
	(2) 噴火警戒レベル2の場合	57
	ア 県及び市町の体制	57
	イ 情報収集・伝達	57
	ウ 立入規制・通行規制	60
	エ 登山者等の避難誘導	61
	(3) 噴火警戒レベル3の場合	62
	ア 県及び市町の体制	62
	イ 情報収集・伝達	62
	ウ 立入規制・通行規制	64
	エ 登山者等の避難誘導	65
	オ 要配慮者の避難誘導	66
	カ 避難促進施設利用者の避難誘導	66
	キ 指定避難所の開設	66

(4) 噴火警戒レベル4の場合	67
ア 県及び市町の体制	67
イ 情報収集・伝達	67
ウ 立入規制・通行規制	69
エ 登山者等の避難誘導	71
オ 住民等の避難誘導	71
カ 要配慮者の避難誘導	71
キ 避難促進施設による避難誘導	71
ク 指定避難所の開設準備等	72
(5) 噴火警戒レベル5の場合	73
ア 県及び市町の体制	73
イ 情報収集・伝達	73
ウ 立入規制・通行規制	75
エ 登山者等の避難誘導	77
オ 住民等の避難誘導	77
カ 避難促進施設による避難誘導	77
キ 指定避難所の開設	77
3 救助活動	78
(1) 救助活動の体制	78
ア 現地災害対策本部の設置等	78
イ 救助活動への支援体制	78
ウ 活動基準の設定	78
エ 活動範囲の設定	79
オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定	79
(2) 登山者等の救助活動	79
ア 要救助者情報の把握	79
イ 救助活動	79
(3) 住民等の救助活動	79

ア	要救助者情報の把握	79
イ	搜索・救助活動	80
(4)	救助等におけるヘリコプターの運用	80
(5)	医療・救護活動	81
(6)	自衛隊災害派遣要請	81
ア	自衛隊法に基づく災害派遣要請	81
イ	自衛隊災害派遣要請の基準	81
4	避難状況の把握及び避難所の管理・運営	82
(1)	避難状況の把握	82
ア	避難者に関すること	82
イ	残留者に関すること	82
(2)	避難所の管理・運営	82
5	広域一時滞在	83
(1)	広域一時滞在の判断・実施	83
(2)	避難手段の確保	83
6	報道機関への対応	83
第4章	噴火後の対応	84
1	噴火後の対応における関係機関	84
2	登山者等の身元確認	84
3	土砂災害への対応	84
4	避難の長期化に備えた対策	85
(1)	避難所の運営	85
(2)	避難者の健康管理	85
ア	健康状態の把握	85
イ	被災者の精神状態の把握	85
ウ	継続的支援対象者のリストアップ	86
エ	関係機関との連携の強化	86
(3)	防災ボランティアの受入れ	86

(4) 避難生活に必要な物資の供給.....	86
(5) 教育の再開.....	86
(6) 応急的な住宅の供給.....	87
5 風評被害対策.....	87
6 避難勧告や避難指示（緊急）解除、一時入域などの対応.....	88
(1) 避難勧告や避難指示（緊急）の解除.....	88
(2) 規制範囲の縮小又は解除.....	88
(3) 一時入域.....	89
7 治安の維持.....	89
8 相談窓口の開設.....	89

第1章 計画の基本的事項

1 計画作成の目的

- 岩手山では、平成10年2月から火山性地震が増えはじめ、同年6月には気象庁臨時火山情報2号により噴火の可能性があるとして発表された。このため、同年7月、国、県、岩手山周辺6市町村及び学識者からなる「岩手山火山災害対策検討委員会」を組織し、同年10月に火山ハザードマップを、平成12年3月には噴火前の対策から復旧・復興までの具体的な対策を示した「岩手山火山防災ガイドライン」を策定（平成27年2月改訂）し、県及び市町村は、このガイドラインに基づき、地域防災計画の策定や火山防災対策を推進してきた。
- また、岩手山では、平成19年10月に噴火警戒レベルを定めたが、住民や登山者等への情報伝達体制、指定避難所・避難促進施設の指定、避難誘導方法など噴火警戒レベルに応じた避難計画については、具体化されていないところがあった。
- こうした中、戦後最悪の火山災害となった平成26年9月に発生した御嶽山の噴火を受け、平成27年7月に活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）が改正され、火山災害警戒地域に指定された県及び市町村は共同で火山防災協議会を設置し、一連の警戒避難体制について協議することが義務付けられたことから、平成27年4月に設置した任意の岩手山火山防災協議会の構成員を見直し、平成28年3月29日に活火山法に基づく岩手山火山防災協議会（以下、「火山防災協議会」という。）を設置した。
- この計画は、火山防災協議会が作成する計画で、岩手山の噴火警戒レベルの推移に応じて、住民や登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、県、盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町（以下、「市町」という。）及び関係機関等の具体的な避難に関する防災対策が適切に行われるよう定めるものである。
- なお、火山噴火は事前に想定したとおりに発生するとは限らないことから、住民、登山者等が避難するための警戒区域や避難勧告等の発令範囲の決定等の対応にあたっては、必要に応じて最新の火山活動状況の把握や、火山防災協議会、岩手県の火山活動に関する検討会（以下、「検討会」という。）などの助言等も踏まえる必要があることに留意することとする。

2 計画の位置づけ

県及び市町は、この計画で定めた内容を、地域防災計画に反映する。

また、火山防災協議会の構成員は、この計画に定めた事項について、連携しながら必要な対策を講じていくものとする。

3 火山防災協議会の概要

火山防災協議会は、県、市町及び関係機関の連携を確立し、平時から岩手山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、岩手山の火山災害に対する防災体制の構築を推進することを目的として、平成 28 年 3 月 29 日に設置された。

火山防災協議会の構成員は次のとおり。

表 1-1 火山防災協議会の構成員

区 分	委 員
法第 4 条第 2 項第 1 号	岩手県知事、盛岡市長、八幡平市長、滝沢市長、雫石町長
法第 4 条第 2 項第 2 号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長
法第 4 条第 2 項第 3 号	東北地方整備局長
法第 4 条第 2 項第 4 号	陸上自衛隊第 9 特科連隊長
法第 4 条第 2 項第 5 号	岩手県警察本部長
法第 4 条第 2 項第 6 号	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
法第 4 条第 2 項第 7 号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也教授（岩手大学）、伊藤英之教授（岩手県立大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第 4 条第 2 項第 8 号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、滝沢市観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

4 火山防災協議会の関係機関の役割

火山防災協議会の関係機関が、避難に関する防災対応を実施する際の主な役割は次のとおり。

表 1-2 岩手山の噴火に係る火山防災協議会の関係機関の主な役割

主体		避難に関する防災対応（主な役割）
県	岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集、発信 看板の設置 登山者等に対する情報提供 広域避難時の避難手段の調整 土石流対策 林野火災の消火 風評被害対策 道路及び登山道規制 農業、畜産業への支援 自衛隊災害派遣要請
市町	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町	<p>（平常時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 住民等の防災活動の促進、環境整備 研究及び観測等の促進 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 登山道規制、看板の設置（盛岡市を除く） 避難勧告等の発令 自衛隊災害派遣要請の依頼 避難道路の整備 登山者等の安全確保対策 警戒区域の設定 道路規制 避難所開設、運営 避難誘導
関係機関	仙台管区气象台、盛岡地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の監視、観測 噴火警報・噴火警戒レベルの発表 関係機関への情報提供及び解説 噴火時等の現地調査
	東北地方整備局、岩手河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> 機器等による火山活動の監視観測、情報提供 土砂災害に対する緊急ハード・ソフト対策等 道路規制及び規制情報等の提供 緊急調査（概況調査・降灰量調査等）
	陸上自衛隊第9特科連隊	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣 避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等
	岩手県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導、道路規制
	盛岡地区広域消防組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導 林野火災の消火
	国土地理院東北地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報、防災関連情報の提供及び地理情報システムの活用支援 復旧測量等の実施
	盛岡森林管理署 岩手北部森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 標識等の設置 降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
	東北地方環境事務所 盛岡管理官事務所	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、防災情報の発信 ビジターセンター来館者等に対する火山情報、防災情報の発信
	盛岡観光コンベンション協会 八幡平市観光協会 滝沢市観光協会 しずくしい観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 観光客等の安全確保対策 風評被害対策
有識者	<ul style="list-style-type: none"> 岩手山の火山活動の状況に関する学術的助言 「避難勧告」等の発令に関する助言 警戒区域、立入規制範囲等に関する助言 等 	

5 火山現象と対象地域

(1) 岩手山の概要

岩手山は、日本では数少ない都市と隣接した火山であり、県庁所在地である盛岡市の他、八幡平市、滝沢市、雫石町の近隣に位置し、周辺には約40万人以上が居住している。

その山体は、玄武岩及び安山岩から構成され、姥倉山・黒倉山などの西岩手と、薬師岳などの東岩手の2成層火山が結合した火山である。東岩手の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発1回のほかは、全て東岩手である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。

平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

なお、岩手山の活動状況等の詳細は、別添【資料編】P. 1～5に掲載。

(2) 火山ハザードマップ

岩手山の火山ハザードマップは、西岩手及び東岩手で起きた過去最大規模の噴火を想定し、平成10年10月に火山防災マップとして作成した。

ア 噴火規模・態様

表 1-3 岩手山の噴火規模・態様

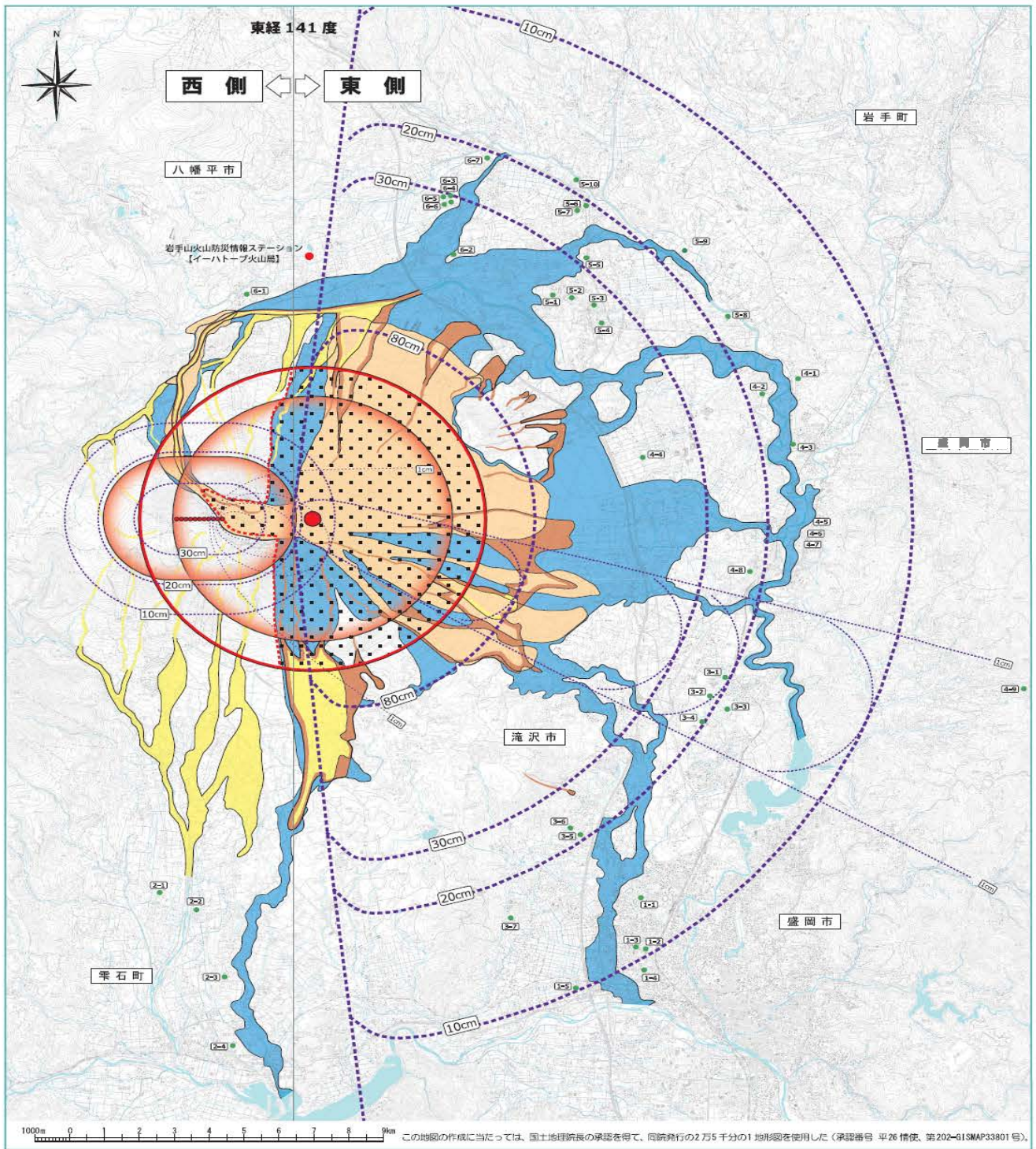
区分	態様	規模
西岩手	水蒸気噴火	約 3,200 年前の噴火と同程度（噴出量 1,000 万 m ³ ）
東岩手	マグマ噴火	1686 年の噴火と同程度（噴出量 8,500 万 m ³ ）

イ 噴火区分による影響範囲

表 1-4 岩手山の噴火区分による影響範囲

	噴火区分	警戒が必要な範囲（影響範囲）の目安（火口からの距離、地域・家屋・施設等）	目安となる主な建物・場所の名称等	噴火により想定される現象
噴火	西岩手	概ね 2km 以内	—	降下火砕物（火山灰）、大きな噴石
	東岩手	概ね 4km 以内	（北側） 八幡平リゾートパノラマスキー場山頂部付近 （南側） 網張温泉スキー場山頂部付近	降下火砕物（火山灰）、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流
		概ね 5km 以内 （範囲内に居住地域あり）	（北側） 岩手山焼走り国際交流村付近 （東側） 陸上自衛隊岩手山演習場付近	降下火砕物（火山灰）、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流
		概ね 8km 以内 （範囲内に居住地域あり）	（北側） 八幡平市立柏台小付近 （東側） 陸上自衛隊岩手駐屯地付近	降下火砕物（火山灰）、溶岩流、融雪型火山泥流
		概ね 12km 以内 （範囲内に居住地域あり）	（北側） 八幡平市立松野小付近 （東側） 渋民駅前公民館付近	降下火砕物（火山灰）、融雪型火山泥流
		概ね 18km 以内 （範囲内に居住地域あり）	（南側） 盛岡市立大新小、雫石町総合福祉センター付近	

図 1-1 岩手山火山防災マップ



避難場所	想定火口 西側 東側	噴石 西側 東側	降灰 西側 東側	火砕流 東側	火砕サージ(爆風) 東側	溶岩流 東側	土石流 西側 東側	火山泥流 東側
	予想される火口位置	噴石が飛んでくる危険性のある範囲	火山灰が降り積もる厚さ (cm) 風向きによる例	火砕流が到達する危険性のある範囲	火砕サージが到達する危険性のある範囲	溶岩流が流れ下る危険性のある範囲	土石流が流れ下る危険性の高い沢と堆積する範囲	噴雷時に火砕流が発生した場合、雪が融けて火山泥流が流れ下る危険性のある範囲
※ 風向・地形条件等で、到達する方向は変わります。図に示した範囲に一樣に到達するわけではありません。								

※ このマップ作成以降に関係機関から提供された噴火災害シミュレーション等の情報も十分に活用し、様々な現象に備えること。

(3) 発生が想定される火山現象

岩手山の火山活動に伴い予想される火山現象は次のとおりであるが、本計画では、噴火警戒レベルで対象としている、噴石・火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流を計画の対象とする。

表 1-5 岩手山で予想される火山現象

区分	噴石	降下火砕物 (火山灰)	溶岩流	火砕流	火砕 サージ	土石流	融雪型 火山泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

ア 西岩手

(7) 噴石

岩手山火山防災マップでは、約 3,200 年前の水蒸気噴火の実績に基づいて範囲を想定しており、噴石は火口から 2 km の範囲と示しているが、山麓の集落への直接的な被害の可能性は少ないと考えられる。

(イ) 降下火砕物（火山灰）

10 cm 以上の降灰は 3 km 以内の範囲を想定。

ただし、降灰は範囲内へ均等に堆積するものではなく、風向き等の影響により、堆積範囲や厚さは流動的である。

(ウ) 土石流

土石流は、噴火後に積もった火山灰や、溪流内の不安定な土砂が大雨などにより流れ下る現象で、土石流の発生は火山灰の堆積した範囲に限られるが、降灰の範囲は限定できないため、起こりうる全ての溪流について示している。方向によっては、山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

イ 東岩手

(7) 噴石

火口から吹き上げられた高温の岩塊のうち、ある程度以上の大きさと重さをもつ岩塊は風の影響をあまり受けずに弾道放物線を描いて火口の周辺に落下する。他火山の実績等から噴石が降下するのは、火口から 4 km 以内と想定。

(イ) 降下火砕物（火山灰）

火口から吹き上げられた火山灰やスコリアは、偏西風にのって、火山の東側方向に降り積もる。どの方向に降灰するか限定は出来ないため、可能性のある東側一帯について堆積厚を示してあるが、盛岡市の一部でも 10 cm 以上の降灰の可能性はある。

(ウ) 溶岩流

1686 年にはマグマは全量火砕物として噴出したため、溶岩流としては噴出していないが、マグマの何割が火砕物となり、溶岩となるかが判明していないため、全量が溶岩流として噴出した場合（火砕降下物量を密度で換算した約 5,100 万 m³）を想定。図に示した全域に溶岩が流下するわけではないが、流下する方向によっては山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

(イ) 火砕流

岩手山では過去約 6,000 年の間に火砕流の明確な堆積物は確認されていないが、1686 年の噴火時に発生を示唆する記録があること、また、積雪時での融雪型火山泥流が発生していることから、何らかの形で火砕流の発生を考慮する必要があり、到達範囲は火口から 5 km 程度であるが、地形の影響を考慮して範囲を想定。

(オ) 火砕サージ

1686 年の噴火では、2 回の火砕サージが発生したことが堆積物から確認されており、堆積物が確認されたのは火口から 4.8 km の地点までであること、距離が離れると流速や温度も低下することから、火口から 5 km の範囲を危険な区域と想定。

(カ) 土石流

西岩手の噴火の際と同様に、起こりうる全ての溪流について示しており、方向によっては山麓の集落の一部にまで到達する可能性がある。

(キ) 融雪型火山泥流

冬季間には岩手山に 2m を越える積雪があり、火砕流・火砕サージにより雪が急激に溶け融雪型火山泥流が発生する可能性がある。融雪型火山泥流は、火砕流・火砕サージの流下する方向で発生するものであるから、全ての範囲で融雪型火山泥流が流下し氾濫するものではないが、被害の範囲は最も広く、松川、生出川、砂込川、諸葛川、黒沢川などの流域で氾濫する可能性がある。

【参考】

○ 岩屑なだれ（山体崩壊）

岩手山では過去に数回発生しており、平笠岩屑なだれは約 6,000 年前に岩手山の山頂部が大崩壊し、崩壊した土砂は八幡平市西根寺田付近や盛岡市街にまで到達している。

また、有史以降でも、西暦 915～1686 年の間には規模は小さいものの、一本木原岩屑なだれが発生している。

6 噴火シナリオ

岩手山では、過去の噴火実績から、噴火場所を西岩手の水蒸気噴火と、東岩手の山頂と山腹からの水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火の大きく3つのケースが想定される。

噴火シナリオは、深部での低周波地震や火山性微動の発生を契機として、マグマの上昇から、火山性地震の増加、震源域の浅部への移動、地殻変動データ異常などの現象が発生し、この震源域が、西側に移動すれば西岩手で、東側に移動すれば東岩手で噴火に繋がる。

(1) 西岩手の水蒸気噴火

震源域が西岩手に移動し、噴気及び噴気量の増加や地熱地帯が拡大し水蒸気噴火が起き、噴石・降下火砕物により土石流が発生する。

(2) 東岩手の水蒸気噴火（マグマ水蒸気噴火）・マグマ噴火

ア 山頂

震源域が東岩手に移動し、噴気及び噴気量の増加や地熱地帯が拡大し、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火が起き、噴石・降下火砕物・火砕サージが発生する。

また、火砕サージを原因として、融雪型火山泥流が発生した実績がある。

その後、マグマ噴火が起き、溶岩流や火砕流・火砕サージにより、土石流や融雪型火山泥流が発生する。

なお、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火を経ないで、マグマ噴火へ移行する可能性もある。

イ 山腹

震源域が東岩手に移動し、噴気や地熱地帯の異常現象が確認されないまま、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火が起き、噴石・降下火砕物・火砕サージが発生する。

また、火砕サージを原因として、融雪型火山泥流が発生した実績がある。

その後、マグマ噴火が起き、溶岩流や火砕流・火砕サージにより、土石流や融雪型火山泥流が発生する。

なお、水蒸気又はマグマ水蒸気噴火を経ないで、マグマ噴火へ移行する可能性もある。

図 1-2 岩手山の仮想噴火シナリオ（避難計画に対応）

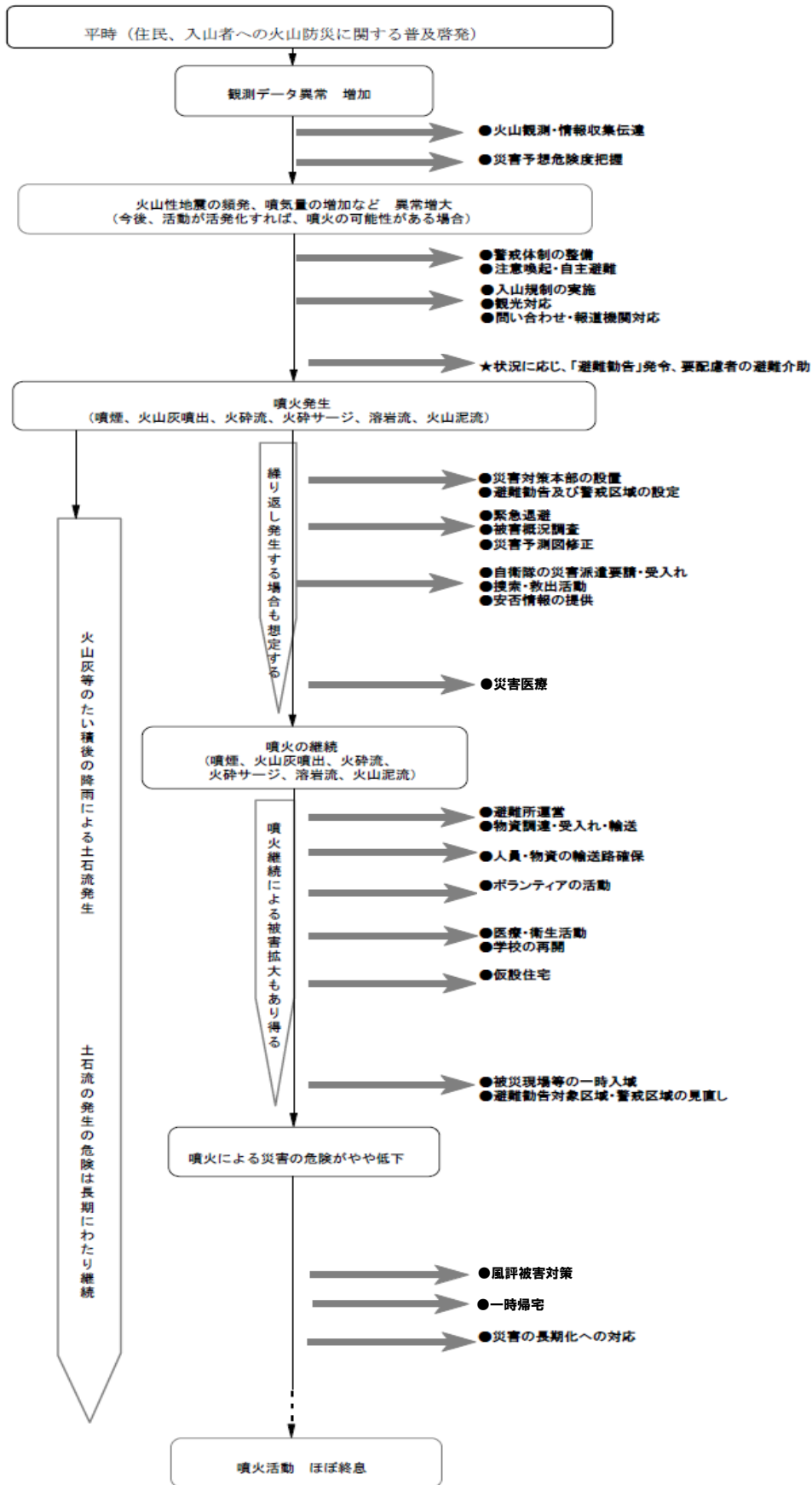
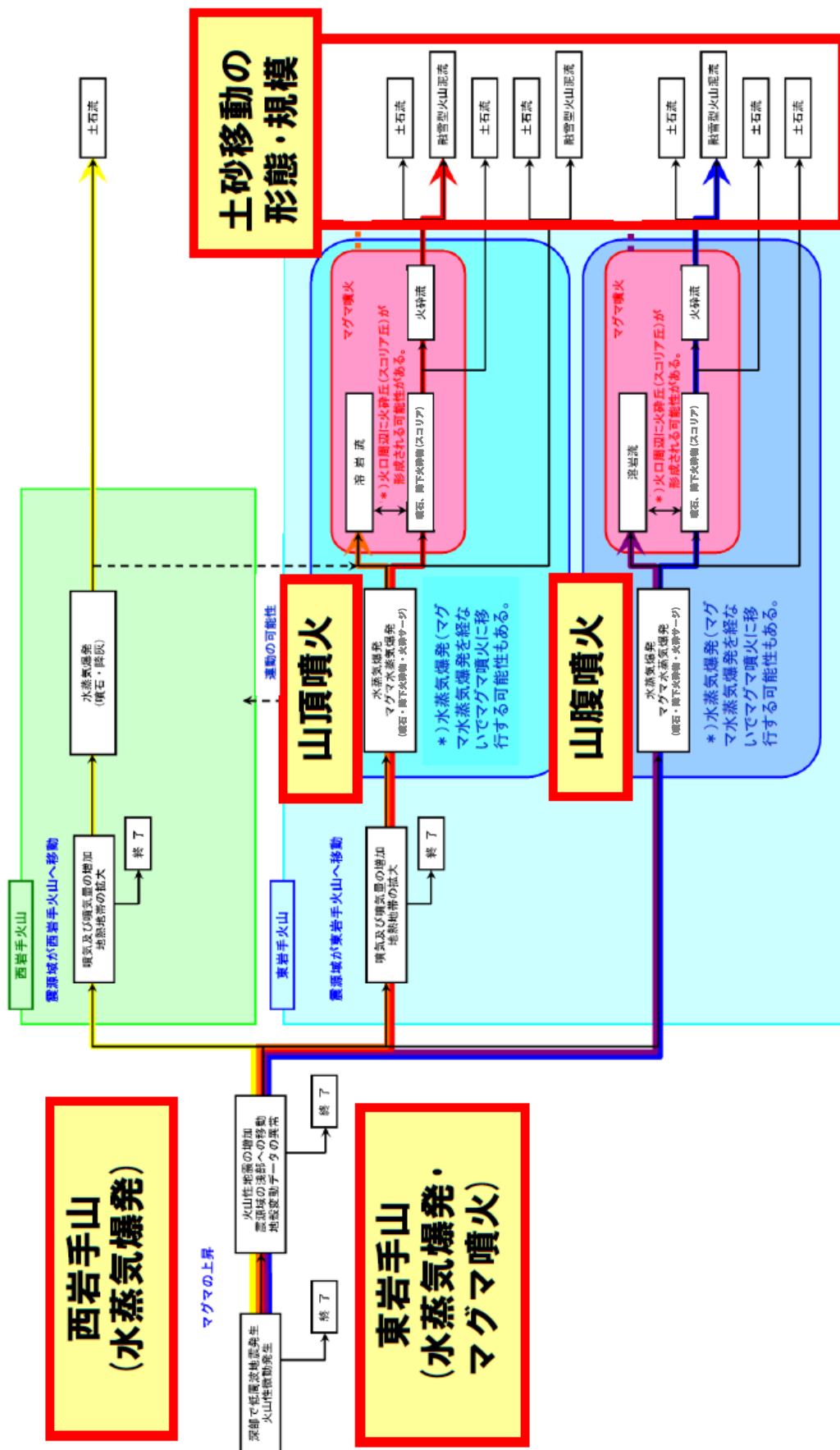


図 1-3 岩手山の噴火現象に基づく体系図



出典：H22岩手山火山噴火緊急減災対策砂防計画

7 噴火警戒レベル

気象庁では、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と関係機関や住民等のとるべき防災対応」を5段階に区分し、「活火山であることに留意」、「火口周辺規制」、「入山規制」、「避難準備」、「避難」のキーワードを付して発表する岩手山の噴火警戒レベルを作成し、運用している。

表 1-6 岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出 火砕流(火砕サージ)は火口から山麓(約4km)まで流下 噴石は火口から山麓(約4km)まで飛散
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある 【過去事例】 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出(焼走り熔岩流) 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 【過去事例】 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。(登山道は入口から立入規制) 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される 【過去事例】 1919年の噴火：西岩手山(大地獄谷)で噴火、噴石は脇の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

注1) 火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

注2) 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

8 避難の基本的な方針

(1) 避難及び立入規制の対象範囲

噴火時等の避難は、住民及び登山者・観光客等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することが基本である。

岩手山においては、火山地域の特性、想定されている火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、噴火警戒レベルにおける避難及び立入規制の対象範囲を次のとおりとする。

表 1-7 噴火警戒レベルにおける避難・規制対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	立入規制対象範囲	避難対象 市町	留意事項
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○火砕流・火砕サージ 東想定火口から概ね 5km	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町	①想定される影響範囲内に居住区域が存在。 ②火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流が想定される範囲に立入規制や避難勧告等を発令。
レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	○融雪型火山泥流 想定される影響範囲		
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 東想定火口から概ね 4km 西想定火口から概ね 2km	八幡平市 滝沢市 雫石町	①「特別に被害が予想される区域(施設)***」には避難準備・高齢者等避難開始を発令。 ②登山道の入口を越えた影響範囲に立入規制を実施。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【岩手山登山道への立入規制】 【想定される影響範囲】 ○大きな噴石 東想定火口から概ね 2km** 西想定火口から概ね 2km	八幡平市 滝沢市 雫石町	噴火警戒レベル2は火口周辺規制であるが、噴石の影響範囲に退避場所等がないことから、登山道の立入規制とする。
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	(噴気や火山ガス等の状況により、必要な注意喚起や立入規制を行う。)		

※ 噴火シナリオによる水蒸気噴火について、西岩手と同等の影響範囲を想定。

※※ 「特別に被害が予想される区域(施設)」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

(2) 避難対象者と避難対象地域

火山噴火時には、噴石の落下、火砕流・火砕サージの流下や溶岩の流出等により、広範囲にわたり、住民及び登山者・観光客等の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。

また、噴火警戒レベルが上がった際に、火口周辺に多数の登山者・観光客等がいる可能性もある。

したがって、迅速かつ的確な火山情報の伝達と避難対策を講じ、住民及び登山者・観光客等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

ア 避難対象地区の概要

計画策定時点における避難対象地区及びその地域の居住人口は、次のとおりである。

ただし、地区全体が規制区域に含まれているわけではなく、ここで挙げる人口及び要支援者数全てが、避難対象となるわけではないので留意すること。

表 1-8 噴火警戒レベル4 以上における避難対象地区と居住者数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

市町名	地区数	人口	避難行動要支援者数	備考
盛岡市	55 地区	約 26,600 人	約 1,200 人	
八幡平市	16 地区	約 6,600 人	約 500 人	
滝沢市	27 地区	約 7,200 人	約 900 人	
雫石町	8 地区	約 1,600 人	約 40 人	
合計	106 地区	約 42,000 人	約 2,640 人	

なお、噴火警戒レベル4 及び5 における避難対象地区と避難対象者数の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 6～19 に掲載。

イ 岩手山周辺の登山者・観光客等の概要

規制区域内及び付近にある主な観光施設やエリア等は、以下のとおりである。施設を利用する観光客等に加え、登山者等も避難対象者となる。

岩手山の登山者数、及び周辺の観光施設利用者数は次のとおりである。

表 1-9 岩手山周辺の登山者・観光客数 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

登山道	登山者の人数	観光施設等	観光客等の人数
焼走り	最大約 69 人 [※] (日均約 0 ～ 33 人)	八幡平リゾート パノラマスキー場	1 日平均 約 431 人
上坊	最大約 12 人 [※] (日均約 0 ～ 1 人)	焼走り国際交流村	1 日平均 約 202 人
七滝	最大約 16 人 [※] (日均約 0 ～ 5 人)	八幡平温泉郷	1 日平均 約 571 人
松川	最大約 9 人 [※] (日均約 0 ～ 1 人)	松川温泉	1 日平均 約 73 人
馬返し	最大約 3,996 人 [※] (日均約 0 ～ 133 人)	サラダファーム	1 日平均 約 339 人
御神坂	最大約 180 人 [※] (日均約 0 ～ 8 人)	いこいの村岩手	1 日平均 約 114 人
網張	最大約 210 人 [※] (日均約 0 ～ 26 人)	馬返しキャンプ場	1 日平均 約 1 人
		相の沢キャンプ場	1 日平均 約 10 人
		岩手山南麓エリア ^{※※}	1 日平均 約 850 人
計	最大約 4,492 人 [※] (日均約 0 ～ 207 人)	計	1 日平均 約 2,591 人

※ 月別の 1 日最大利用者数のうち、「最大」は平成 28 年度の各月の記録で最大人数のもの（1 日最大利用者数の最大値）を指す。「平均」は、平成 28 年度の各月の利用者数を平均した数値について、平均値の幅を示したものである。

※※ 岩手山南麓エリアは、岩手高原スノーパーク、網張温泉スキー場、休暇村岩手網張温泉、休暇村岩手網張温泉温泉館、網張ビジターセンター、網張温泉ありね山荘、岩手山登山客数を集計したものの。

(3) 住民及び登山者・観光客等に対する避難対応

市町は、避難行動対応を的確に実施するため、噴火警戒レベルの段階に応じた基本的な対応を以下のとおり定める。

ア 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）時の避難対応

(7) 警戒範囲における立入規制の実施

八幡平市、滝沢市及び雫石町は、噴火警報（火口周辺）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施するとともに、登山道への侵入を禁止する措置を行う。（入山禁止措置）

(4) 下山（立入規制区域からの退避）

県、八幡平市、滝沢市、雫石町、警察及び消防等は、避難の呼び掛けを行い、登山者等の立入規制区域外への避難を促す。

イ 噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難対応

(7) 警戒範囲における立入規制の実施

八幡平市、滝沢市及び雫石町は、噴火警報（入山規制）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施するとともに、登山道（一部市道）への侵入を禁止する措置を行う。（入山禁止措置）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

(4) 特別に被害が予想される区域（施設）への対応

八幡平市及び滝沢市は、居住地域内でも被災する可能性が高い特別に被害が予想される区域（施設）に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(4) 避難行動

八幡平市及び滝沢市は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

ウ 噴火警戒レベル4（避難準備）時による避難対応

(7) 立入規制

市町は、噴火警報（避難準備）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施する。（入山規制と一部居住地域への立入規制）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

(4) 避難（立入規制区域からの退避）

県、八幡平市、警察及び消防等は、立入規制区域内の居住地域からの住民の避難を呼び掛け、速やかに立入規制区域外に退避させるとともに、八幡平市は指定避難所を開設する。

(4) 特別に被害が予想される区域（施設）への対応

八幡平市及び滝沢市は、居住地域内でも被災する可能性が高い特別に被害が予想される区域（施設）に「避難勧告」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(4) 融雪型火山泥流による被害が予想される区域への対応

市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される居住区域に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(オ) 避難行動

市町は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

エ 噴火警戒レベル5（避難）時による避難対応

(ア) 立入規制

市町は、噴火警報（避難準備）が発表された場合、警戒範囲において立入規制を実施する。（入山規制と一部居住地域への立入規制の継続）

また、登山者等がいる場合には、速やかな下山を促す。

なお、融雪型火山泥流による被害が予想される場合、必要に応じて対象区域に立入規制を実施する。

(イ) 避難（立入規制区域からの退避）

県、市町、警察及び消防等は、立入規制区域内の居住地域からの住民の避難を呼び掛け、速やかに立入規制区域外に退避させるとともに、市町は指定避難所を開設する。

(ウ) 融雪型火山泥流による被害が予想される区域への対応

市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される居住区域に「避難勧告」・「避難指示（緊急）」を発令するとともに、指定避難所を開設する。

(エ) 避難行動

市町は、避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ自主防災組織を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行うよう呼びかける。

オ 突発的に噴火した場合及び事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル1→2以上）

市町は、突発的に噴火した場合、速やかに火山活動の状況を把握し、立入規制を実施するとともに、関係機関等と連携しながら、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなどの対応を行うものとする。

市町は、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域まで影響を及ぼす噴火が発生した場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため、関係機関等と連携しながら、速やかな緊急退避の実施や避難勧告・避難指示（緊急）等の発令、住民や登山者等の安全な地域への避難誘導を行う。

市町長は、立入規制や避難勧告等の発令にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制や避難勧告等の発令について助言する。

(4) 要配慮者の避難対応

市町は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）の避難対応にあたっては、平時から福祉関係機関等との連携を図り、円滑な避難体制を構築するとともに、特にも、避難行動に必要な情報の把握が困難、又は自らの行動等に制約のある避難行動要支援者については、避難準備から避難後の生活までの各段階において、その家族、消防団や自主防災組織、要配慮者利用施設の管理者、関係団体等と協力してきめ細やかな支援策を講ずるものとする。

このため、県及び市町が定める地域防災計画の避難行動要支援者への支援等に関する規定に準じて適切に行うことができる体制を確立する。

(5) 孤立者等の避難対策

市町は、噴火により避難経路が閉ざされ、避難出来なくなった登山者、住民等がいる場合には、その状況を確認するとともに、速やかに警察や消防等へ救助要請を行うものとする。

市町は、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、県や警察等にヘリコプターの出動を要請する。

(6) 家畜等の避難

火山災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

(ア) 県は、市町その他の協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。

(イ) 市町は、県から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

第2章 事前対策

1 事前対策における関係機関

表 2-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
防災体制	○	○	○	○	○		○	○	○	
情報伝達体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難体制	○	○	○	○	○	○				○
救出救助体制			○	○	○					
防災啓発	○	○		○	○	○			○	○
防災訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2 防災体制の構築

県、市町及び関係機関は、火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、住民等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、予め情報伝達体制、避難誘導体制を整備する。

特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるよう整備を行う。

(1) 国、県及び市町の防災体制

ア 災害対策本部等

県及び市町は、火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、岩手山の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、それぞれの判断に基づき、災害警戒本部、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置する。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は、次のとおりである。

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた防災体制【レベルが段階的に引き上げられた場合】

噴火警戒レベル	岩手県	盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町
1 (活火山であることに留意)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
2 (火口周辺規制)	情報連絡体制	情報連絡体制	情報連絡体制	情報連絡体制 [災害警戒本部]	準警戒体制
3 (入山規制)	災害特別警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部	災害警戒本部 [災害警戒体制]
4 (避難準備)	災害対策本部	災害警戒本部 [警戒配備]	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部 [警戒配備体制]
5 (避難)	災害対策本部	災害対策本部 [非常配備]	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部 [非常配備体制]

※ 県及び市町の防災体制は、状況に応じて変更する場合がある。

イ 現地災害対策本部

- (ア) 県は、被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置する。
- (イ) 現地災害対策本部は、災害情報の収集や報告及び市町、関係機関との情報交換、連絡・調整等を実施する。

ウ 国の現地対策本部

国（内閣府）は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど、地方公共団体等との火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、噴火警戒レベル3に相当する火口周辺警報が発表された場合は「火山災害現地連絡調整室」を、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報が発表された場合は「火山災害現地警戒本部」を、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報が発表された場合は「緊急（非常）災害現地対策本部（本部長：内閣副大臣）」を設置する。

また、必要に応じて、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される「火山災害警戒合同会議」又は「火山災害対策合同会議」を開催する。

火山防災協議会の構成機関は、上記の合同会議が開催された場合、その会議に参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた防災体制

（囲み無し：国が開催、 囲み有り：国、関係自治体、火山専門家等が合同で開催）

警報	噴火警戒レベル	現地の体制 (状況に応じて設置)	国の体制 (状況に応じて設置)
噴火警報 (特別警報)	レベル5 (避難)	緊急(非常)災害現地対策本部 <u>火山災害対策合同会議</u>	緊急(非常)災害対策本部
	レベル4 (避難準備)	火山災害現地警戒本部 <u>火山災害警戒合同会議</u>	火山災害警戒本部
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	火山災害現地連絡調整室	関係省庁災害警戒会議

(2) 噴火警戒レベルに応じた防災対応

県、市町及び関係機関は、噴火時等において、迅速に、また相互に調整の取れた防災対応が実施できるように、噴火警戒レベルに応じた活動や役割を整理し、平常時から相互の役割を共有する。

ア 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の対応概要

- (ア) 定例会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山に関する情報収集・共有（県、市町、関係機関）
- (エ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (オ) 地域防災計画（火山災害対策編）の改訂の検討（県、市町）
- (カ) 防災訓練の企画・実施（県、市町）
- (キ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町） 等

イ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の対応概要

- (ア) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (エ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (オ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (カ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (キ) 登山者等の避難（県、市町、関係機関）
- (ク) 入山規制範囲の確認と規制の実施（県、市町）
- (ケ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町） 等

ウ 噴火警戒レベル3（入山規制）の対応概要

- (ア) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (イ) 検討会の開催（県）
- (ウ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (エ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (オ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (カ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (キ) 住民・登山者等の避難（県、市町、関係機関）
- (ク) 入山規制範囲の確認と規制の実施（県、市町）
- (ケ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町）
- (コ) 一部の地区で避難準備・高齢者等避難開始の発令（県、市町）
- (サ) 一部の避難所の開設（市町） 等

エ 噴火警戒レベル4（避難準備）の対応概要

- (ア) 国の火山災害対策合同会議への参加（県、市町、関係機関）
- (イ) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (ロ) 検討会の開催（県）
- (エ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (オ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (カ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (キ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (ク) 住民等の避難（県、市町、関係機関）
- (ケ) 立入規制範囲の確認と規制の実施（県、市町、関係機関）
- (コ) 道路規制の実施（県、市町、関係機関）
- (サ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町）
- (シ) 避難準備・高齢者等避難開始の発令（県、市町）
- (ス) 一部の地区で避難の開始（県、市町、関係機関）
- (セ) 避難所の開設（市町） 等

オ 噴火警戒レベル5（避難）の対応概要

- (ア) 国の火山災害対策合同会議への参加（県、市町、関係機関）
- (イ) 臨時会（協議会、幹事会）の開催（県、市町、関係機関）
- (ロ) 検討会の開催（県）
- (エ) 火山活動の状況と関係機関の態勢確認・協議（県、市町、関係機関）
- (オ) 関係機関との情報連絡体制の強化（県、市町、関係機関）
- (カ) 異常現象の通報情報の共有（県、市町、関係機関）
- (キ) 住民等への情報提供の実施（県、市町）
- (ク) 立入規制範囲の確認と規制の実施（県、市町、関係機関）
- (ケ) 道路規制の実施（県、市町、関係機関）
- (コ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県、市町）
- (サ) 避難勧告や避難指示（緊急）の発令（県、市町）
- (シ) 避難所の運営（市町） 等

(3) 広域一時滞在の体制構築

市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、避難先が県内の市町村の場合は当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村の場合は県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで市町に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。

3 火山に関する予報・警報・情報

(1) 火山に関する予報・警報・情報

仙台管区気象台は、火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受けて異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表する。

表 2-4 火山に関する予報・警報・情報

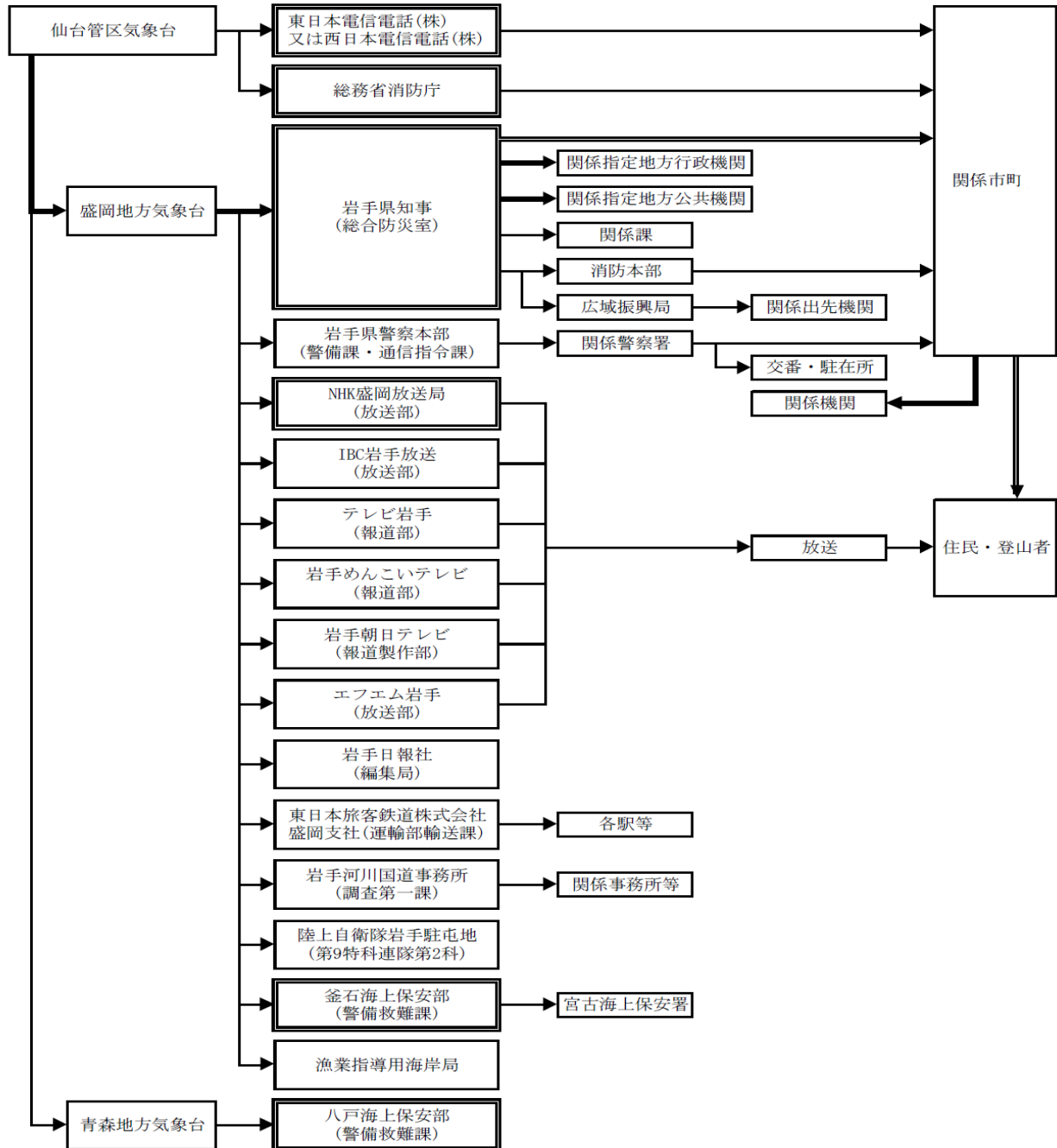
種類	内容
噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表。
噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	居住地域を対象とする場合は、噴火警報(居住地域)又は噴火警報、火口から居住地域の近くまで、あるいは火口周辺を対象とする場合は、噴火警報(火口周辺)
噴火警報(周辺海域)	又は火口周辺警報、海底火山の場合は噴火警報[周辺海域]を発表。
噴火予報	火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合、また、噴火警報の解除する場合に発表。
降灰予報(定時)	噴火により降灰のおそれがある火山に対して噴火の発生にかかわらず定期的に発表。
降灰予報(速報)	噴火発生後1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を示し、噴火後速やかに(5分から10分)に発表。
降灰予報(詳細)	噴火発生から6時間先まで予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、噴火後20分から30分で発表。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。
火山現象に関する情報等	<p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。</p> <p>○火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>○火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p> <p>○週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎週金曜日に発表。</p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月1回発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</p>
噴火速報	常時観測火山において、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。

(2) 関係機関の情報伝達・共有

ア 噴火警報・予報等の情報伝達

仙台管区気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達システムは、以下に示すとおりとする。
 なお、噴火警報等については、有識者等とも情報共有を図る。

図 2-1 気象台からの噴火警報・予報等の情報伝達系統図



(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、津報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路。
- 3 二重線の経路は、
 - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等
 - ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

イ 登山者等への情報伝達体制の確保

市町は、緊急速報メールや山小屋に設置した広報設備及び防災行政無線等により、入山規制の実施や早期下山を確実に伝達するための手段を確保する。

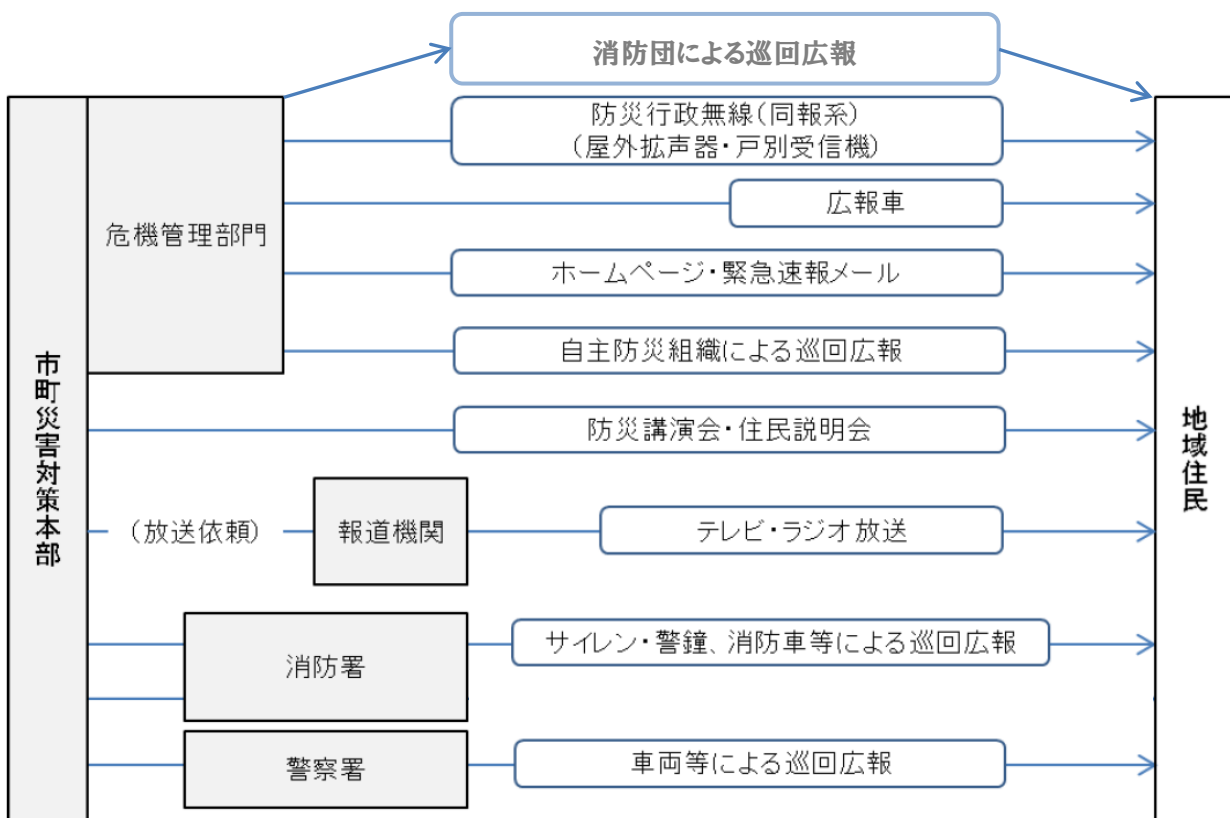
また、県及び市町は、県内外から訪れる多くの登山者等に対し、ホームページや報道機関を通じた広報や多様な言語による情報伝達手段の検討を行うほか、観光事業者、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請して、観光施設での防災マップの配布や登山道への周知看板の設置など、観光拠点や主要駅等での広報を実施することにより、必要な情報を周知する。

ウ 住民への情報伝達体制の確保

市町は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民等への適切かつ速やかな情報伝達や広報を実施する手段を確保する。

住民等が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報や避難勧告をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、県、市町及び関係機関は、状況に応じた的確に情報伝達や広報を行う体制を整備する。

図 2-2 住民等への情報伝達系統図



エ 要配慮者への情報伝達体制の確保

市町は、避難の際に即座に対応することが困難である要配慮者に、緊急速報メール、防災行政無線、広報車等を用いて、迅速・確実な情報伝達を実施するための手段を確保する。

また、社会福祉施設等の管理者に対し、避難勧告等の情報を確実に伝達するための手段を確保する。

市町は、在宅の要配慮者に対し、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられることから、消防団や自主防災組織等を通じた個別の情報伝達支援を行うとともに、障がいの内容に応じたメディアを活用した情報伝達に努める。

オ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）での情報伝達に係る防災対応

県、市町及び関係機関の、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）における情報伝達に係る防災対応は、次のとおりである。

表 2-5 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
平常時（噴火警戒レベル1（活火山であることに留意））	
県	<p>（登山者等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページやモバイルメール等による火山情報、防災情報の発信 道路情報板等による道路利用者への情報提供 観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 報道機関への情報提供 <p>（住民等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等による火山情報、防災情報を発信 教育委員会や火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 <p>（要配慮者向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言・指導 助言・指導にあたって関係機関との調整を支援
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<p>（登山者等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報の周知 報道機関への情報提供 <p>（住民向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会等との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 住民への周知（緊急速報メール・防災メールの配信、ホームページ、SNS等による広報） 消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報、避難計画等の周知、講習会の開催 教育委員会や火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 <p>（要配慮者向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の名簿等の作成 避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） 自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<p>（登山者等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 報道機関への情報提供 <p>（住民等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信

(3) 異常現象等の報告等

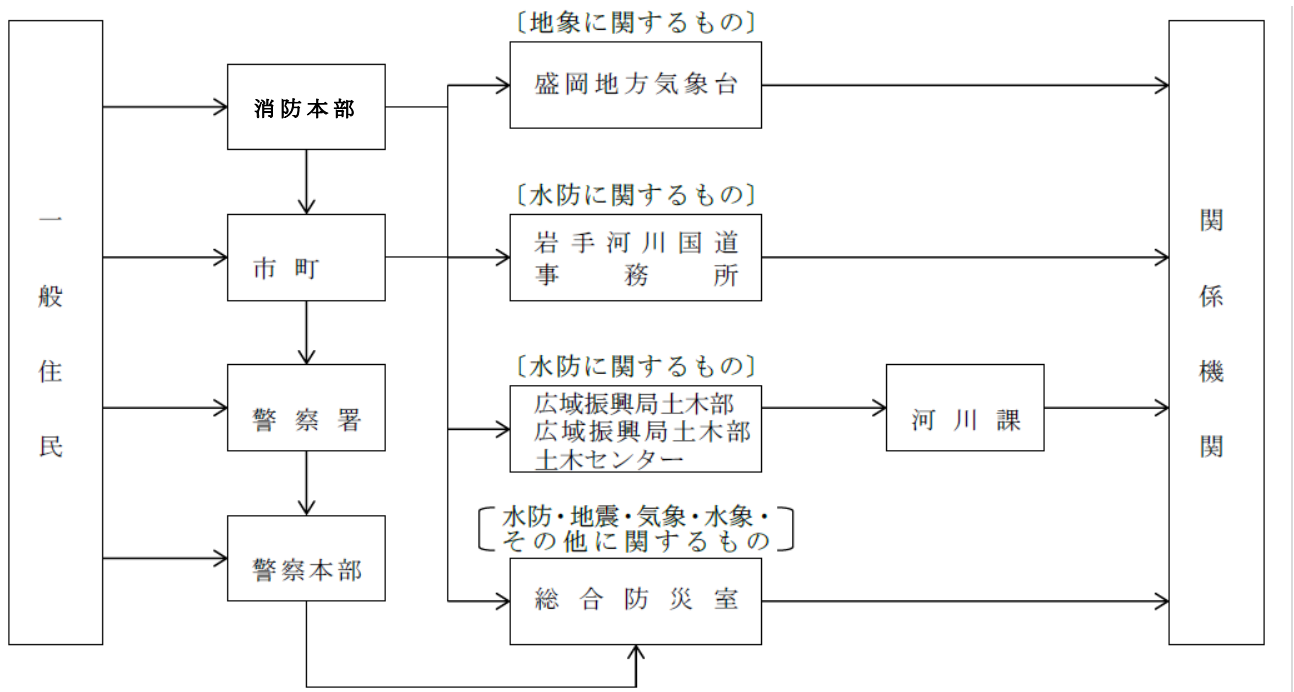
市町及び関係機関は、登山者等からの、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の通報体制や、関係機関への情報伝達体制を構築するとともに、必要に応じて、避難の誘導、入山規制等の措置を講じる。

ア 通報体制

住民や登山者及び観光施設等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の、通報体制は次のとおりとする。

県、市町及び関係機関は、異常現象が発見された場合、電話連絡で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会や検討会を開催するものとする。

図 2-3 住民等からの通報体制系統図



イ 異常現象の通報事項

登山者等が、通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

市町、警察及び消防は、登山者等から通報があった際は、発生場所（発見場所）について正確な情報を把握するよう努める。

表 2-6 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	山頂付近での有感地震及び揺れ
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発
○その他	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

ウ 異常現象の調査と速報

市町、警察及び消防は、登山者等からの通報後、直ちに現場を確認し、次の内容をそれぞれの通報体制にしたがって速報する。

盛岡地方気象台から連絡を受けた仙台管区気象台は、必要に応じて火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

【速報の内容】

- 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- 発生場所（どの火口で確認されたか）
- 発生による影響（住民、登山者、動植物、施設等への影響）

4 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難勧告や避難指示（緊急）等の発令基準

市町は、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、噴火により被害が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合の、警戒区域の設定による立入規制や避難勧告等発令のための目安を以下のとおり定める。

なお、市町長は、警戒区域（立入規制区域）の設定や避難勧告等の発令等を行うにあたって、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況等に関する学術的助言を受け、市町長に対して設定や発令等について助言する。

ア 立入規制（災対法第 63 条）の基準

市町長は、噴火警戒レベルに合わせて警戒区域（立入規制区域）を設定し、住民、登山者等を区域内から退去するよう命じることができる。

イ 避難準備・高齢者等避難開始の発令の基準

市町長は、噴火警戒レベル 4（避難準備）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合、「避難準備・高齢者等避難開始」を、規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が避難を希望する場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

ウ 避難勧告等発令（災対法第 60 条）の基準

市町長は、噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を、規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が自主的に避難した場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

(2) 避難時の関係機関の役割

県、市町及び関係機関の、避難時における役割は次のとおりであり、それぞれ必要な体制、資機材等を整備する。

表 2-7 住民及び登山者等の避難における関係機関の役割

機関	役割
県	○知事は、災害の発生により市町がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部、又は一部を当該市町長に代わって実施する。 ○市町を通じて要配慮者の被災状況、避難状況等を把握する。 ○関係部局と連携し、要配慮者が保健医療や福祉サービスが受けられるよう、市町を支援する。 ○市町の行う関係機関・団体との連携を支援し、社会福祉施設等への要配慮者の入所の調整を行う。 ○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。 ○避難行動要支援者の搬送体制（搬送手段）を確保する。

機関	役割
	<p>○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導を行う。</p> <p>○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。</p>
<p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町 	<p>○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、住民及び登山者等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市町長は、地元警察署長と連絡の上、住民及び登山者等に対して、避難のための立退きの勧告、又は指示を行う。また、必要に応じて、避難のための立退き先を定めて勧告、又は指示を行う。この場合、市町長は速やかに県に報告する。</p> <p>○火山災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>○避難の勧告、又は指示（緊急）を発令した場合、地元警察署、消防本部等の協力を得て、指定避難所に誘導する。この場合、市町は避難所に職員を派遣するか、又は避難所の管理責任者と連絡を密にして避難所開設を円滑に行い、その適正な運営を図る。</p> <p>○避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。</p> <p>○避難所を開設したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。</p> <p>○避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・災害時要援護者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。</p> <p>○自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、予め社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。</p> <p>○指定した福祉避難所の所在地等については、県に報告する。</p> <p>○福祉避難所を開設したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。</p> <p>○要配慮者に対する避難行動要支援者名簿に基づく、速やかな安否確認を実施する。</p> <p>○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。</p> <p>○地域住民や民生委員・児童委員等の協力による要配慮者の避難所への速やかな避難誘導を行う。</p> <p>○聴覚障がいや視覚障がい、外国人に対応した情報伝達手段を確保する。</p> <p>○避難行動要支援者の搬送体制（搬送手段）を確保する。</p> <p>○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導、安否確認を行う。</p> <p>○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。</p> <p>○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、「岩手山モバイル登山システム」で届出を行っている登山者情報を関係機関で共有し、避難状況の確認を行う。</p>
<p>岩手県警察本部</p>	<p>○危険が切迫した場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、警察官は直ちに市町長に通知する。</p> <p>○避難の勧告、又は指示が出された場合には、市町に協力し、予め指定された避難所等へ避難誘導する。</p> <p>○避難路等の要所に誘導員を配置するなど避難誘導にあたる。また、夜間の場合は、照明資材を活用して安全な誘導に努める。</p> <p>○避難の勧告、又は指示に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。</p> <p>○避難行動要支援者を把握し、自治体等や地域住民と連携した安否確認・救助活動を実施する。</p> <p>○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、登山計画書（届）を速やかに回収するとともに、登山者情報を関係機関で共有し、避難状況の確認を行う。</p>
<p>盛岡地区広域消防組合消防本部</p>	<p>○危険が切迫した場合において、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市町長から要求のあったときは、消防職員が居住者等に避難の指示を行う。この場合、消防職員は直ちに市町長に通知する。</p> <p>○避難の勧告、又は指示に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。</p> <p>○避難行動要支援者を把握し、自治体等や地域住民と連携した安否確認・救助活動を実施する。</p> <p>○避難勧告等が発令された地域及び避難場所の出入りを防止するため、巡回警戒及び火災予防広報を実施する。</p>

(3) 指定緊急避難場所の指定

市町は、火山現象の影響を受けない所で、かつ、住民が短時間で避難が可能な場所を指定緊急避難場所に指定する。

なお、登山口から山頂までの間には指定緊急避難場所がないことから、県、市町及び関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

また、県及び市町は、噴火の際の緊急退避について登山者等に周知するよう努める。

なお、指定緊急避難場所の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 20～23に掲載。

(4) 指定避難所の指定

市町は、火山ハザードマップを踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定める。

また、避難対象地域の人口を試算し、施設として収容可能かどうかを確認するとともに、収容できない場合は近隣市町と協議のうえ、すべての避難者が避難できるよう予め定める。

表 2-8 指定避難所 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

市 町 名	避難所数	収容人数	備考
盛岡市	13箇所	約 2,200 人	
八幡平市	13箇所	約 9,000 人	
滝沢市	11箇所	約 6,800 人	
雫石町	5箇所	約 3,100 人	
合 計	42箇所	約 21,100 人	

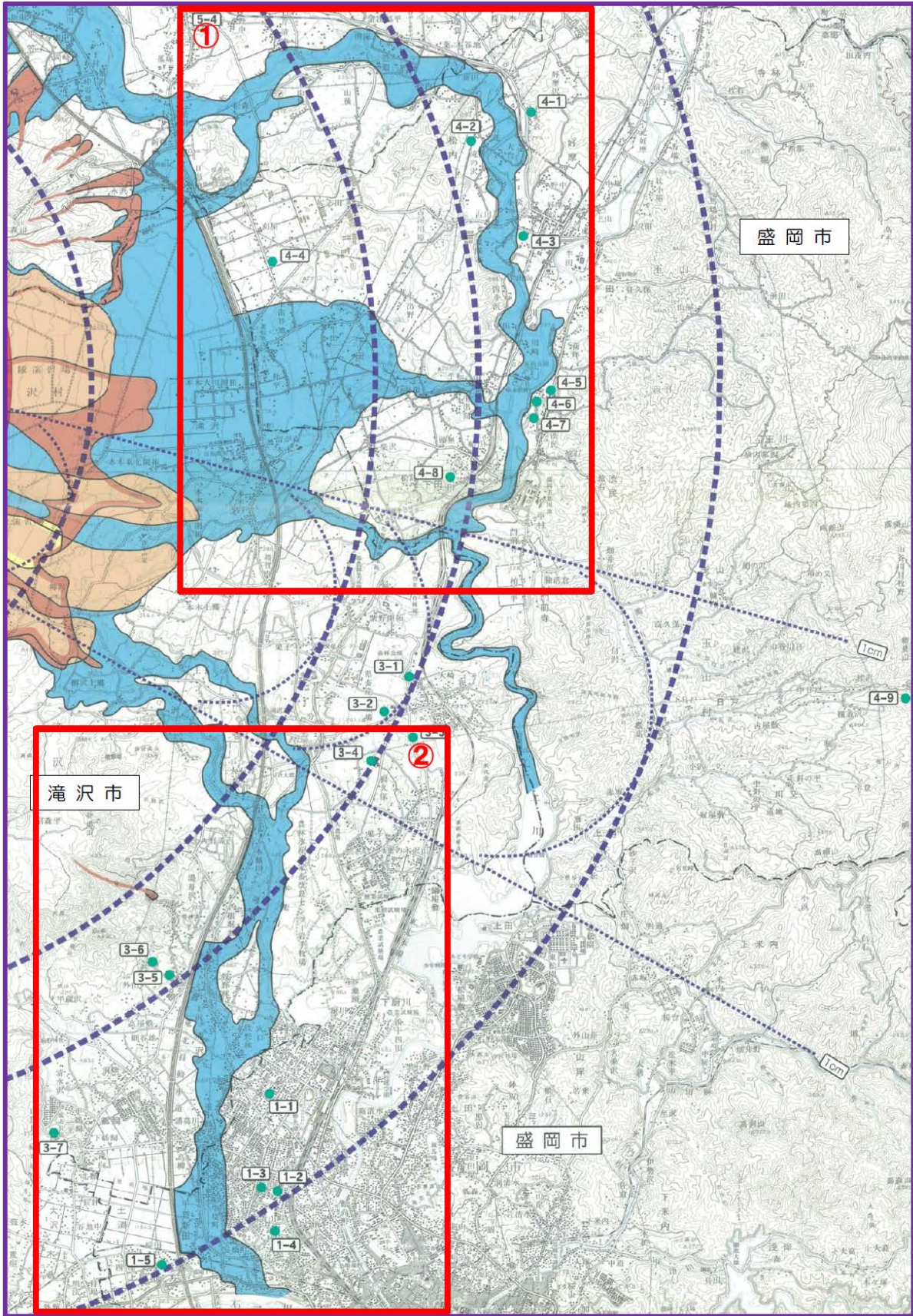
なお、指定避難所の市町ごとの詳細は、別添【資料編】P. 24～27に掲載。

(5) 避難経路の設定

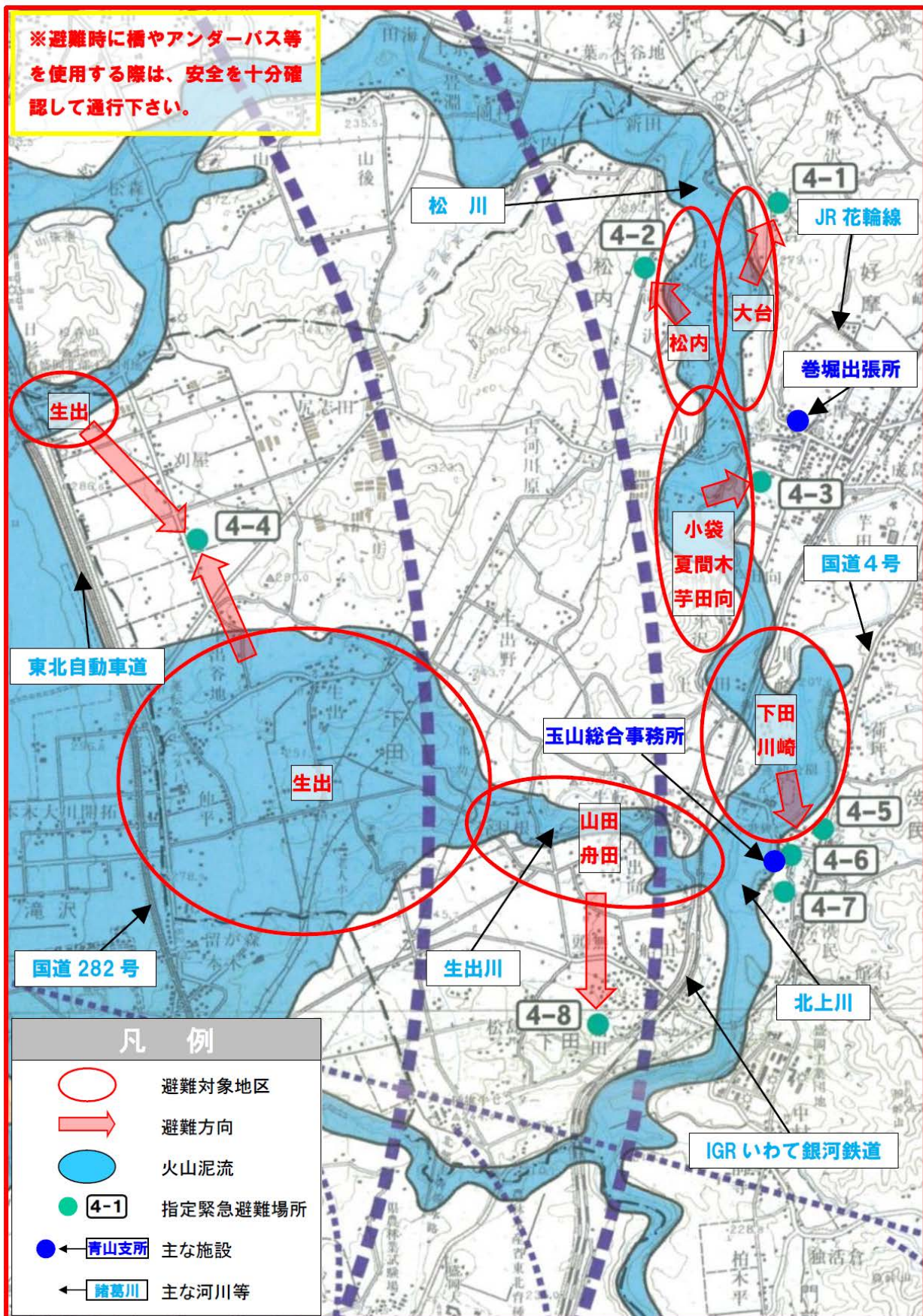
市町は、火山災害時に避難が必要になる地区ごとに避難経路を設定することとし、避難経路は、火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流の影響範囲を可能な限り避けるよう設定する。

図 2-4 避難経路（盛岡市）

○ 盛岡市全体図



○ 盛岡市①



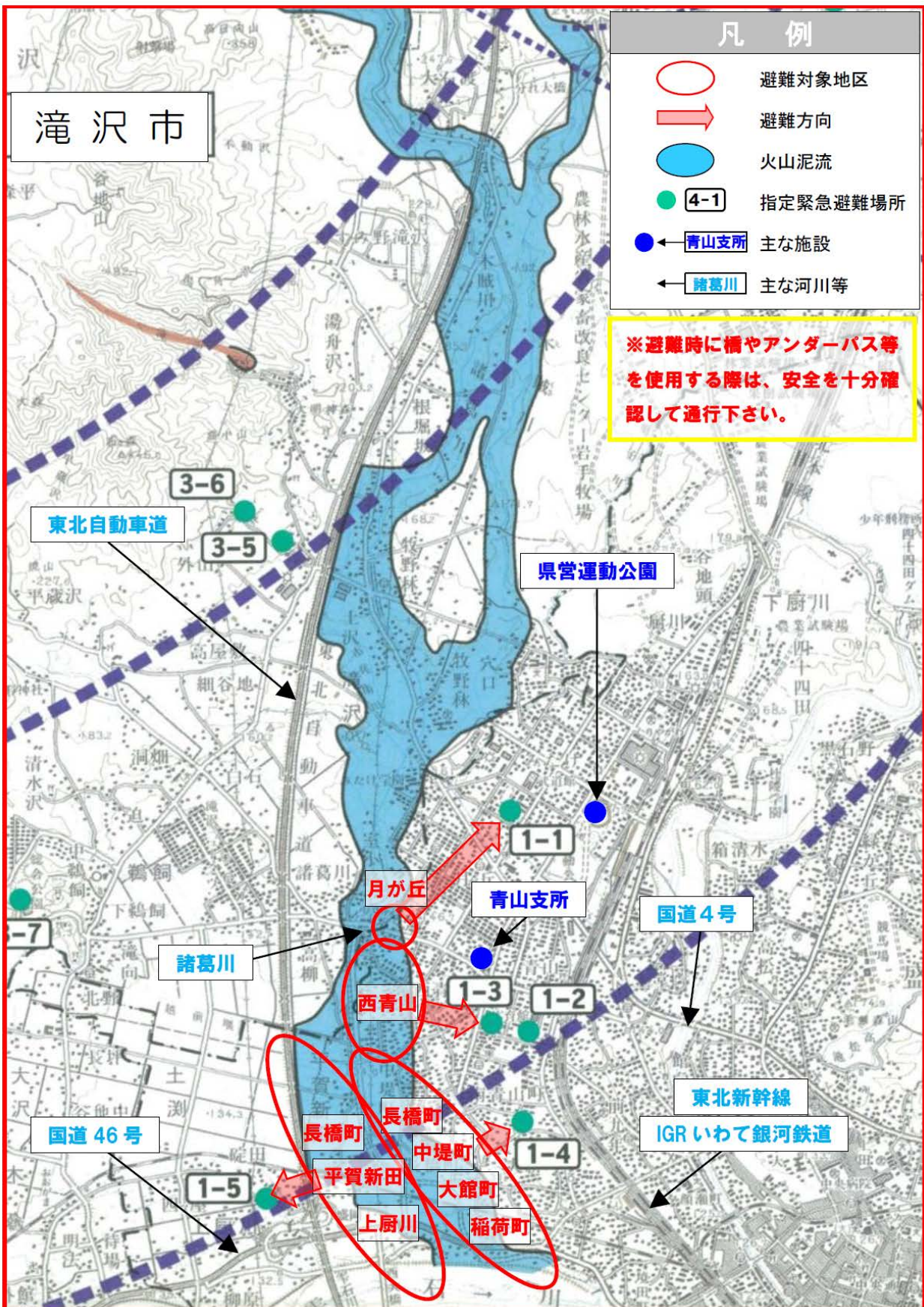
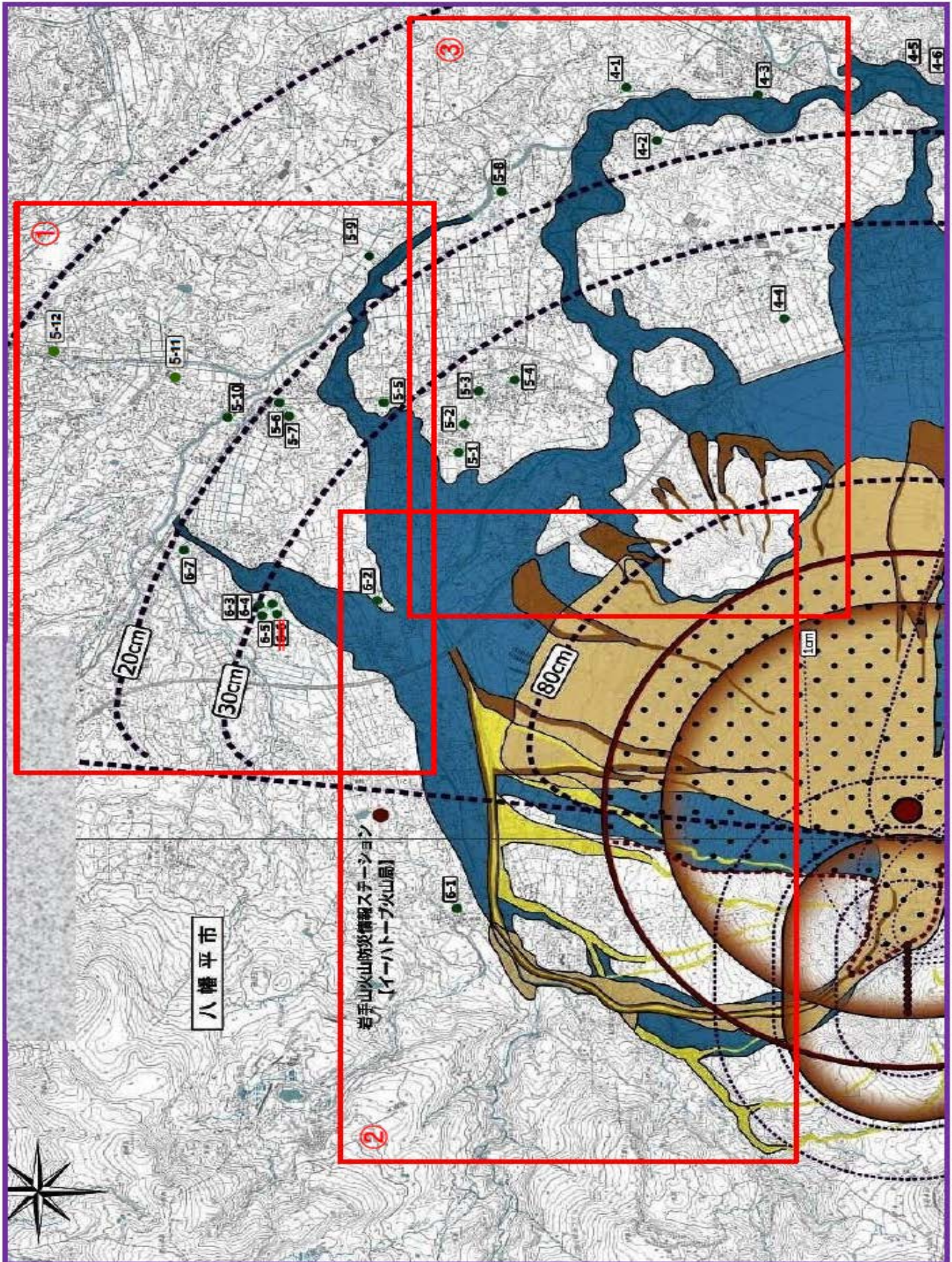
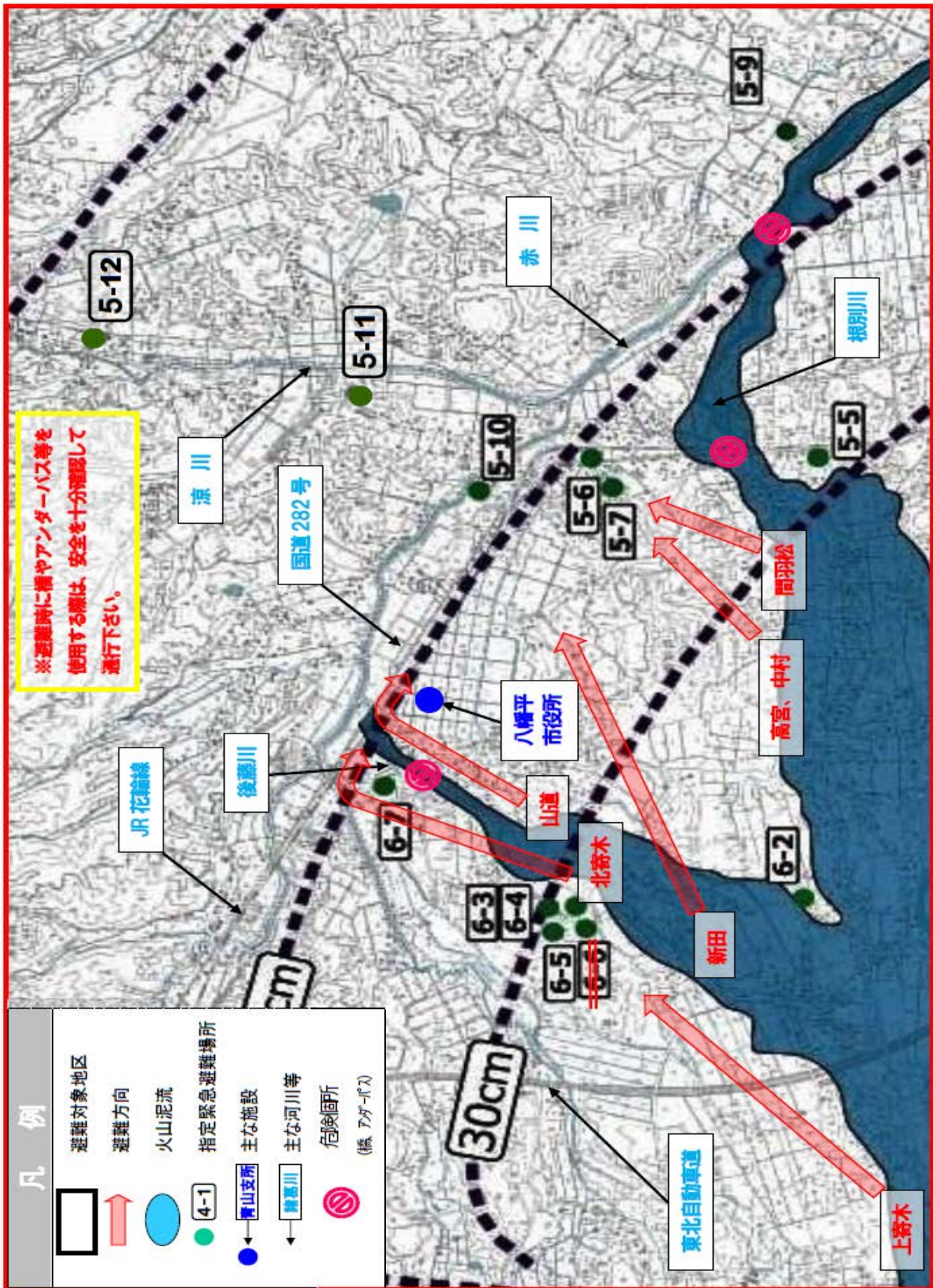


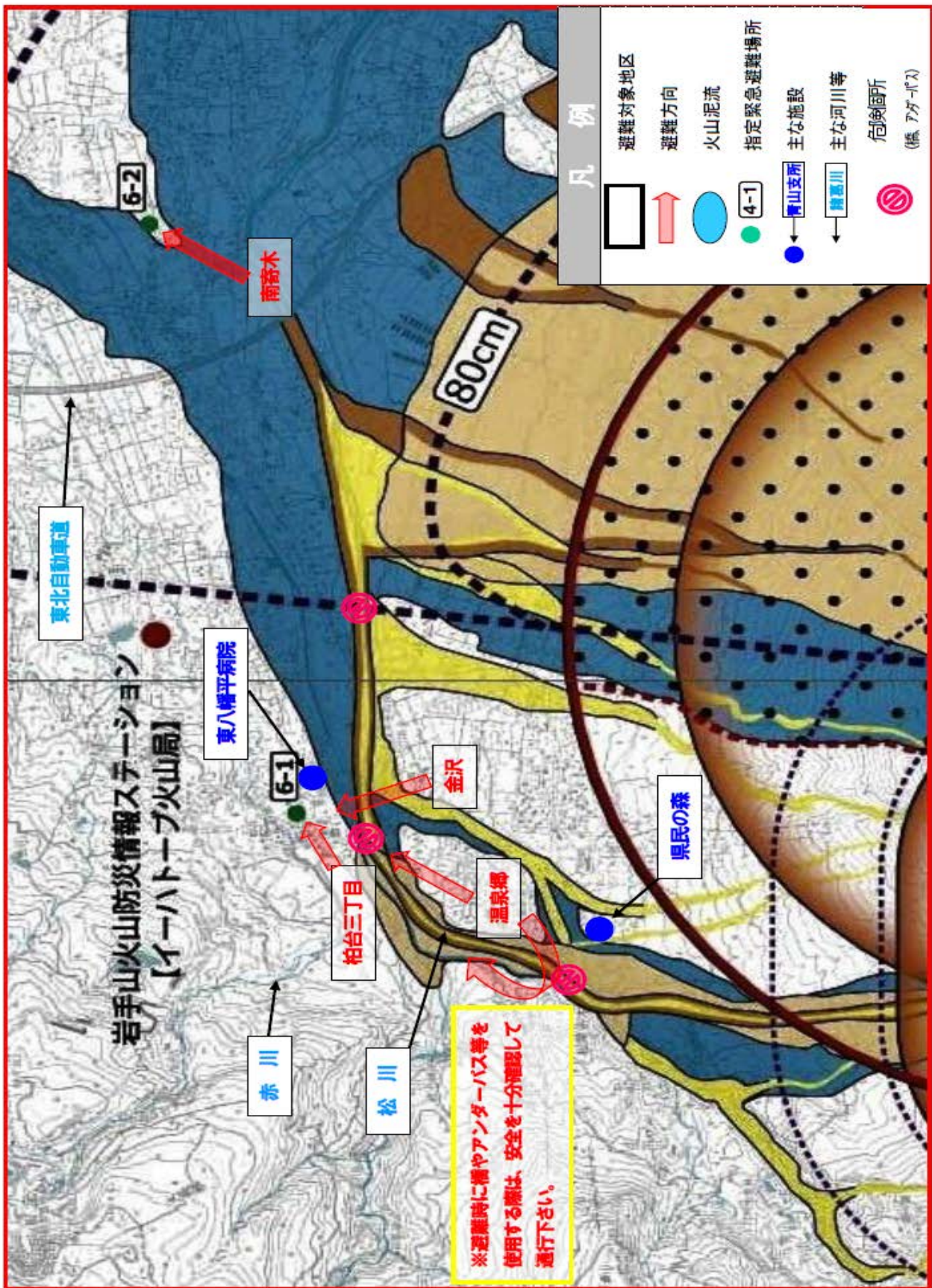
図 2-5 避難経路 (八幡平市)

○ 八幡平市全体図



○ 八幡平市①





○ 八幡平市③

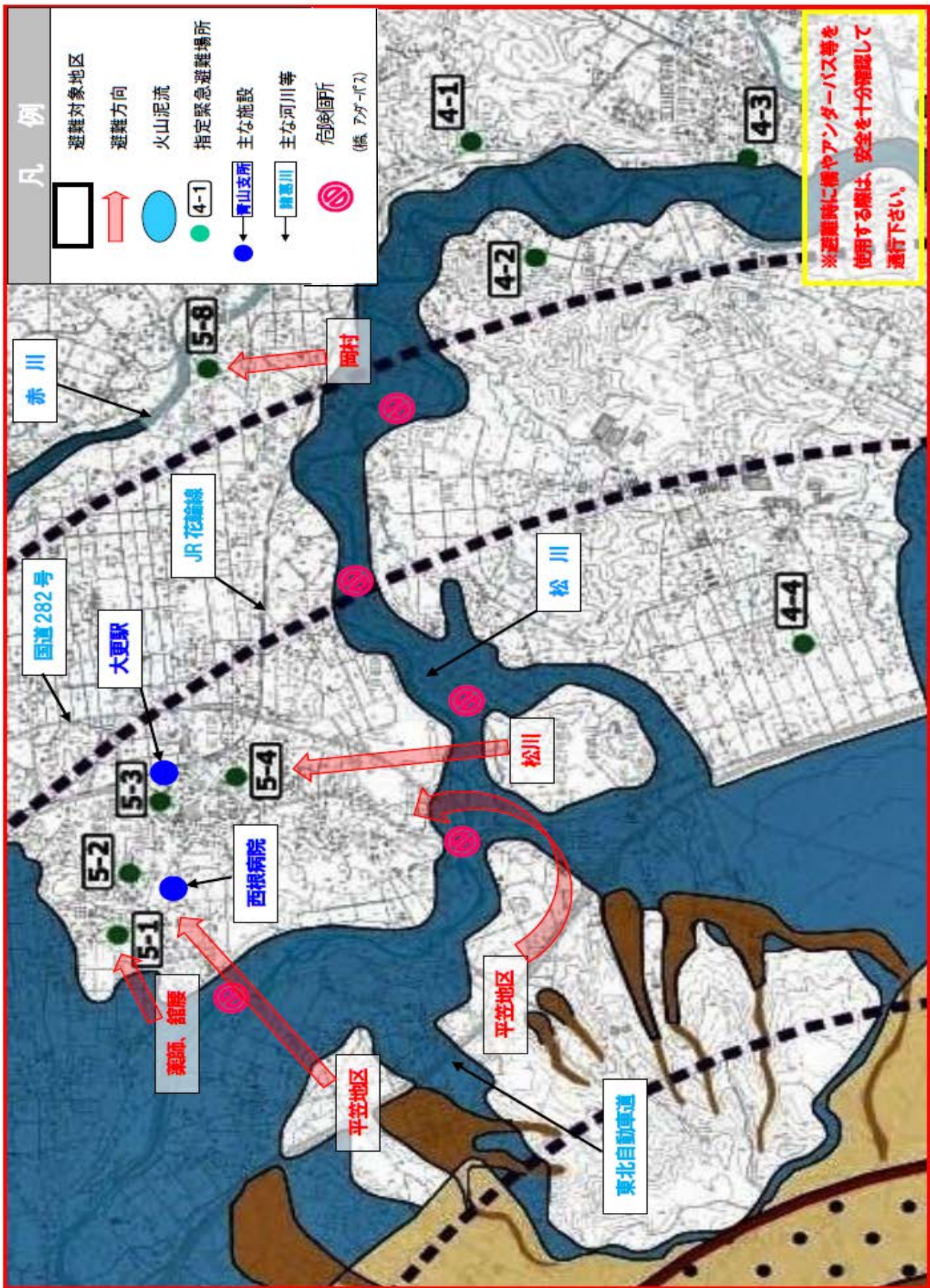
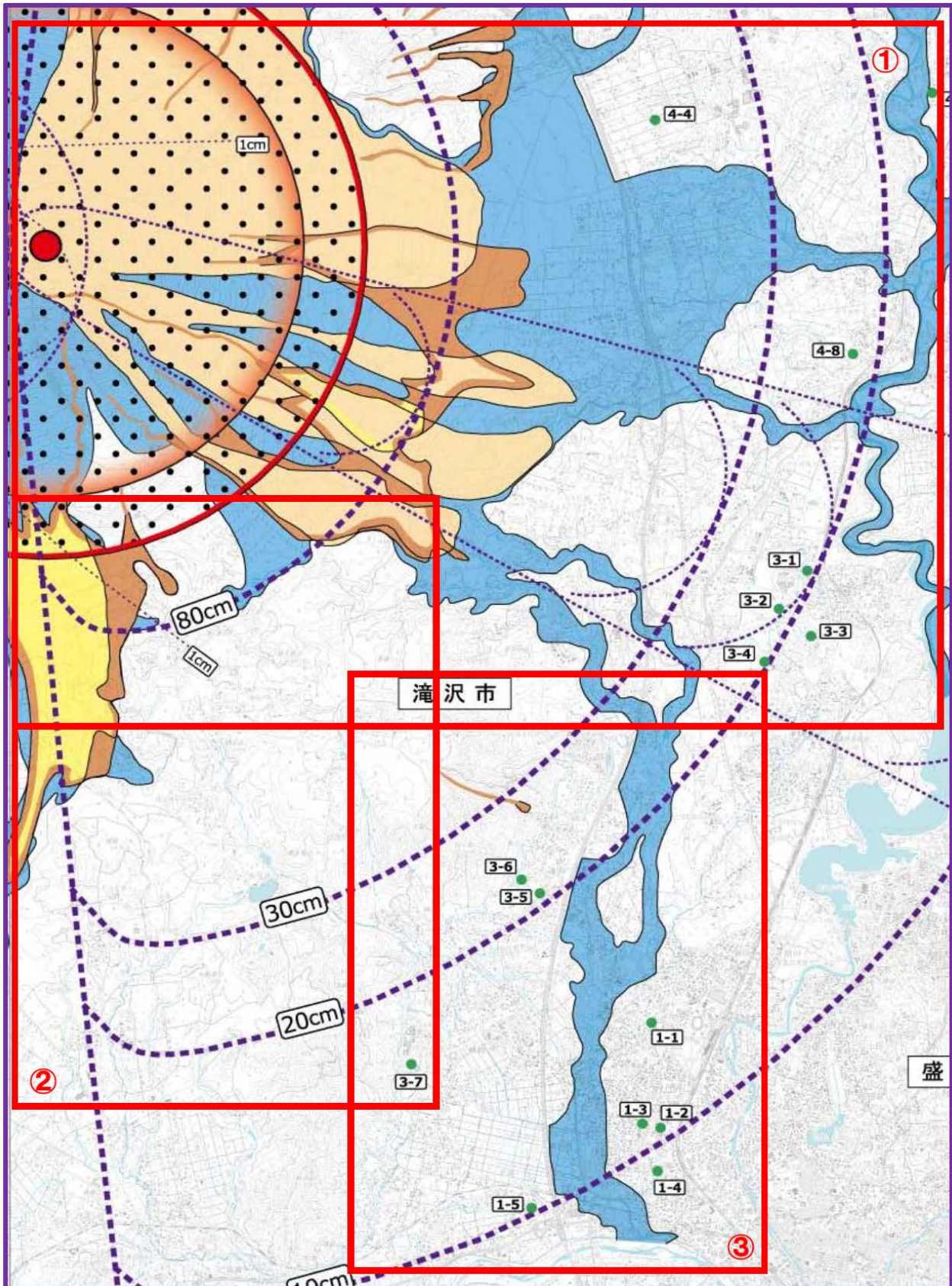
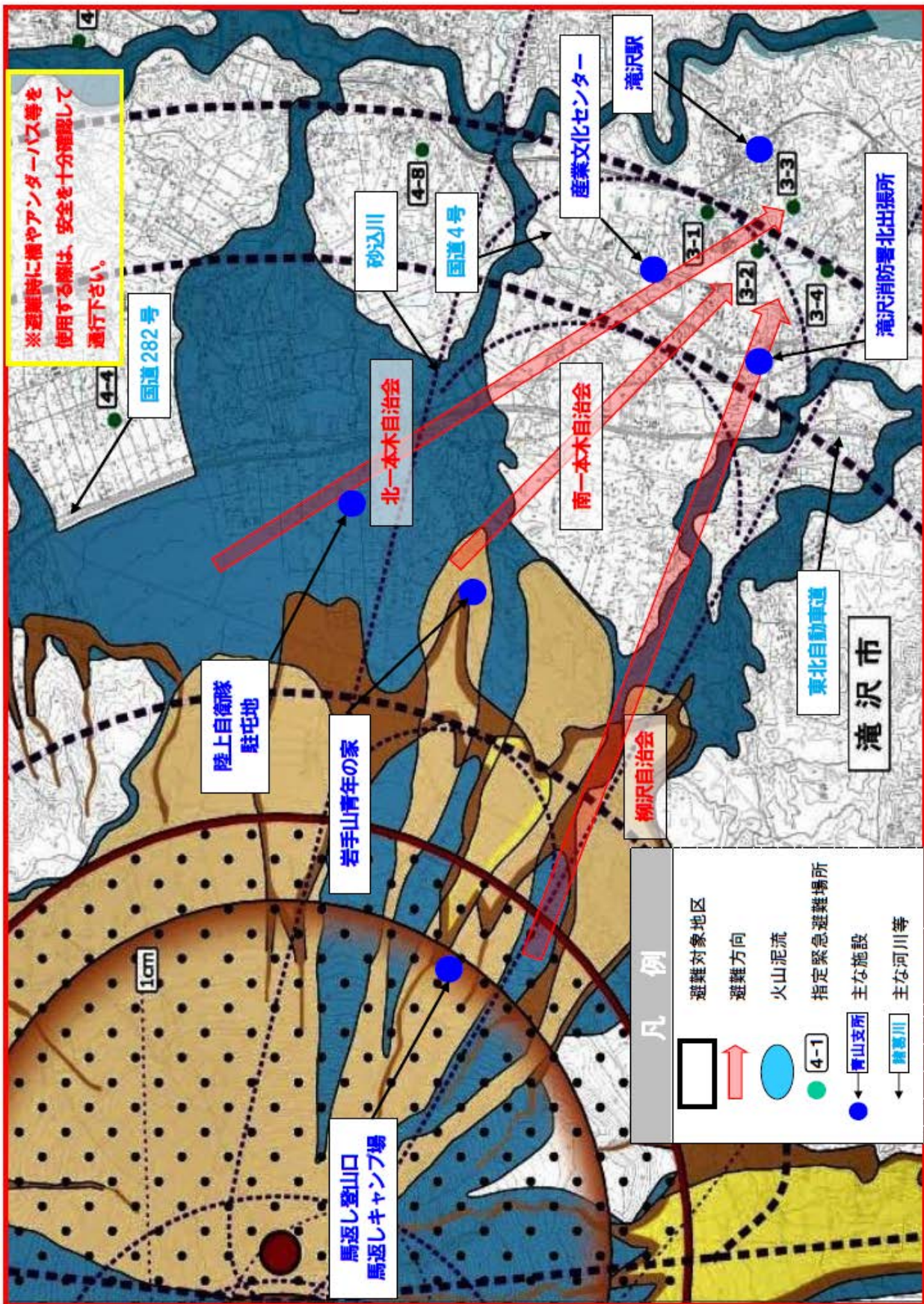


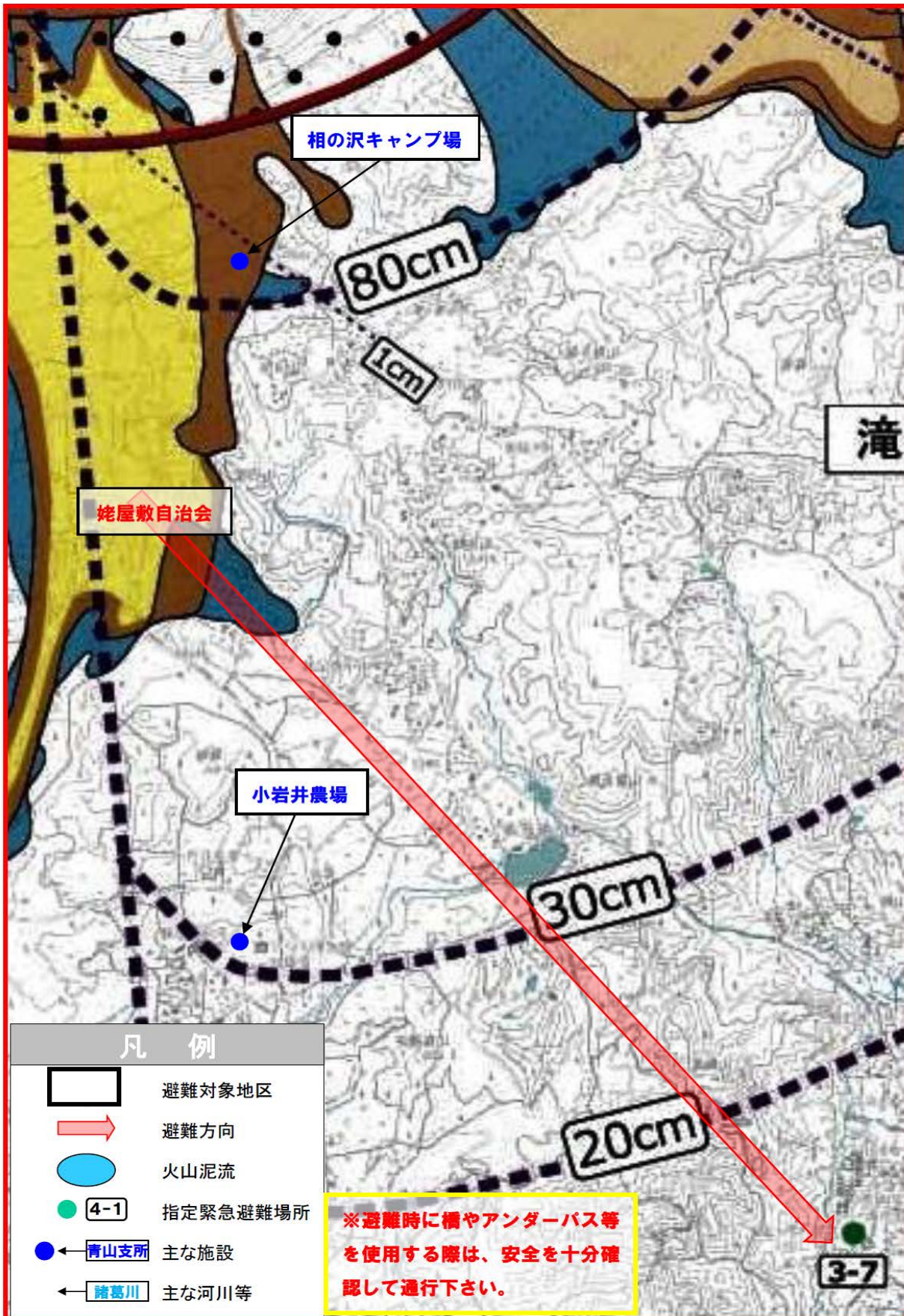
図 2-6 避難経路（滝沢市）

○ 滝沢市全体図



○ 滝沢市①





○ 滝沢市③

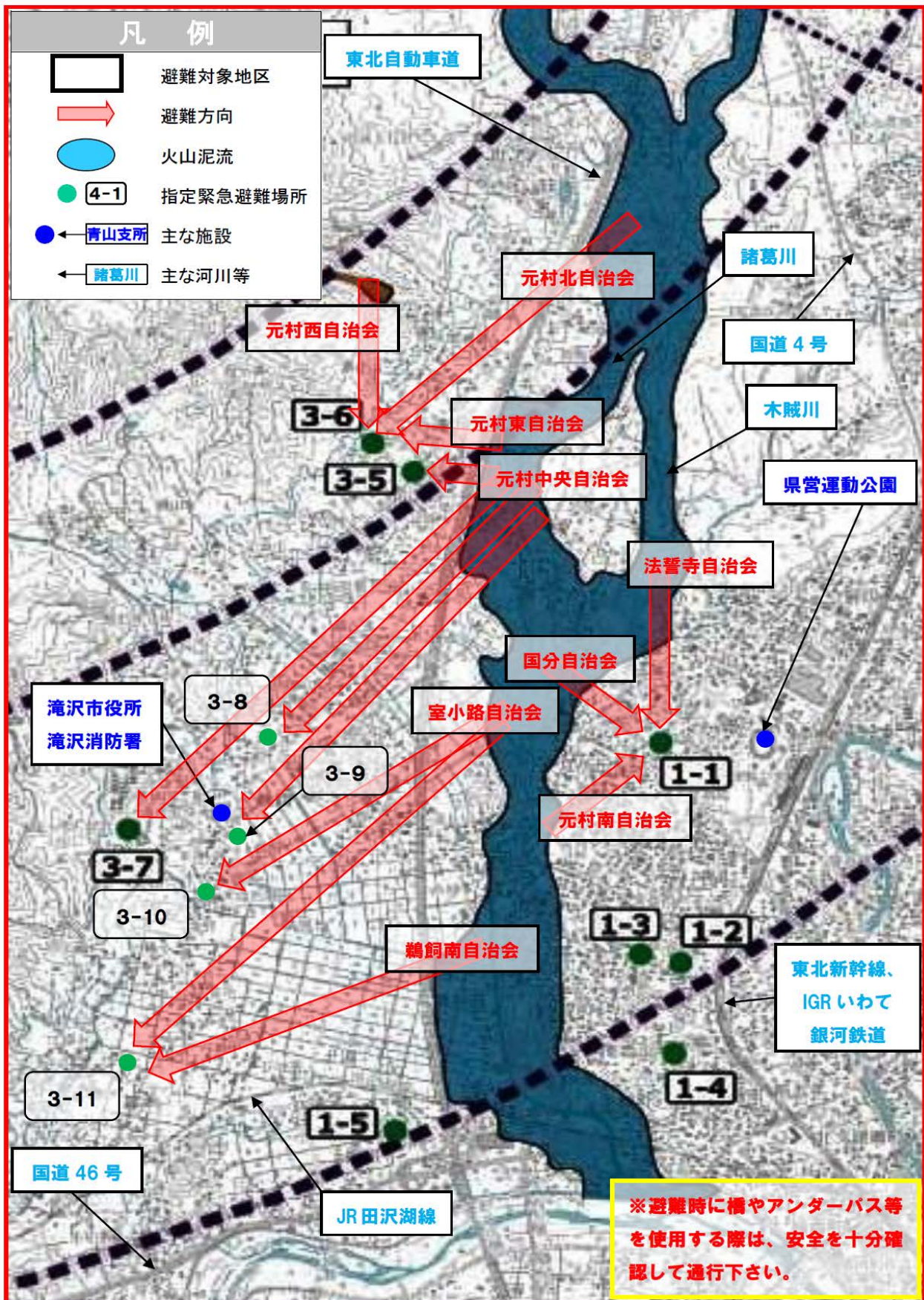
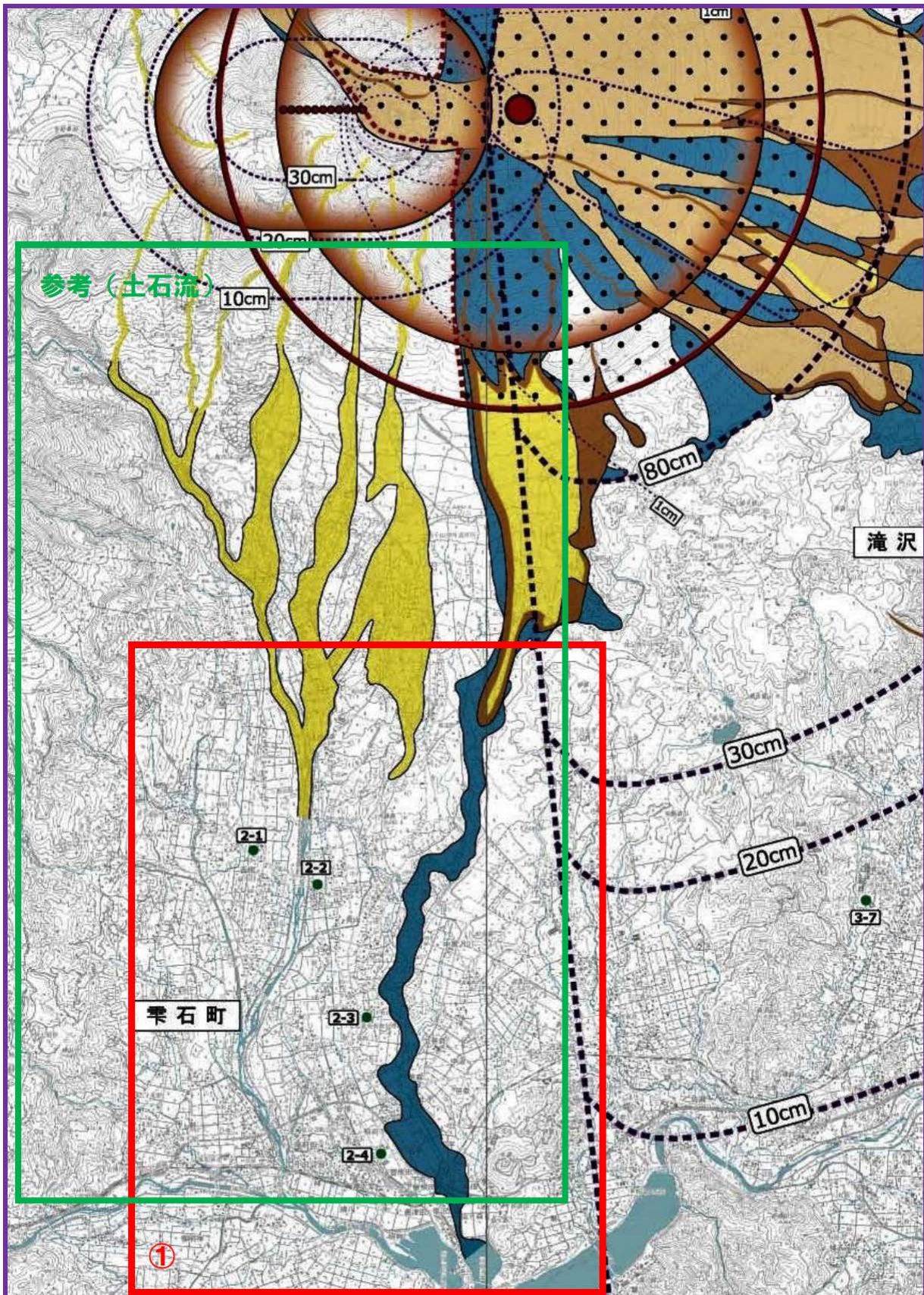
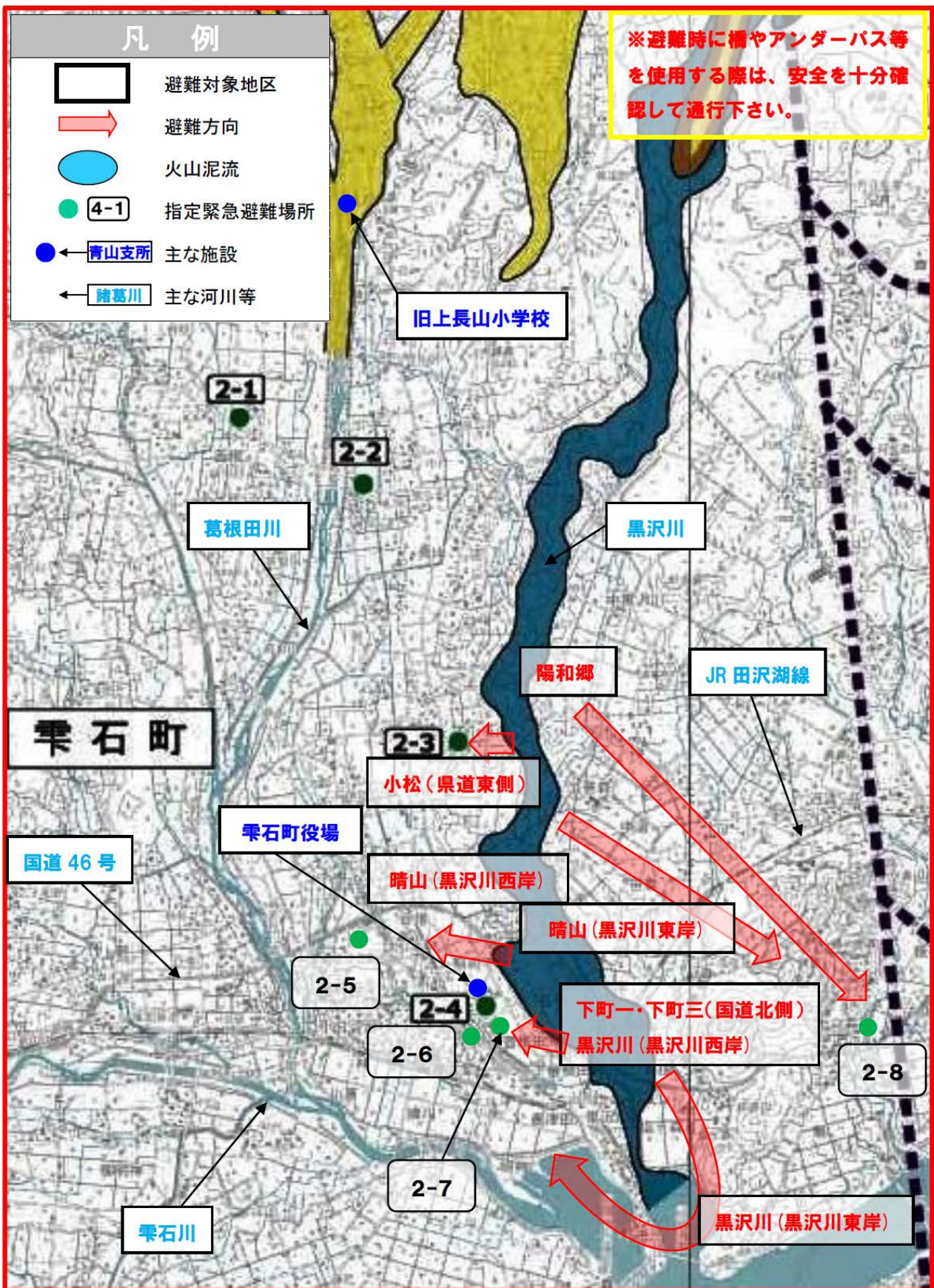


図 2-7 避難経路（雫石町）

○ 雫石町全体図



○ 雫石町①



○ 雫石町 (参考: 土石流)

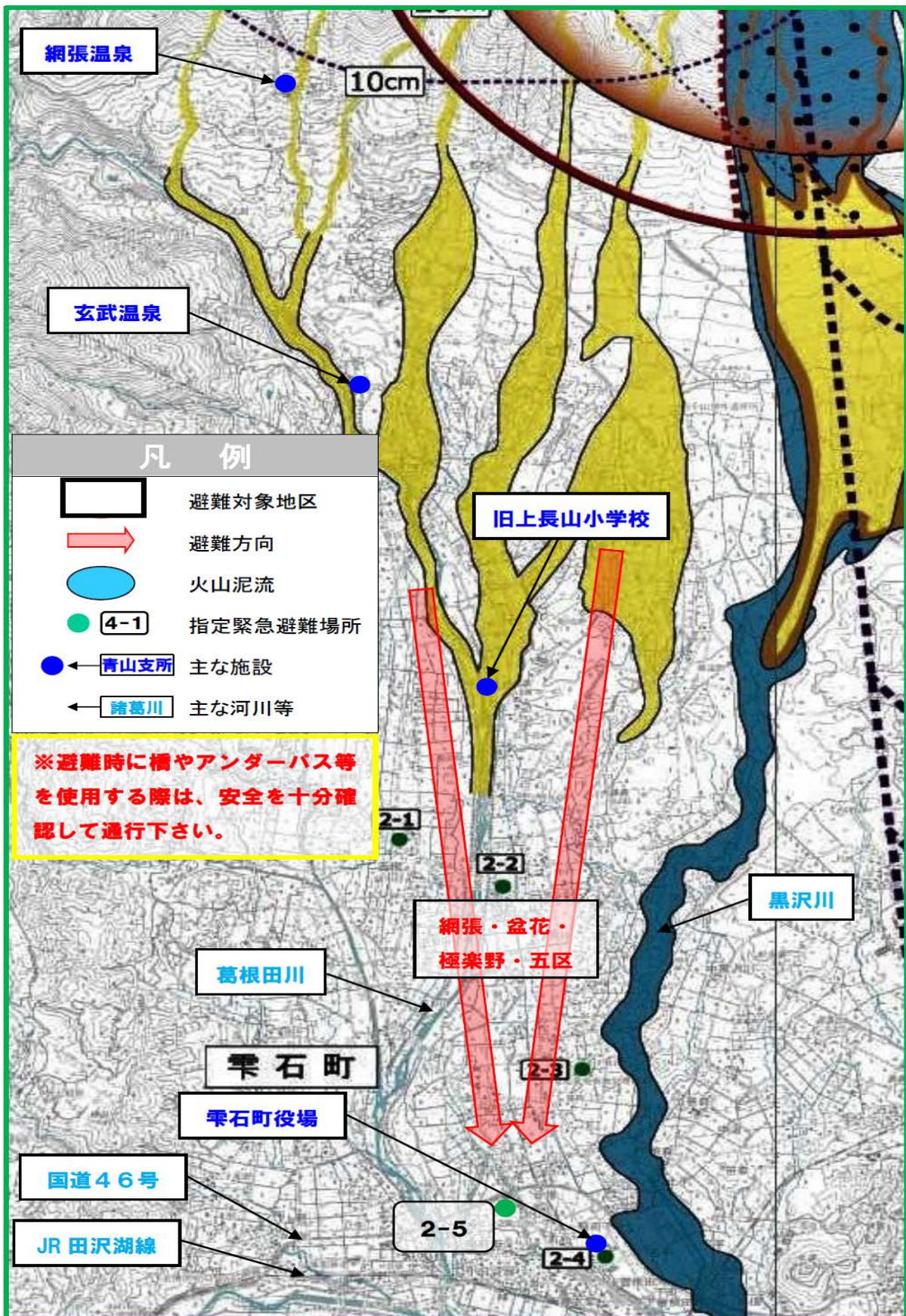


表 2-9 避難場所一覧と留意事項

1 盛岡市

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
1-1	城北小学校体育館	月が丘の一部 滝沢市国分・法誓寺・元村南自治会 の一部	019-641-0187
1-2	厨川中学校体育館	西青山の一部	019-647-2253
1-3	青山小学校体育館	西青山の一部	019-647-0120
1-4	大新小学校体育館	長橋町・中堤町・大館町・稲荷町の 一部	019-647-7531
1-5	土淵小・中学校体育館	長橋町・平賀新田・上厨川の一部	019-647-4740

2 雫石町

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
2-1	旧西根小学校		019-693-2324
2-2	西山公民館		019-693-3321
2-3	西山(旧下長山)小学校	小松(県道東側)	019-692-2224
2-4	総合福祉センター	(廃止)	
2-5	町営体育館	網張、盆花、極楽野、五区、晴山 (黒沢川西岸)	019-692-5030
2-6	雫石小学校	黒沢川(黒沢川東岸)	019-692-2203
2-7	中央公民館	下町一(国道北側)、下町三(国道 北側)、黒沢川(黒沢川西岸)	019-692-4181
2-8	七ツ森小学校	陽和郷、晴山(黒沢川東岸)	019-692-0571

3 滝沢市

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
3-1	東部体育館	(廃止)	
3-2	滝沢第二中学校	南一本木自治会の一部	019-688-4907
3-3	滝沢東小学校	北一本木自治会の一部	019-688-6602
3-4	滝沢第二小学校	柳沢自治会の一部	019-688-4002
3-5	滝沢小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2314
3-6	滝沢中学校	元村北・元村東・元村西自治会の一部	019-684-1771
3-7	滝沢総合公園体育館	姥屋敷・元村中央自治会の一部	019-687-3311
3-8	鶺鴒小学校	元村中央自治会の一部	019-687-2004
3-9	ビッグルーフ滝沢	元村中央自治会の一部	019-656-7811
3-10	滝沢南中学校	室小路自治会の一部	019-687-2021
3-11	篠木小学校	室小路・鶺鴒南自治会の一部	019-687-2064

4 盛岡市（旧玉山村）

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
4-1	大台地区コミュニティセンター	大台の一部	019-683-2116
4-2	松内地区コミュニティセンター	松内の一部	019-682-0989
4-3	小袋地区コミュニティセンター	小袋・夏間木・芋田向の一部	019-683-2116
4-4	生出3地区コミュニティセンター	生出の一部	019-683-2116
4-5	渋民公民館【姫神ホール】	下田・川崎の一部	019-683-2354
4-6	渋民小学校体育館	下田・川崎の一部	019-683-2254
4-7	玉山総合福祉センター	下田・川崎の一部	019-683-2743
4-8	舟田2地区コミュニティセンター	山田・舟田の一部	019-683-2116
4-9	青少年活動センター		—

5 八幡平市（旧西根町）

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
5-1	田頭コミュニティセンター	薬師、館腰	0195-76-2521
5-2	西根中学校	上平笠、中平笠、下平笠、南平笠	0195-76-3530
5-3	大更コミュニティセンター		0195-76-4069
5-4	大更小学校	松川	0195-76-2239
5-5	西根地区市民センター		0195-76-2111
5-6	平館コミュニティセンター	南寄木の一部	0195-74-2040
5-7	平館高校	高宮、中村、間羽松、館腰の一部	0195-74-2610
5-8	旧東大更小学校	岡村	0195-74-2111
5-9	旧渋川小学校		0195-74-2111
5-10	平館小学校	新田	0195-74-2216
5-11	西根第一中学校	北寄木、山道	0195-74-2514
5-12	寺田小学校	八幡平温泉郷の一部 金沢の一部、上寄木の一部	0195-77-2323

6 八幡平市（旧松尾村）

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
6-1	柏台小学校	八幡平温泉郷、金沢、柏台三丁目	0195-78-2003
6-2	寄木小学校	南寄木	0195-76-3498
6-3	松尾中学校		0195-76-4650
6-4	松尾コミュニティセンター	上寄木	0195-76-3235
6-5	松尾柔剣道場	上寄木	0195-76-3237
6-6	松尾地区体育館	(廃止)	
6-7	松野小学校		0195-74-3310

7 避難の際の留意事項

【避難の際の留意事項】

噴火が発生した場合、その影響により河川の氾濫が想定されることから、橋梁やアンダーパス等の使用には十分注意するとともに、危険な場合は反対方向へ避難すること。

(6) 避難手段の確保

県及び市町は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。

市町は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

県は、集団避難に必要な場合、J RやI G R等の活用についても検討し、調整を行う。

国土交通省は、適切な避難経路確保に向けた資機材等の準備を行うと共に、関係機関の要請など必要に応じて、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等の派遣に関する調整を行う。

表 2-10 バス（輸送手段）保有機関一覧（平成 29 年 3 月 31 日現在）

所管	所在地	連絡先	保有台数	備考
岩手県バス協会	盛岡市肴町 4-5	019-651-0680	—	
岩手県交通株	盛岡市盛岡駅前通 3-55	019-654-2141	31 台	
岩手県北自動車株	盛岡市厨川一丁目 17-18	019-641-7711	55 台	
J Rバス東北株盛岡支店	盛岡市盛岡駅前通 1-41	019-604-2211	11 台	
合 計			97 台	

※ 保有台数は、一般貸切車両数であること。

5 救出救助体制の構築

県、市町及び関係機関は、火山災害時には、局地的に多数の救出救助を必要とする事象が発生することから、対応の遅れが避難行動や救出活動を困難にする事態に発展しかねないため、万全の初動体制を確立し、協力体制を確保した上で、迅速かつ的確な救出救助体制を構築する。

(1) 救出救助に関する関係機関の役割

救出救助における関係機関の役割は、次のとおりである。

表 2-11 住民及び登山者等の救出救助における関係機関の役割

機関	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的な救出救助活動が展開されるよう、関係機関との調整を行い、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じて、発災後速やかに活動基準を作成し、救助部隊間で基準を共有する。 ○県の防災ヘリコプターによる情報収集や救助活動を行う。 ○救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療機関及び関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。 ○市町から応援を求められた場合に、以下の対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村長に対し応援を指示 ・自衛隊に対し、派遣を要請 ・緊急消防援助隊、他の都道府県、消防機関等所有のヘリコプターの派遣等の要請
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<ul style="list-style-type: none"> ○119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握して初動体制を整える。 ○災害後、多発すると予想される救急・救助要請に対して、予め定めた救急・救助計画に基づき組織的な対策をとる。 ○家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。 ○孤立化した地域における救助、救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認められた場合は、県に出動を要請する。
岩手県 警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ○救出救助は、他の活動に優先して行う。 ○救出した負傷者は、応急措置を施した後、応急救護所や医療機関に引継ぐ。 ○救出救助活動は、保有する資機材を有効に活用する。 ○関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救急・救助を実施する。 ○噴火により住民の避難経路が閉ざされた場合は、市町長の要請を受け、ヘリコプターを出動する。
盛岡地区 広域消防 組合消防 本部	<ul style="list-style-type: none"> ○消防長は、災害の状況を市町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないうよう努める。 ○災害に対応した救急・救助資機材を活用して、組織的な救出救助活動を行う。 ○救急・救助活動にあたっては、現地の行政機関、医療機関等と連携し、高度救急資機材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○噴火等の災害が発生、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認められたときは、知事からの要請を受け、災害派遣を行う。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○災害現場では必要に応じて応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。 ○応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い後方医療機関に搬送する。搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 ○救急・救助活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、防災機関との連携の上、実施する。

(2) 救助資機材等の確保

警察、消防、自衛隊は、救助活動等に必要となる資機材の確保・配備に努める。
 なお、火山噴火に係る主な救助資機材等は、以下のとおりである。

- 火山性ガス検知器
- 軽量救助担架
- ゾンデ棒（プローブ）
- バックパック
- ヘルメット
- デジタル温度計
- 防毒マスク
- スコップ（大・小）
- スパッツ（ゲイター）／ストック
- ドローン（無人ヘリ）
- ゴーグル

(3) 医療・救護体制の確立

県は、火山災害等により多数の傷病者が発生した場合、救急告示施設及び災害拠点病院と連携し、医療・救護体制を確立する。

岩手山周辺の救急告示施設及び災害拠点病院については、次のとおりである。

表 2-12 救急告示施設及び災害拠点病院 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

所在地	病院名	住 所	連絡先	病床数	救急	地域	基幹
盛岡市	県立中央病院	上田 1-4-1	653-1151	685	○	○	
盛岡市	盛岡市立病院	本宮 5-15-1	635-0101	268	○		
盛岡市	盛岡赤十字病院	三本柳 6-1-1	637-3111	438	○		○
盛岡市	岩手医科大学付属病院	内丸 19-1	651-5111	1,166	○		○
盛岡市	遠山病院	下ノ橋町 6-14	651-2111	136	○		
盛岡市	栃内病院	肴町 2-28	623-1316	124	○		
盛岡市	高松病院	舘向町 4-8	624-2250	95	○		
盛岡市	内丸病院	本町通 1-12-7	654-5331	90	○		
盛岡市	荻野病院	本宮 1-6-12	636-0317	58	○		
盛岡市	盛岡つなぎ温泉病院	繋字尾入野 64-9	689-2101	170	○		
盛岡市	川久保病院	津志田 26-30-1	635-1305	120	○		
盛岡市	盛岡友愛病院	永井 12-10	638-2222	386	○		
盛岡市	八角病院	好摩字夏間木 70-190	682-0201	50	○		
八幡平市	八幡平市国保西根病院	田頭 22-79-1	0195-76-3111	60	○		
八幡平市	東八幡平病院	柏台 2-8-2	0195-78-2511	165	○		
滝沢市	栃内第二病院	大釜吉水 103-1	684-1111	144	○		
雫石町	鶯宿温泉病院	大字南畑 32-265	695-2321	88	○		

※ 救急：救急告示施設、地域：地域災害拠点病院、基幹：基幹災害拠点病院

(4) 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

県及び市町は、火山噴火時の救出・救助活動等について自衛隊に災害派遣要請を行うにあたり、予め以下の事項について定める。

ア 自衛隊災害派遣要請計画（噴火警戒レベル2～5）

(7) 方針

県は、市町からの要請を受け、自衛隊に災害派遣を要請する。

(1) 指針

県及び市町は、自衛隊の災害派遣要請に関する計画（自衛隊災害派遣要請計画）について、以下の点に留意して、予め策定する。

- a 災害派遣要請前における連絡体制（特に、自衛隊より自主派遣される連絡班等の連絡要員との連携、情報共有）
- b 災害派遣の内容及びその要請のタイミング

イ 自衛隊の受入れ体制整備計画（噴火警戒レベル2～5）

(7) 方針

県及び市町は、自衛隊との連携や受入れの体制を整備する。

(1) 指針

- a 県及び市町は、自衛隊の派遣計画に基づき、特に以下のような場所について、予め確認や調整を図る。
 - (a) 大規模災害発生時における他県からの増援部隊の集結拠点
 - (b) 岩手駐屯地避難時における代替活動拠点
 - (c) 航空機の駐機場所
- b 県及び市町は、災害対策本部の設置計画において、自衛隊との連携や情報共有化が円滑に行えるよう、自衛隊の連絡班用の拠点となるスペースの確保についても検討する。

6 避難促進施設

(1) 避難促進施設の指定

市町は、協議会での協議を踏まえて、避難確保計画を作成すべき集客施設等を避難促進施設として地域防災計画に指定する。

避難促進施設の指定にあたっては、以下の条件を参考とするとともに、火口からの距離、影響する火山現象、利用者数、施設の規模、その他地域の実情等を考慮し、当該施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

ア 火口近くに位置する施設

火口近くに位置する施設[※]は、突発的な噴火が発生した場合、市町からの避難勧告や避難指示（緊急）等の具体的な防災対応の指示が、噴火後、現場に届くまでにはしばらく時間がかかることから、自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。

また、突発的な噴火の場合、水蒸気噴火等は前兆現象が捉えにくく、かつ、比較的小規模な噴火であることが多いことから、このような噴火に伴う噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生しており、以上のようなケースを想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

※ 火口近くに位置する施設は、敷地の一部が噴石の影響範囲にかかる「八幡平リゾートパノラマスキー場」、「網張温泉スキー場」及び「岩手高原スノーパーク」を想定。

イ 利用者が多い大規模な施設

利用者数が多い大規模な施設では、マグマ噴火等の居住地域へ影響が及ぶ比較的大規模な噴火が発生した場合、避難にあたり混乱が生じることのないよう、施設内の利用者に対する情報伝達や円滑な避難誘導を行うことが必要となる。このようなケースを想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

(2) 避難確保計画作成の支援

市町は、避難促進施設の所有者等に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、「避難確保計画」の作成を支援し、所有者等から報告を受けた際に取組みが不十分な場合には助言・勧告を行うことで、避難確保計画を実効性の高いものとする。

市町は、避難確保計画が地域防災計画と整合のとれた計画となるよう、計画作成の段階から施設と十分な連携・協力体制を構築する。

市町は、実際に噴火時等の防災対応を行う際には、立入規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等について施設と十分に連携をとり、適切に情報を伝達するとともに、迅速に情報を共有するため、施設との情報伝達ルートや具体的な情報伝達手段、連絡先を予め確認し定めておく。

表 2-13 避難確保計画に掲載すべき項目

避難確保計画の章構成案	
1 計画の目的	
2 施設の位置	
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	
4 防災体制	
5 情報伝達及び避難誘導	
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	(1) 情報収集・伝達
6 資器材の配備等	
7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	

7 防災啓発

県、市町及び関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携してあらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

啓発にあたっては、噴火災害は広い地域に被害・影響を与えることから、住民や事業所、登山者・観光客等の自主的、積極的な防災活動が出来るよう、火山防災に関する防災知識の普及や、自主防災思想の普及、徹底を図る。

(1) 住民等への防災啓発

ア 住民等に対する防災知識の普及

県、市町及び関係機関は、住民・登山者・観光客等滞在者の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際は、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

- (ア) 講習会、研修会、講演会、展示会、観光事業者等への説明会の開催
- (イ) インターネット、広報誌の活用
- (ウ) 起震車等による災害の疑似体験
- (エ) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (オ) 火山防災マップ、ハンドブックの防災関係資料等の作成、配付
- (カ) 防災映画、ビデオ等の制作、上映、貸出し
- (キ) 自主防災活動に対する指導

イ 防災職員に対する教育

県、市町及び関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- (ア) 防災対策関連法令
- (イ) 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- (ウ) 災害に関する基礎知識
- (エ) 災害を防止するための技術
- (オ) 住民に対する防災知識の普及方法
- (カ) 災害時における業務分担の確認

(2) 登山者・観光客等への防災啓発

県、市町、関係機関及び避難促進施設等は、現地の地理に不案内な登山者・観光客等に対して、パンフレットやチラシの配布、避難誘導看板の設置など、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

ア 登山計画書（届）の提出

登山者は、岩手山に登山をする際は、次のいずれかの方法により届出を行うものとする。

- 登山計画書（届）を各登山口等で登山箱へ投函する。
- 登山計画書（届）を最寄りの警察署等へ提出する。
- 携帯電話等を利用して「岩手山モバイル登山システム」により登録する。

県、市町及び警察等は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山計画書（届）等の提出等について周知・啓発を図るものとする。

イ 広報活動

県、市町及び气象台等は、登山者・入山者に対して、平常時から岩手山が活火山であることや、火山の状況についての情報提供を行い周知する。

(3) 児童、生徒等に対する教育

県及び市町は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

8 防災訓練

県及び市町は関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として、単独又は合同で訓練を実施し、その効果を十分検証する。

訓練の実施にあたっては、要配慮者利用施設、避難行動要支援者等の要配慮者に配慮するほか、突発的な噴火や、登山者・観光客等の対応も想定するよう努める。

訓練により得られる教訓（必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等）を精査し本計画、各種マニュアル、要領等に反映させる。

実施する主な個別訓練項目は、次のとおり。

- 通信情報連絡訓練
- 職員非常招集訓練
- 自衛隊災害派遣要請訓練
- 避難訓練
- 消防訓練
- 避難勧告訓練
- 上空・地上偵察訓練
- 救出・救助訓練
- 水防訓練
- 医療救護訓練
- 交通規制訓練
- 施設復旧訓練

第3章 災害応急対策

1 災害応急対策における関係機関

表 3-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
情報伝達等	○	○		○	○		○			○
規制等発令			○	○	○	○				
避難誘導			○	○	○					
救助活動	○	○	○	○	○	○				

2 噴火警戒レベルが引き上げられた場合の避難対応

○ 噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合、そのレベルに応じて、立入規制や避難誘導等を行う。

○ 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した（または噴火の恐れが生じた）場合

県、市町及び関係機関は、突発的な噴火が発生した場合、住民や登山者等の避難に時間的余裕がないことが想定されることから、より迅速な情報伝達や避難誘導等の対応を行う。

なお、噴火後に気象庁から噴火警戒レベルが発表された場合には、そのレベルに応じた防災対応に移行する。

(1) 異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表された場合

県、市町及び関係機関は、異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表された場合、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

ア 県及び市町等の体制

県、市町及び関係機関は、異常現象の通報や臨時の解説情報が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、必要に応じて協議会を開催する。協議の結果、防災対応が必要と判断した場合、予め定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり、立入規制等の防災対応を行う。

市町長は、立入規制等の防災対応を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制等の防災対応について助言する。

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、立入規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。

県、市町は、必要に応じて、連携して火山の状況等についての住民説明会等を開催する。

なお、立入規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2（表3-4）の対応を参照する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達体制を強化し、異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表されたことを周知徹底する。

また、協議会での協議結果等により、防災対応が必要と判断された場合には、噴火警戒レベル2（表3-3）の対応を参照する。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、立入規制を実施し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-2 県及び市町の体制（噴火警戒レベル2）

機関	体制
県	情報連絡体制（状況により、災害特別警戒本部又は災害対策本部を設置）
盛岡市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
八幡平市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
滝沢市	情報連絡体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
雫石町	準警戒体制（状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置）

市町長は、立入規制の実施にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや立入規制の実施について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る防災対応は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル2（火口周辺規制）	
県	<p>（登山者等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・緊急速報メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・観光ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 ・報道機関への情報提供 <p>（住民等向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火山の状況に関する解説情報」等の避難等実施市町への伝達 ・緊急速報メール、ホームページ、SNS等による広報 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供

実施主体	実施内容
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<p><u>(登山者等向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知、登山者・観光客等への避難呼びかけ ・報道機関への情報提供 <p><u>(住民等向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との情報伝達体制の構築 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・市町内全域への広報（緊急速報メール、ホームページ、SNS等による広報） ・消防団、自治会、自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） <p><u>(要配慮者向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・自治会、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<p><u>(登山者等向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供 <p><u>(住民等向け)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 ・関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） ・報道機関への情報提供

県及び市町は、住民や登山者等への周知について、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。*

<防災行政無線文例（登山者等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。*

※ 可能な限り、「次は、〇〇時間後にお知らせします。」等、次の情報がいつ出されるかも広報する方が望ましい。新しい情報がない場合でも、情報の更新がない旨を広報する。

<エリアメール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、**岩手山**に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

ウ 立入規制・通行規制

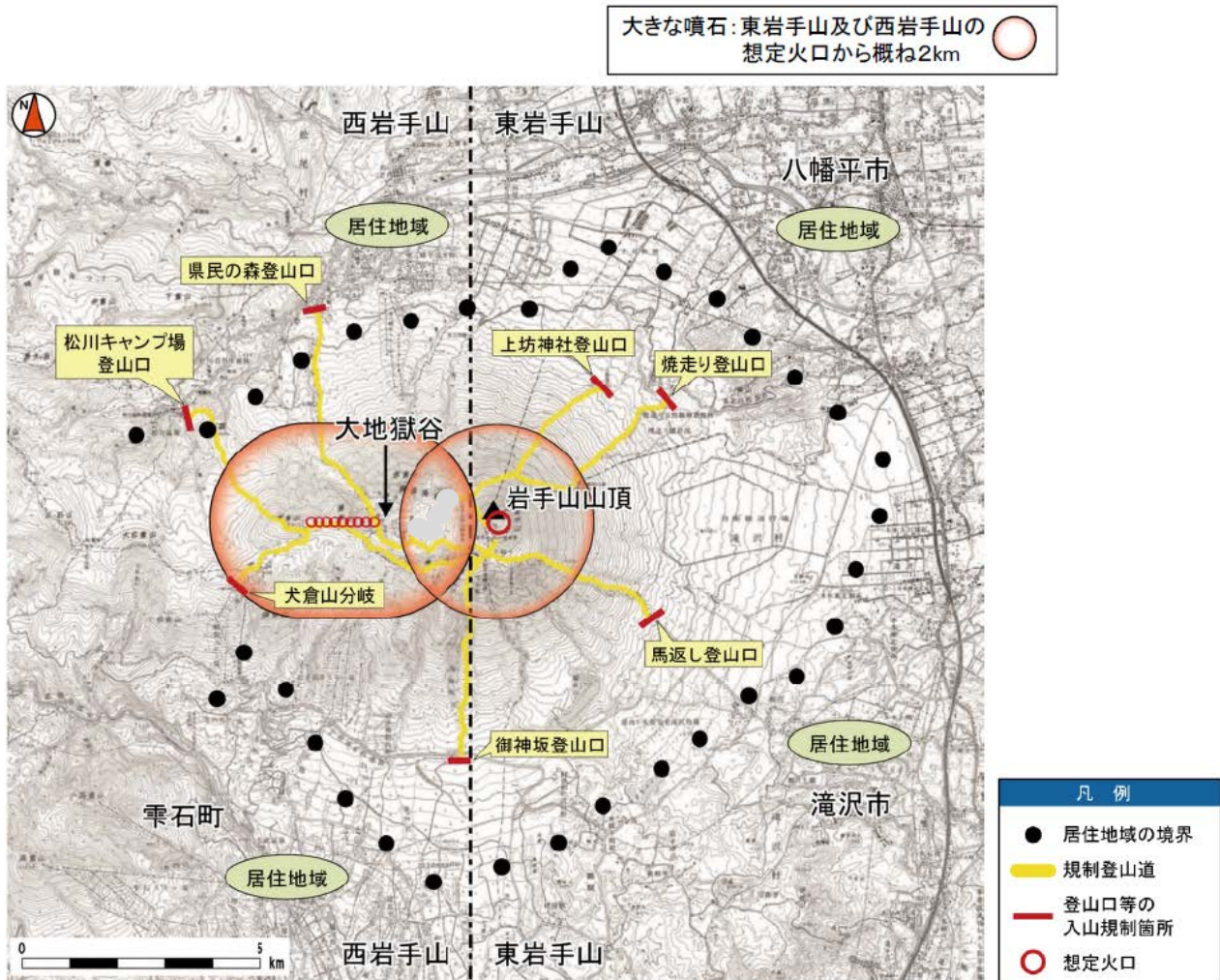
市町及び関係機関は、登山者等の安全を確保するため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-4 噴火警戒レベル 2 の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	岩手山（西岩手、東岩手ともに） 登山道の範囲への立入を規制	立入規制とともに、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。 噴火が発生した場合、登山者等の避難誘導を行うとともに関係機関への派遣要請を行い必要な救助活動を行う。

噴火警戒レベル 2 における立入規制は、次のとおりである。

図 3-1 噴火警戒レベル 2 における立入規制図



エ 登山者等の避難誘導

(7) 県及び市町は、防災行政無線、メール、ラジオ、防災ヘリコプターによる周知や、避難促進施設等への連絡などにより、登山者等に立入規制範囲内から規制範囲外へ避難するよう伝達する。

なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

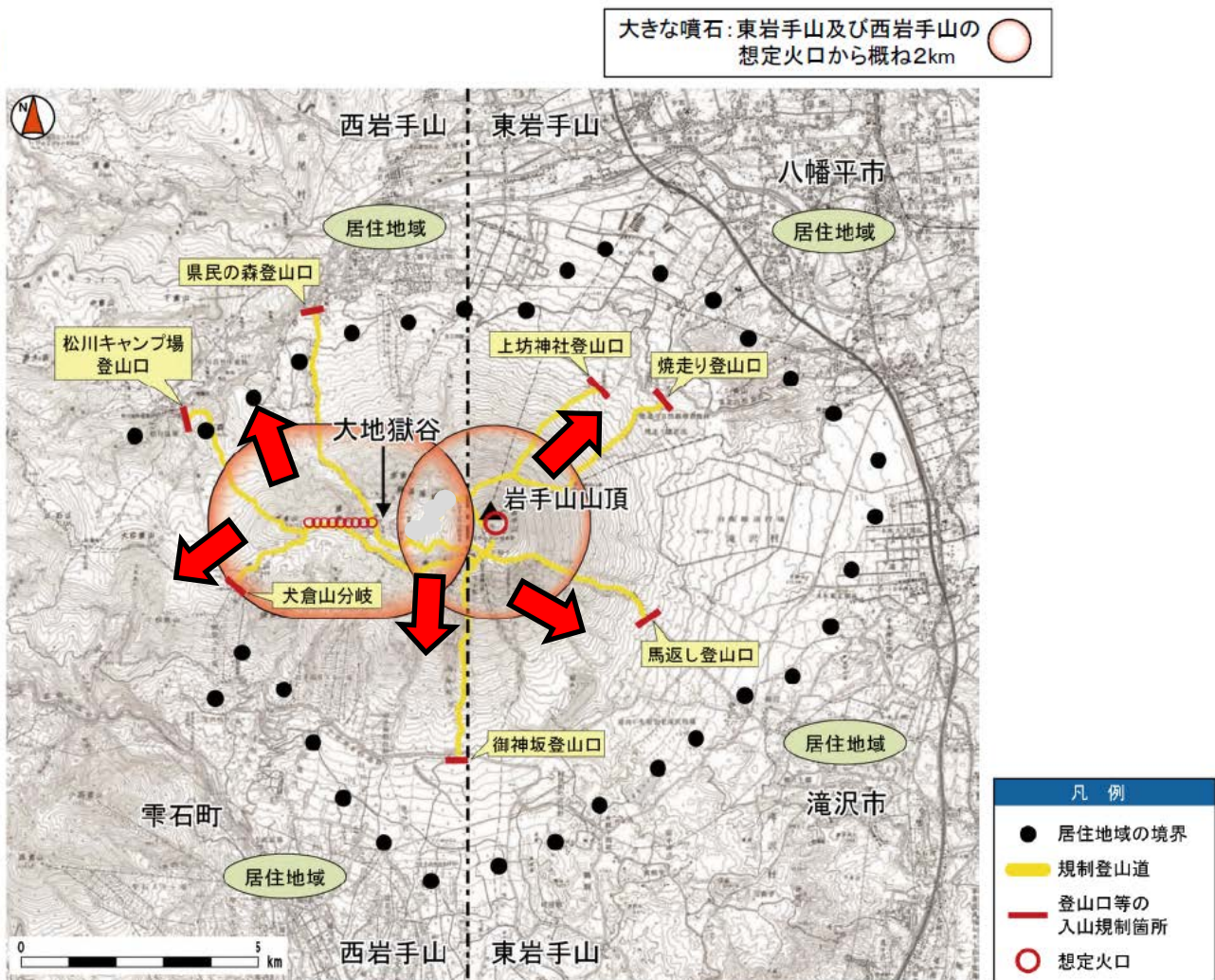
また、避難誘導にあたっては、迅速に避難出来る下山ルートへ案内するなどの対応を観光協会等と連携して行う。

(イ) 警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。

(ロ) 県は、市町からの要請に応じ、避難誘導のため登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。

緊急下山・避難時のルートは、噴火想定火口から遠くなる方向へ避難することを基本とする。

図 3-2 噴火警戒レベル 2 における緊急下山・避難ルート図



(3) 噴火警戒レベル3の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、立入規制を実施し、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するとともに、特別に被害が予想される区域に避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-5 県及び市町の体制（噴火警戒レベル3）

機関	体制
県	災害特別警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
盛岡市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
八幡平市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
滝沢市	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）
雫石町	災害警戒本部（状況により、災害対策本部を設置）

市町長は、立入規制の実施や避難準備・高齢者等避難開始の発令にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施や避難準備・高齢者等避難開始の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民や登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことや立入規制の実施、避難準備・高齢者等避難開始の発令等について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル3の場合、噴火警戒レベル2における対応と併せて、表 3-6 に掲げる防災対応を行う。

表 3-6 噴火警戒レベル3における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル3（入山規制）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル2における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について、助言・指導 ・助言・指導にあたって関係機関との調整を支援
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・岩手山火山口周辺に避難勧告や避難指示（緊急）の発令（突発的な噴火の場合） ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令 <u>（住民等向け）</u> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令 <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）

実施主体	実施内容
	・特別に被害が予想される区域（施設）に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	（登山者等向け） 【レベル2における対応と同じ。】 （住民等向け） 【レベル2における対応と同じ。】

県及び市町は、住民や登山者等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
 これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。
 特別に被害が予想される区域（施設）に、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。この区域（施設）の高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<防災行政無線文例（登山者等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
 これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
 今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<エリアメール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。
 これにより、**岩手山**に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
 特別に被害が予想される区域（施設）に、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。この区域（施設）の高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

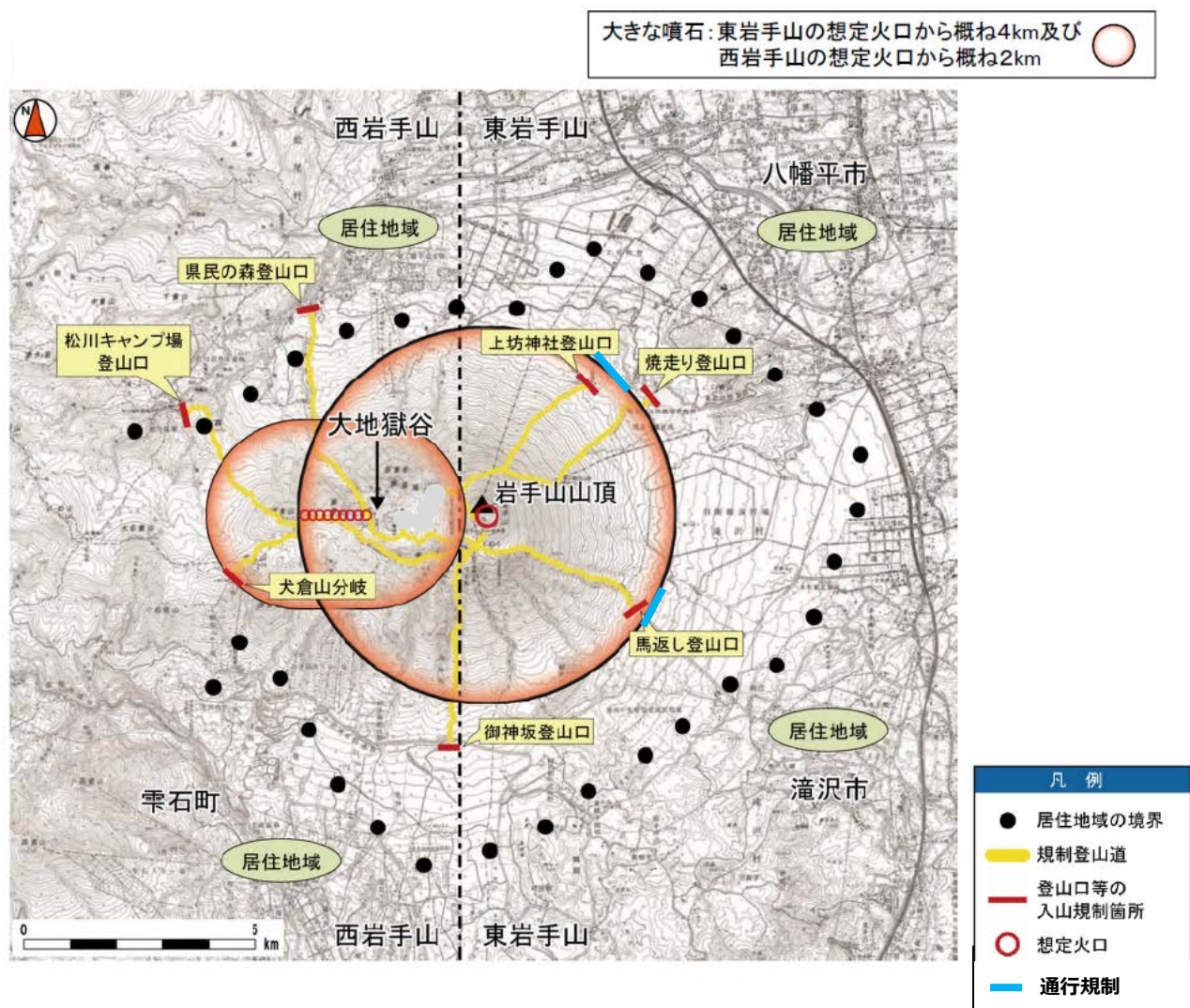
市町及び関係機関は、登山者等の安全を確保するため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-7 噴火警戒レベル3の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	岩手山(西岩手、東岩手ともに)登山道の範囲への立入を規制	立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信等の措置をとる。

噴火警戒レベル3における登山道の規制位置図は、次のとおりである。

図 3-3 噴火警戒レベル3における登山道の規制位置図

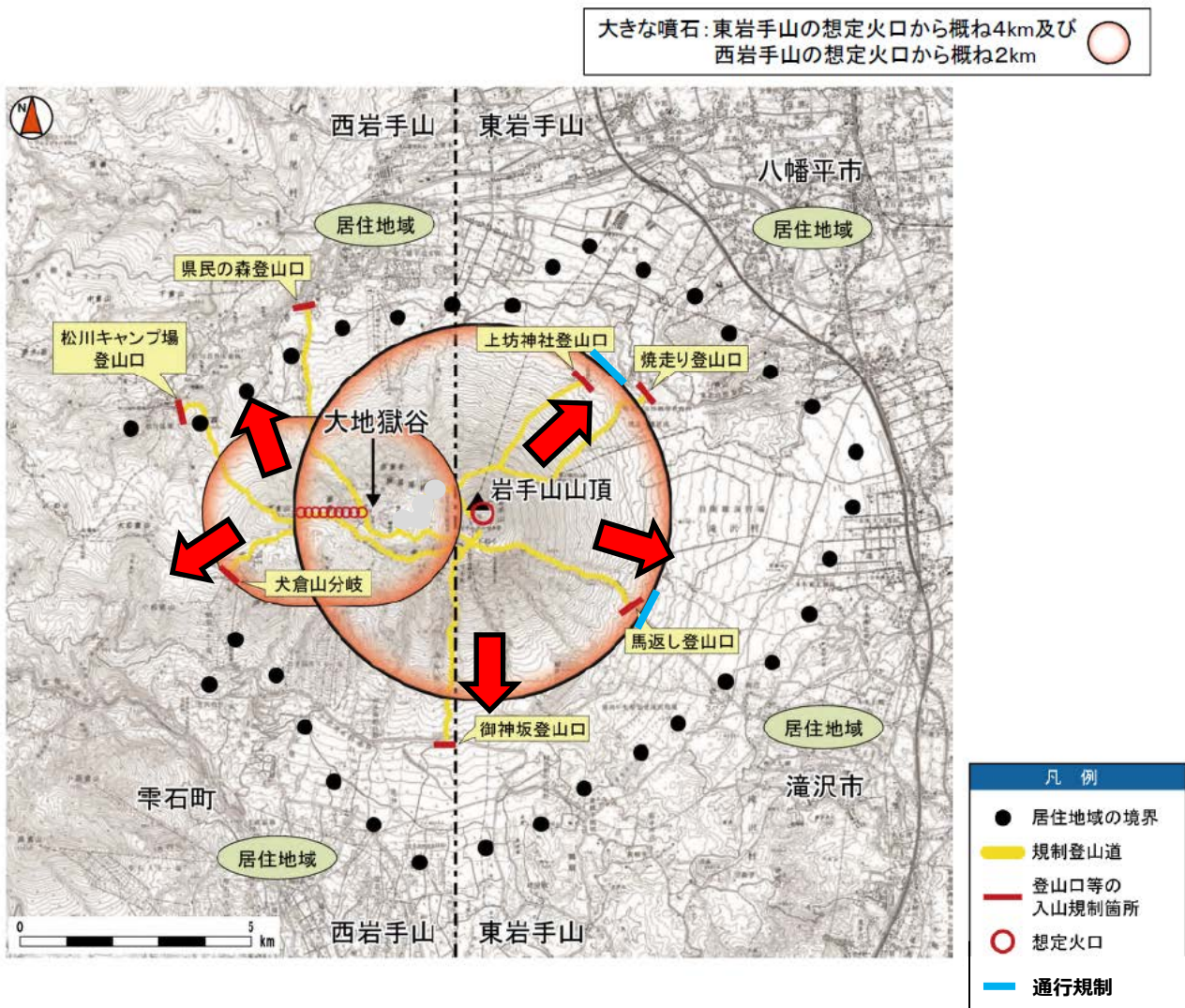


エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル 2 の対応により避難誘導等を行う。

下山・避難時のルート図は、次のとおりである。

図 3-4 噴火警戒レベル 3 における緊急下山・避難ルート図



オ 要配慮者の避難誘導

八幡平市及び滝沢市は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合、特別に被害が予想される区域（施設）に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

八幡平市長及び滝沢市長は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長及び滝沢市長に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令について助言する。

八幡平市及び滝沢市は、避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）、関係機関に対して連絡する。

カ 避難促進施設利用者の避難誘導

火口近くに位置する避難促進施設の管理者は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、立入規制範囲内への立ち入りを制限する措置をとる。

また、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

なお、噴火の状況によっては、さらなる避難が必要な場合もあることから、市町と協議・連携し、施設の利用者等の安全を確保するため、立入規制範囲外への避難誘導を行う。

キ 指定避難所の開設

八幡平市及び滝沢市は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所の開設を行う。

(4) 噴火警戒レベル4の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、立入規制を実施し、住民や登山者等を規制範囲外へ避難誘導するとともに、特別に被害が予想される区域に避難勧告、融雪型火山泥流による被害が予想される区域に避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-8 県及び市町の体制（噴火警戒レベル4）

機関	体制
県	災害対策本部
盛岡市	災害対策本部 [警戒配備]
八幡平市	災害対策本部
滝沢市	災害対策本部
雫石町	災害対策本部 [警戒配備体制]

市町長は、立入規制の実施や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制の実施、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民等への情報伝達体制を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや立入規制の実施、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル4の場合、噴火警戒レベル2及び3における対応と併せて、表 3-9 に掲げる防災対応を行う。

表 3-9 噴火警戒レベル4の場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル4（避難準備）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難準備・高齢者等避難開始の発令 <u>（住民等向け）</u> ・特別に被害が予想される区域（施設）に対して、避難勧告の発令 ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難準備・高齢者等避難開始の発令及び地区内住民への伝達 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（立入規制） <u>（要配慮者向け）</u>

実施主体	実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） 福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル3における対応と同じ。】

県及び市町は、住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

○ 噴火警戒レベルが3から4に引き上げられた場合の文例

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。
 これより、**火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲の地区**に、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。
 高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 なお、入山規制は継続中です。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<エリアメール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。
 これより、**火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲の地区**に、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。
 高齢者等は、直ちに**指定された避難所**へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 なお、入山規制は継続中です。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

○ 突発的噴火により噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合の文例

<防災行政無線文例（登山者等及び住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。

岩手山周辺にいる観光客等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。

〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。

なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<エリアメール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。

本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。

岩手山周辺にいる観光客等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。

〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。

なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

県、市町及び関係機関は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-10 噴火警戒レベル4の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制	八幡平市、滝沢市及び雫石町は、火砕流・火砕サージが予想される範囲の立入規制を行うとともに、警察及び道路管理者と連携し通行規制を実施する。

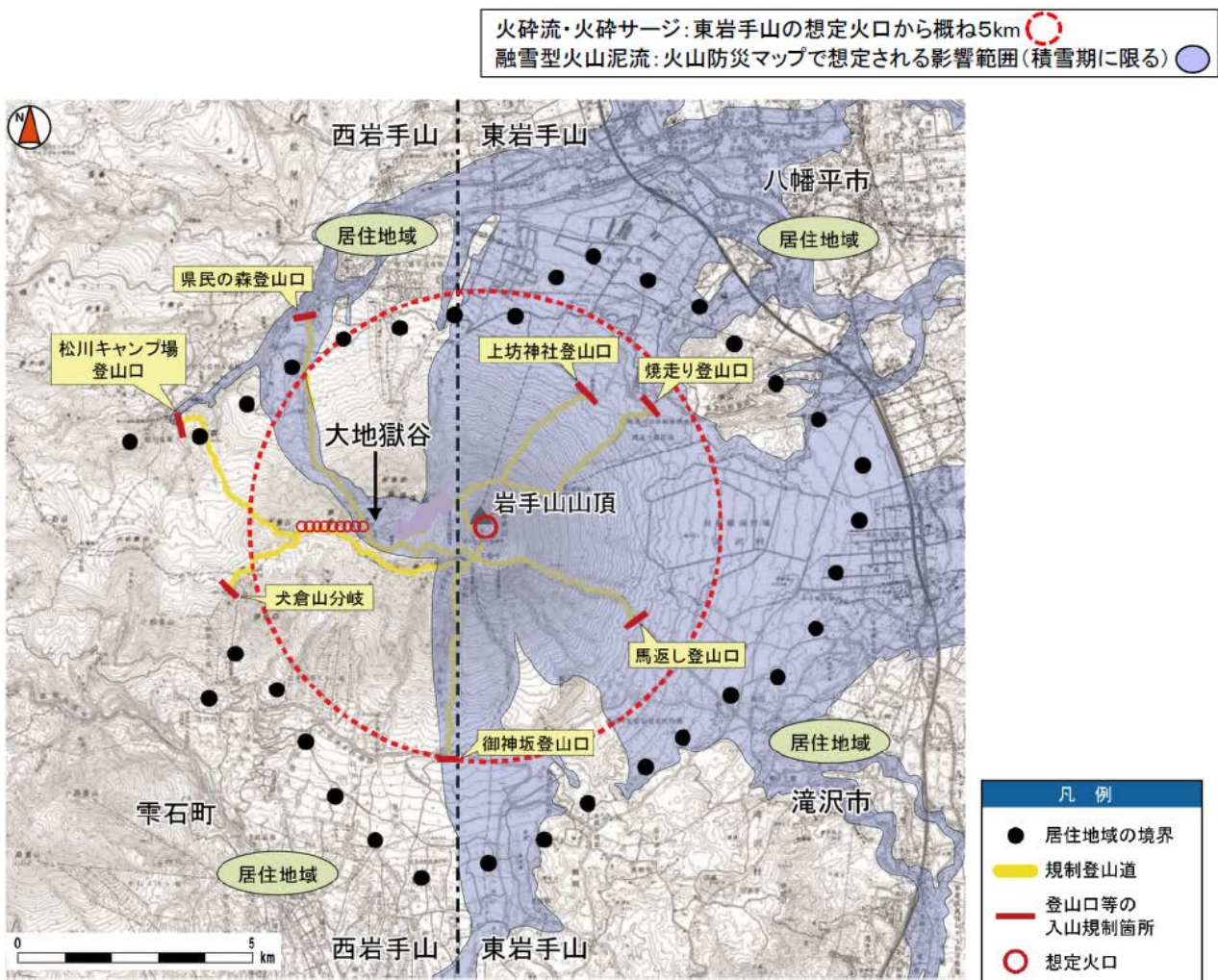
噴火警戒レベル4における住民等の立入規制及び通行規制は、図 3-5 噴火警戒レベル4における立入規制図のとおりである。

なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、県、市町及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

図 3-5 噴火警戒レベル 4 における立入規制図



想定される通行規制箇所は【資料編】P. 28～30に掲載。
 なお、通行規制は災害の状況に応じて、必要な箇所を実施する。

エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル2の対応により避難誘導等を行う。

オ 住民等の避難誘導

(ア) 八幡平市は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、火砕流・火砕サージの到達が予想される区域に立入規制を実施し、住民を区域外へ避難させる。

八幡平市長は、立入規制の実施にあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長に対して立入規制の実施について助言する。

八幡平市は、立入規制を実施した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

(イ) 八幡平市及び滝沢市は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、特別に被害が予想される区域（施設）の住民に避難勧告を発令する。

八幡平市長及び滝沢市長は、避難勧告の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、八幡平市長及び滝沢市長に対して避難勧告の発令について助言する。

八幡平市及び滝沢市は、避難勧告を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

カ 要配慮者の避難誘導

市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される区域に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

市町長は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令について助言する。

市町は、避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）や関係機関に対して連絡する。

キ 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置する避難促進施設の管理者は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことを周知するとともに、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

また、避難促進施設の管理者は市町と協議・連携し、市町から発表される立入規制、避難勧告等に従い、利用者の避難所等への避難誘導を行う。

ク 指定避難所の開設準備等

市町は、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、必要な避難所を開設するとともに、避難準備・高齢者等避難開始の発令に続き、(噴火警戒レベル5で)避難勧告・避難指示(緊急)の発令が想定されることから、今後開設が想定される指定避難所の開設準備を行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、指定避難所となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

県は、避難生活が長期化することを考慮した指定避難所の確保において、市町を支援する。

なお、市町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

(5) 噴火警戒レベル5の場合

県、市町及び関係機関は、噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、噴火警戒レベル4における立入規制を継続するとともに、融雪型火山泥流による被害が予想される区域への立入規制を実施し、住民や登山者等の避難誘導を行うほか、避難勧告・避難指示（緊急）を発令するなど、必要な対策を速やかに実施する。

ア 県及び市町の体制

表 3-11 県及び市町の体制（噴火警戒レベル5）

機関	体制
県	災害対策本部
盛岡市	災害対策本部 [非常配備]
八幡平市	災害対策本部
滝沢市	災害対策本部
雫石町	災害対策本部 [非常配備体制]

市町長は、立入規制、避難勧告・避難指示（緊急）の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制、避難勧告・避難指示（緊急）の発令について助言する。

イ 情報収集・伝達

県、市町及び関係機関は、住民等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや立入規制の実施、避難勧告・避難指示（緊急）について、周知徹底を図る。

噴火警戒レベル5の場合、噴火警戒レベル2から4までの対応と併せて、表 3-12 に掲げる防災対応を行う。

表 3-12 噴火警戒レベル5における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル5（避難）	
県	<u>（登山者等向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】 <u>（住民等向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】 <u>（要配慮者向け）</u> 【レベル4における対応と同じ。】
市町 ・盛岡市 ・八幡平市 ・滝沢市 ・雫石町	<u>（登山者等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難勧告や避難指示（緊急）の発令 ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <u>（住民等向け）</u> ・火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の影響範囲への避難勧告や避難指示（緊急）の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況等） ・警戒区域を設定した場合の市町内全域への周知（退去命令） <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防

実施主体	実施内容
	災組織、民生委員等による自宅訪問等 ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	（登山者等向け） 【レベル4における対応と同じ。】 （住民等向け） 【レベル4における対応と同じ。】

県及び市町は、住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

○ 噴火警戒レベルが4から5に引き上げられた場合の文例

<防災行政無線文例（住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
 これより、**〇〇地区**において、避難勧告（指示（緊急））を発令します。
 住民の皆様は、直ちに**〇〇避難所**へ避難してください。
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
 なお、入山規制は継続中です。

<エリアメール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が岩手山に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
 これより、**〇〇地区**において、避難勧告（指示（緊急））を発令します。
 住民の皆様は、直ちに**〇〇避難所**へ避難してください。
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
 なお、入山規制は継続中です。

○ 突発的噴火により噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合の文例

<防災行政無線文例（登山者等及び住民向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
 岩手山周辺にいる観光客等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。
 なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<エリアメール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に岩手山で噴火が発生しました。
 岩手山周辺にいる観光客等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。
 なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 立入規制・通行規制

市町及び関係機関は、避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、速やかに各種規制を実施する。

表 3-13 噴火警戒レベル5の規制区域

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。	<ul style="list-style-type: none"> ・火砕流・火砕サージの影響範囲への立入を規制（レベル4から継続） ・融雪型火山泥流による影響が予想される範囲への立入を規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡平市、滝沢市及び雫石町は、レベル4による立入規制を継続する。 ・市町は、融雪型火山泥流による被害が予想される場合、その影響範囲に対して立入規制を実施する。 ・警察及び道路管理者と連携し、立入規制区域への通行規制を実施する。

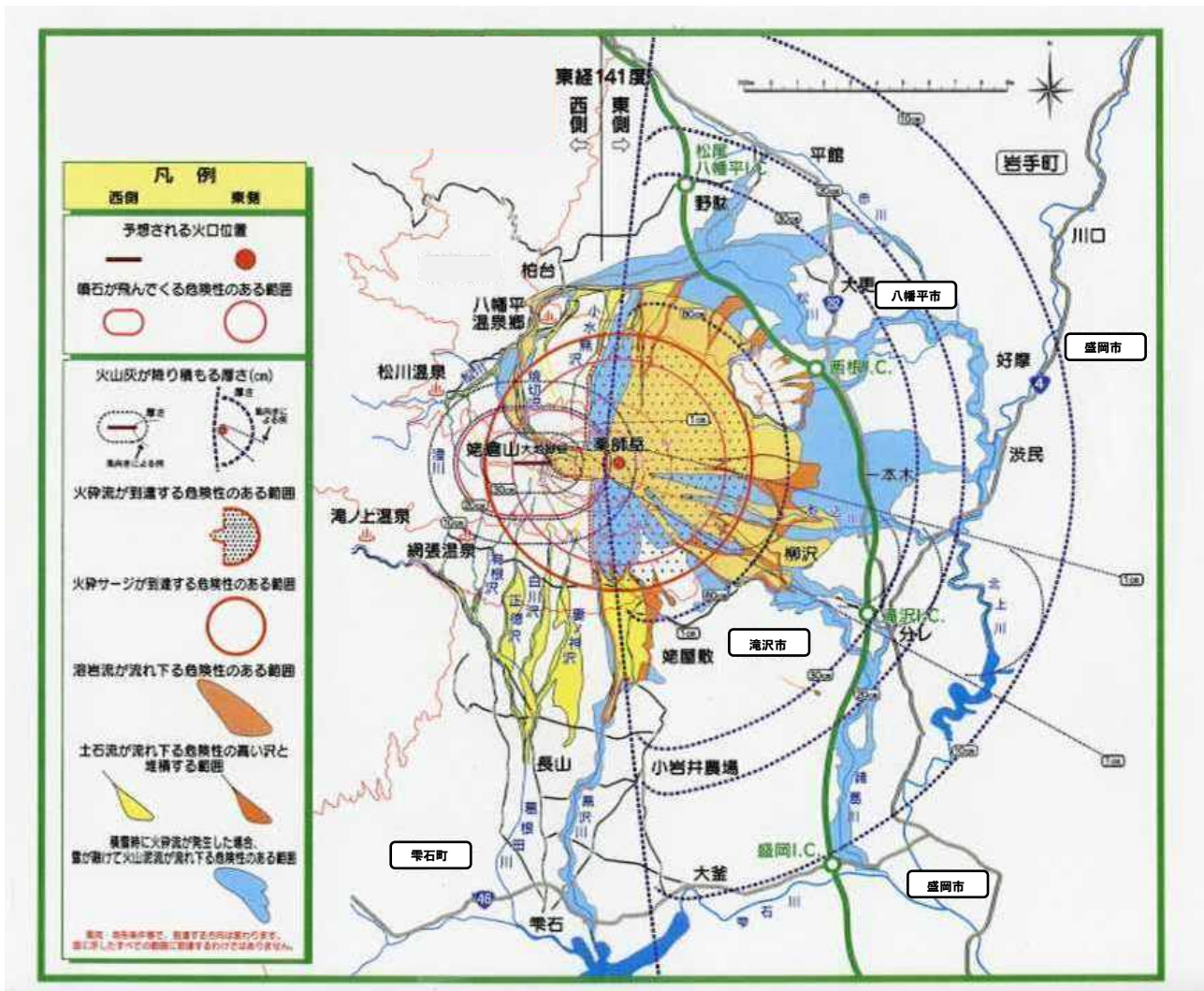
噴火警戒レベル5における立入規制及び通行規制の位置は噴火警戒レベル4と同じとする。

なお、火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、県、市町及び関係機関との情報共有を逐次行うこと。

規制箇所の通行については、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察及び道路管理者と連携し実施する。

図 3-6 噴火警戒レベル 5 における噴火現象による影響が想定される範囲



エ 登山者等の避難誘導

噴火警戒レベル2の対応により避難誘導等を行う。

オ 住民等の避難誘導

市町は、気象台から、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合、融雪型火山泥流による被害が予想される範囲に避難勧告や避難指示（緊急）を発令し、住民等に避難を呼びかける。

また、火山活動の状況によっては、融雪型火山泥流による被害が予想される範囲に、立入規制を行う。

市町長は、立入規制や避難勧告・避難指示（緊急）の発令を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して立入規制や避難勧告・避難指示（緊急）の発令について助言する。

市町は、立入規制や避難勧告・避難指示（緊急）を発令した場合、県に対して速やかに報告するとともに、国（国土交通省等）、関係機関に対して連絡する。

カ 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置する避難促進施設の管理者は、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことを周知するとともに、緊急に退避する必要がある場合、屋内退避等の措置をとる。

市町から避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合、避難促進施設の管理者は、市町と協議・連携し、避難所等への避難誘導を行う。

キ 指定避難所の開設

市町は、噴火警戒レベルが5に引き上げられ、避難勧告や避難指示（緊急）を発令した場合、速やかに指定避難所を開設し、避難者の受入れを行う。

なお、避難生活が長期化することにも留意し、指定避難所となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

県は、避難生活が長期化することを考慮した指定避難所の確保において市町を支援する。

なお、市町が行う物資等の供給に関する必要な支援を行う。

3 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア 現地災害対策本部の設置等

県は、被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に、現地災害対策本部（以下、「県本部」という。）を設置する。

現地災害対策本部は、災害情報の収集や報告及び市町、関係機関との情報交換、連絡・調整等を実施する。

イ 救助活動への支援体制

県は、救助活動を円滑かつ安全に行うため、救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山有識者など火山や火山地域の専門家等に技術的な支援を依頼する。

国（国土交通省）は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、警察・消防・自衛隊の部隊等の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の配備、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保などを支援する。

ウ 活動基準の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等を踏まえた活動基準を設定する。

関係機関や検討会は、監視・観測データ等から、火山活動の見込みや土砂災害の危険性等による活動基準の設定について助言を行う。

県、警察、消防及び自衛隊は、現地での活動を通じて活動基準設定の判断に結びつく情報を入手した場合には、県本部を通じて速やかに報告する。

なお、活動基準を設定する際に、考慮すべき事項例は以下のとおりである。

- 火山性地震等の発生回数
- 火山ガスの濃度
- 火山灰、噴石の飛散状況
- 火砕流・火砕サージ・溶岩流の発生状況
- 日の出・日の入り時間
- 気象状況

<参考：天候や火山の状態による活動判断基準

（『御嶽山噴火災害活動事例報告資料』（長野市消防局）より抜粋）>

(7) 火山性微動、火山性地震による中止判断

- 地震学者、気象庁が観測データを判断し決定。

(4) 降雨による捜索判断中止基準

- 降雨開始見通し時間の3時間前までに、もしくは現地にて降水を確認した場合。

(ウ) 降雨による捜索活動中止後の活動再開判断基準

- 降雨停止後、3時間以上が経過していること。
- ヘリコプターによる上空からの調査を実施し、登山道、捜索場所及びその周辺の斜面における崩壊や土石流の有無を確認すること。
- 災害対策本部が、ヘリコプター調査の結果を基に、先遣調査隊の派遣を決定すること。

先遣調査隊は、灰の状況等の調査により現場で捜索部隊が安全に活動できるか確認すること。

- 災害対策本部が、捜索活動を安全に実施できると判断した時点から、7 時間先まで降雨の見通しがないこと。

(エ) 火山性ガスによる活動中止判断基準

- 平成 14 年「三宅島火山ガスに関する検討会」において決められた、火山ガスの許容濃度を準用し次のとおりとする。
 - ・ 硫化水素(H₂S) : 10ppm
 - ・ 二酸化硫黄(SO₂) : 2ppm

エ 活動範囲の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、関係機関や検討会から提供される、監視・観測データ等から予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等についての情報提供、助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を設定する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合は、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。

また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合は、活動範囲から救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。

その際、救助活動を行う全員を収容するため、複数の避難所等を設定することとし、近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

県、警察、消防及び自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを県本部に報告する。

(2) 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

県、市町及び関係機関は、登山計画書（届）等と避難促進施設等における緊急退避状況や、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

イ 救助活動

市町は、噴火警戒レベル 2 以上の場合において、登山者等を緊急に噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

なお、救助にあたっては関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

(3) 住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

県、市町及び関係機関は、避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

イ 搜索・救助活動

県、警察、消防及び自衛隊は、共有された要救助者情報をもとに、二次被害を防止するために、救出ルートなどを定め、安全管理体制を確保し、搜索及び救助活動を行う。

(4) 救助等におけるヘリコプターの運用

県、警察及び自衛隊等は緊密に連携して、ヘリコプターを活用した救助活動にあたる。

県は、災害対策本部内にヘリコプターを保有する関係機関によるヘリ運用調整所を設置し、災害対策本部との情報共有やヘリコプター運用の円滑な体制を構築する。特に、県、警察、自衛隊等、複数のヘリが同時に活動する際は、航路等の情報共有、ヘリコプターの運用体制についての調整、火山の活動状況及び気象条件にも留意が必要となり、詳細な調整を実施する。

なお、県本部が設置された場合は、救助部隊の拠点を同本部におくとともに、ヘリポートを設置する等、迅速な活動に対応する。

ヘリを装備している機関は、次のとおりである。

表 3-14 ヘリ装備機関名

機関名	連絡先
国土交通省東北地方整備局	022-225-2171
岩手県防災航空センター	0198-26-5251
岩手県警察本部	019-653-0110
陸上自衛隊第9特科連隊第3科 (時間外は司令部当直)	019-688-4311

表 3-15 ヘリ離発着場所数

ヘリ離発着場所	箇所数	備考	
盛岡市	10箇所		
八幡平市	11箇所		
滝沢市	6箇所		
雫石町	8箇所		
矢巾町	2箇所		
合計	37箇所		
【うち、岩手山での離発着場所】			
ヘリ離発着場所	所在地	管理者	連絡先
岩手山9合目	八幡平市松尾寄木字国見 1-1 国見国有林 1553 林班	岩手北部 森林管理署	0195-72-2221
姥倉山	岩手郡雫石町大字長山網張 1-1 網張国有林 783 林班	盛岡森林管理署	019-663-8001
黒倉山	岩手郡雫石町大字長山網張 1-1 網張国有林 784 林班	盛岡森林管理署	019-663-8001

なお、ヘリ離発着場所の詳細については、別添【資料編】P. 31～34に掲載。

(5) 医療・救護活動

県及び市町は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

県は、多数の傷病者が発生した場合、救急告示施設及び災害拠点病院と連携し、医療・救護体制を確立する。

また、必要に応じて、速やかにドクターヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに、医療関係機関または国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

市町は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、指定避難所等や医療施設に救護所を設置する。

(6) 自衛隊災害派遣要請

ア 自衛隊法に基づく災害派遣要請

市町長は、災害対策基本法第 68 条の 2 により、市町の地域に係る噴火等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請をするよう求めることができる。

知事は、噴火災害等に際して、自衛隊法第 83 条に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、災害派遣を要請することができる。

イ 自衛隊災害派遣要請の基準

市町長が自衛隊に対する災害派遣要請をする際の基準は、噴火活動がより活発化した「噴火警戒レベル 4 以上」とし、以下の状態を認めた場合を目安とする。

ただし、噴火警戒レベル 2、3 においても状況により災害派遣、避難者の救助、搬送、収容等を要請できる。

- 避難対象区域の住民等が、火砕流・火砕サージや融雪型火山泥流等により避難経路が埋没し通行不可能となり、通常的手段による避難が困難
- 避難対象区域の住民等が、大量の火山灰や噴石（こぶし大）の継続的な落下により通常的手段による避難が困難
- 避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難

4 避難状況の把握及び避難所の管理・運営

(1) 避難状況の把握

市町は、避難所毎に住民等の避難状況について把握する。

ア 避難者に関すること

- 当該地区住民の世帯数及び人員数
- 避難した世帯数及び人員数（避難所、知人宅等避難先を区分する）
- 地域住民以外の登山者等の一時滞在者等の避難人数（可能な限り）
- 避難者の負傷等の状況
- その他避難者の状況について特に必要な事項

イ 残留者に関すること

- 残留者の有無、氏名及び残留理由
- 避難の目途

(2) 避難所の管理・運営

- 市町は、予め定める避難計画やその作成した避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。
- 市町は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。
- 市町は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- 市町は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、次のとおり生活環境の整備を図る。

なお、環境整備を図る際は災害弱者に配慮するものとする。

ア 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成

イ 安否情報、食料生活必需品等の配給情報、生活情報、火山活動情報等各種情報の提供

ウ ホームヘルパー等による介護の実施

エ 生活相談、こころのケア、健康相談、保健指導等の実施

オ プライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮

カ 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等障がい者に対する情報提供体制の整備

キ 避難所への警察官の配置による安全の確保

- 市町は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。
- 市町は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- 県及び市町は、避難生活が長期化すると認められる場合は、可能な限り、応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用にも努める。

5 広域一時滞在

県及び市町は、火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町もしくは都道府県境を越えて行われることが想定されることから、広域一時滞在を速やかに実施するため、広域一時滞在の必要性の判断や広域一時滞在に伴う避難手段の確保等を予め定める。

(1) 広域一時滞在の判断・実施

市町は、広域一時滞在の実施にあたり、必要性を迅速に判断するとともに、避難等に関わる県及び関係機関と連携しながら対応する。

市町は、火山現象の影響範囲によって、同市町内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、マニュアルに基づいて避難を実施する。

その際、県及び関係機関と情報共有を図り対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、変更点を協議し調整を図る。

また、避難先となる市町村と連絡調整を図り、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

市町は、広域一時滞在の調整が図られ次第、避難所等への避難者や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域一時滞在を行うことを周知する。

県、市町及び関係機関は、広域一時滞在の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施するとともに、避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

県及び市町は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。

市町は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

県は、集団避難に必要な場合、JRやIGR等の活用についても検討し、調整を行う。

6 報道機関への対応

県及び市町は、多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部に報道対策部門を設置し、職員を置いて報道関係者への対応にあたる。

報道関係者の対応にあたっては、関係機関との密接な連携協力のもと、情報の混乱や誤報・遅延等の防止に努めながら、避難誘導を支援するための情報や正確な救助活動状況及び被害情報などを迅速に提供するよう努める。

第4章 噴火後の対応

1 噴火後の対応における関係機関

表 4-1 火山防災協議会の関係機関の役割

関係機関	気象台	岩手河川国道事務所	陸上自衛隊	岩手県警察本部	盛岡地区広域消防組合消防本部	有識者	国土地理院東北地方測量部	盛岡・岩手北部森林管理署	東北地方環境事務所盛岡管理官事務所	観光協会
身元確認				○						
土砂災害対応	○	○		○	○	○				
風評被害対策						○				○
一時入域等	○	○	○	○	○	○				
治安維持				○						

2 登山者等の身元確認

市町は、避難所等に收容された登山者等について、避難所で作成する避難者名簿を通じて、身元の確認を行い、親族の連絡先を把握して、連絡を取る。

市町は、医療機関等に收容された登山者等について、本人もしくは登山計画書（届）や所持品等から身元の確認を行う。

警察は安否の確認を行い、市町と情報共有を図る。

県は、必要に応じ東京事務所を通じて、他都道府県の東京事務所や大使館等と連携しながら、県外や国外の登山者等の親族等からの問合せに対応する。

3 土砂災害への対応

県、市町及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。

また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を県及び市町に通知する。

市町長は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難勧告等の発令を行う。

県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、市町長に対して、立入規制の実施や避難勧告等の発令について助言する。

4 避難の長期化に備えた対策

(1) 避難所の運営

市町は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置を講じる。

ア 被災者の自治組織の育成

イ 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

ウ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

エ ホームヘルパー等による介護の実施

オ 保健衛生の確保

カ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保

キ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障害者、外国人等の多様なニーズへの配慮

ク 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

市町は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

(2) 避難者の健康管理

ア 健康状態の把握

県、市町及び関係機関は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

県、市町及び関係機関は、巡回相談で把握した問題等を記録し、チームカンファレンス等において、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

県、市町及び関係機関は、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

イ 被災者の精神状態の把握

県及び市町は、被災者及び支援者に対してカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、精神医療の提供を行う。

また、メンタルヘルスに関する普及啓発に努める。

県及び市町は、継続的内服が必要な精神障がい者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失、又は入手が困難となった者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努め、移動困難な在宅患者に対しては訪問する等継続的で適切な精神医療の支援を行う。

市町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

市町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

ウ 継続的支援対象者のリストアップ

県及び市町は、支援者が変更しても継続的な支援が提供出来るよう、支援が必要な者のリストを作成する。

エ 関係機関との連携の強化

県、市町及び関係機関は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(3) 防災ボランティアの受入れ

市町は、防災ボランティア活動の自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

市町は、被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。

市町は、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、関係機関と連携して、防災ボランティアに対し、協力を要請する。

市町及び市町社会福祉協議会は、防災ボランティアの受付、活動拠点の確保、活動時の安全確保、被災地におけるニーズ等の情報提供など、その受入体制の整備に努める。

(4) 避難生活に必要な物資の供給

市町は、避難者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

市町は、災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

(5) 教育の再開

市町は、避難生活が継続する中での教育の再開にあたっては、次の事項に留意する。

なお、学校が被災するなど、授業を行うことが困難、又は不可能である場合においては、他の学校や公共施設を使用して教育を再開する。

ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。

ウ 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。

エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

オ 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。

カ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

(6) 応急的な住宅の供給

県及び市町は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民に対し、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅、もしくは民間賃貸住宅の情報を提供する。

また、火山活動が活発化してから沈静化するまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない避難対象住民の応急仮設住宅建設について検討を行う。

5 風評被害対策

県、市町及び関係機関は、岩手山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び岩手山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段による情報発信を行いながら、風評被害の防止に努める。

また、火山活動の沈静化後は、積極的な情報発信を行うなど、地域のイメージダウンを軽減する取組を講じる。

6 避難勧告や避難指示（緊急）解除、一時入域などの対応

(1) 避難勧告や避難指示（緊急）の解除

市町長は、避難勧告や避難指示（緊急）の解除を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して避難指示（緊急）の解除について助言する。

市町は、避難勧告や避難指示（緊急）の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路等を定めた帰宅計画を作成する。

また、防災行政無線やメール、ラジオ等を活用して、避難勧告や避難指示（緊急）の解除を住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等への説明会等を開催する。

県は、市町が行う避難勧告・指示（緊急）の解除について住民等への周知活動を支援する。

関係機関は、火山の活動状況を把握するため、避難勧告や避難指示（緊急）の区域内を含む観測機器の復旧と、地形、噴出物調査をはじめとする現地調査を実施する。

県、市町及び関係機関は、避難勧告や避難指示（緊急）の解除に先立ち、避難勧告や避難指示（緊急）の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難勧告や避難指示（緊急）の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

市町長は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して規制範囲の縮小又は解除について助言する。

市町は、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

県は、市町が行う規制範囲の縮小又は解除についての住民等への周知活動を支援する。

関係機関は、火山の活動状況を把握するため、県、市町と連携を図りながら、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査を行う。

県、市町及び関係機関は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

市町は、規制範囲の縮小又は解除にあたっては、以下の検討を行う。

- 災害の危険性の有無（降雨型泥流等の二次災害も含む）
- 避難解除の範囲
- 緊急時の情報伝達方法の確保
- 道路、ライフラインの確保
- 再避難体制の整備

(3) 一時入域

市町は火山活動が小康状態となった場合、対象範囲を決めて一時入域を実施する。

市町長は、一時入域を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて検討会を開催し、検討会から火山活動の状況に関する学術的助言を受け、市町長に対して一時入域について助言する。

市町は、一時入域の実施にあたっては、一時入域を希望する住民等を募集し、一時入域者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。

また、一時入域者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバー等を活用し、緊急時の避難や退去の指示を確実に伝達する。

関係機関は、一時入域の実施に先立ち、避難対象地域や警戒区域に立ち入り、現地調査を行う。

県、市町及び関係機関は、一時入域の実施に先立ち、入域可能な範囲の道路状況等について安全を確認するとともに、市町が作成した一時入域者名簿を活用し、規制箇所等で一時入域者の入退去の確認を行う。

市町は、一時入域の実施にあたって、以下の項目と対象区域の分類により検討し実施する。

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 適用範囲・時間 | <input type="checkbox"/> 緊急時の情報伝達方法 | <input type="checkbox"/> 火山の警戒監視方法 |
| <input type="checkbox"/> 帰宅方法、経路 | <input type="checkbox"/> 帰宅対象者 | <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況 |

7 治安の維持

市町長は、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置を実施する。

また、警察と連携して住民及び関係機関等へこれを周知し、警戒区域もしくは避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。

なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、行うものとする。

8 相談窓口の開設

市町は、避難住民の中に災害によって家屋や土地、事業所等の私的財産の喪失や近親者を失うなど、著しい精神的苦痛を被ることが予想されることから、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談に乗り、不安の解消に努めるよう、市町庁舎及び各避難所に市町職員や県派遣職員等による相談窓口を開設する。

岩手山火山避難計画
【資料編】
(案)

平成 30 年 3 月
岩手山火山防災協議会

目次

1 岩手山の活動状況等	1
(1) 岩手山の概要.....	1
(2) 岩手山の噴火史.....	1
(3) 岩手山における主な火山災害・噴火等の記録.....	2
(4) 平成7年以降の岩手山の活動状況.....	3
2 避難対象地区等	6
○ 盛岡市.....	6
○ 八幡平市.....	13
○ 滝沢市.....	15
○ 雫石町.....	18
3 指定緊急避難場所	20
○ 盛岡市.....	20
○ 八幡平市.....	21
○ 滝沢市.....	22
○ 雫石町.....	23
4 指定避難所	24
○ 盛岡市.....	24
○ 八幡平市.....	25
○ 滝沢市.....	26
○ 雫石町.....	27
5 通行規制	28
6 へり離発着場所	31

1 岩手山の活動状況等

(1) 岩手山の概要

玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の2成層火山が結合した火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所です弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発1回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。

平成7年に火山性微動が初めて観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が発表された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。

(2) 岩手山の噴火史

岩手山は、25個以上の小火山から構成され、東西約13kmの長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ化学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として小畚山、三ツ石山、大松倉山、犬倉山、姥倉山、黒倉山、鬼ヶ城、薬師岳（2,038m）、鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく、火山群の東半分を占める火山体（姥倉山から東側の山体）を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山・東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経141度の線である。

岩手火山群は約70万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西約13kmの範囲の全体で火山活動があり、その後活動の中心は東側に移行している。過去に7回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内最多である。東岩手山は約6,000年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1立方km程度以下である。これに対して、西岩手山は約7,400年前以降、水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は0.01立方km程度以下である。

約6,000年前以降の主な活動は、次のとおりである。

① 約6,000年前 山体崩壊

東岩手山の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした（平笠岩層なだれ堆積物）。

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。

この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流出して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

② 約3,200年前 水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰（火口から約3.5kmで10cmの厚さで堆積）。火山灰は熱水変質した岩石片（噴石）と岩粉・粘土からなり、火山灰量は0.01立方km以下と概算される。

西岩手山では 7,400 年前以降現在まで少なくとも 8 回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

③ 1686 年（貞享 3 年） 山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰・火山泥流が繰り返し発生した。玉山村・滝沢村・盛岡市・花巻市方面に降灰し、玉山村生出地区は農地が荒廃し、放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村・滝沢村・西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

④ 1732 年（享保 16～17 年） 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の 5 個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

⑤ 1919 年（大正 8 年） 水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約 9m の火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後に崩壊により火口の直径が約 50m に拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には巨大な石が飛散し、厚さ 3～15cm の変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

⑥ 昭和の火山活動（1934～35 年、1960 年、1972 年） 水蒸気の噴出

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内で地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は 3 回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出を確認できた。このうち最も活発だったのは 1934～35 年活動で、小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内、及び妙高岳南東山腹で、噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素・硫化水素・亜硫酸・塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960 年 9 月測定）。

また一方で、この時期においては大地獄谷・黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。

※ 出典：「岩手山の地質」（著者 土井宣夫 発行 平成 12 年 3 月滝沢村教育委員会）ほか

(3) 岩手山における主な火山災害・噴火等の記録

区 分	火山災害・噴火等
貞享 3 年（1686 年）	噴火（溶岩流・泥流等）、家屋破損
貞享 4 年（1687 年）	噴火（噴石・噴煙）、群発地震
享保 16～17 年（1732 年）	噴火（焼走り溶岩流）
大正 8 年（1919 年）	大地獄で水蒸気爆発（降灰）
昭和 47 年（1972 年）	白色噴煙
平成 7 年（1995 年）	低周波地震・微動
平成 10 年以降（1998 年～）	地震活動活発化
平成 19 年（2007 年）	噴火警戒レベル導入 レベル 1（平常）

※ 噴火警戒レベル 1 におけるキーワード「平常」の表現を、平成 27 年 5 月 18 日より「活火山であることに留意」に改める。

(4) 平成7年以降の岩手山の活動状況

年	事 項
平成 7～9 年(1995～ 1997 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成7年9月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○ 平成9年12月山体西側を震源とする地震が発生し始める。
平成10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2月以降地震回数が増加。 ○ 4月29日15時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第1号。聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。モホ面付近の地震が急増。 ○ 5月モホ面付近の地震を38回観測。 ○ 6月地震回数が1,800回(1ヶ月)を超える。岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号(今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある)。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○ 7月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第3号。7月下旬から8月前半にかけて、やや深いところ(4～8km)で発生した低周波地震が1日数回発生。モホ面付近の地震は35回発生。 ○ 8月三ツ石山付近でM3.4の地震。山頂付近を震源とするM1.8の地震。 ○ 9月岩手山の南西約10kmでM6.1(震度6弱)の逆断層型の地震が発生。篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震(M2.0～2.5)が発生。 ○ 10月三ツ石山付近でM2.9の地震。 ○ 山頂付近でM2.9の地震発生。
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低周波地震は1月28回、2～7月は12～20回の発生。8月1日には短時間に32回と多発した。 ○ 4月黒倉山・姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気箇所を観測。 ○ 5月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.6(震度4)の地震が発生。 ○ 6月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○ 9月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○ 11月振幅の大きな微動(振り切れ微動継続時間約4分)を観測。臨時火山情報第4号。
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。 ○ 3月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.8(震度4)の地震。 ○ 4月大地獄谷西小沢で10数ヶ所の噴気孔群を観測。 ○ 6月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○ 6～9月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。

平成 13 年 (2001 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。 ○ 5 月モホ面付近を震源とする低周波地震が 15 回観測。
平成 14 年 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km 前後）を震源とする低周波地震の活動がやや活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。
平成 15 年 (2003 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震の活動が一時活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。 ○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。
平成 16 年 (2004 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は穏やかに経過。 ○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。 ○ 6 月 1999 年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。 ○ 12 月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・噴気活動は、低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。 ○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認される。 ○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震回数は少なく推移。 ○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○ 黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動は静穏に経過した。 ○ 8 月以降東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○ 7 月に継続時間は短い、振幅のやや大きな微動を 1 回観測。 ○ 噴気活動は低調に推移した。 ○ 噴火警戒レベル 1（平常）〔12 月 1 日～ 〕（12 月 1 日より噴火警戒レベル運用開始）
平成 20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 1 月と 12 月に東岩手山のやや深いところ（深さ 10km）を震源とする低周波地震がやや増加し、6 月には継続時間が短く振幅の小さい微動を 1 回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。

平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 3 月 11 日に発生した「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近(山頂の西北西約 10km)を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震活動は収まっている。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成 24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も 2 回発生したが、噴気活動は低調で、地殻変動にも特段の変化はなかった。
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 地震活動は 3 月から 5 月にかけてやや多い状況になり、5 月には岩手山西側を震源とする最大震度 2 の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動とも概ね低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (平常)」で経過した。 ○ 6 月 1 日に岩手山西側を震源とするマグニチュード 3.0 の地震が発生した。また、10 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 7 月 20 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 地震活動及び噴気活動は低調に推移し、地殻変動にも特段の変化は見られなかった。
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火警戒レベルは、「レベル 1 (活火山であることに留意)」で経過した。 ○ 10 月 25 日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される低周波地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。

※ 噴火警戒レベル 1 におけるキーワード「平常」の表現を、平成 27 年 5 月 18 日より「活火山であることに留意」に改める。

2 避難対象地区等

○ 盛岡市

避難対象地区	避難の 段階 (レベル)	対象 現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所※	避難時の留意事項※	避難所 への距離 (km)
みたけ六丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	651	1,596	41	盛岡市消防団	<避難所> 城北小学校 (1-1)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	0.9
	要支援者 Lv4								
月が丘二丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	473	1,092	47	盛岡市消防団	<避難所> 城北小学校 (1-1)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	1.5
	要支援者 Lv4								
月が丘三丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	1,340	2,783	218	盛岡市消防団	<避難所> 城北小学校 (1-1)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	0.9
	要支援者 Lv4								
西青山二丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	1,096	2,335	156	盛岡市消防団	<避難所> 青山小学校 (1-3) ・ 厨川中学校 (1-2)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	0.8
	要支援者 Lv4								
西青山三丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	1,443	3,174	144	盛岡市消防団	<避難所> 青山小学校 (1-3) ・ 厨川中学校 (1-2)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	1.6
	要支援者 Lv4								
長橋町	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	794	2,380	7	盛岡市消防団	<避難所> 大新小学校 (1-4)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	2.0
	要支援者 Lv4								
中堤町	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	1,137	2,466	112	盛岡市消防団	<避難所> 大新小学校 (1-4)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	1.3
	要支援者 Lv4								
大館町	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	947	2,035	68	盛岡市消防団	<避難所> 大新小学校 (1-4)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	0.9
	要支援者 Lv4								
稲荷町	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	296	584	31	盛岡市消防団	<避難所> 大新小学校 (1-4)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	1.4
	要支援者 Lv4								

避難対象地区	避難の 段階 (レベル)	対象 現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所※	避難時の留意事項※	避難所 への距離 (km)
平賀新田字高柳	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	24	72	2	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.5
	要支援者 Lv4								
平賀新田字水道	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	21	50	1	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.1
	要支援者 Lv4								
平賀新田字中居	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	2	6	0	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.5
	要支援者 Lv4								
平賀新田字外田	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	15	48	1	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	0.9
	要支援者 Lv4								
平賀新田字平賀	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	52	124	2	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	0.8
	要支援者 Lv4								
上厨川字幅	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	154	374	23	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	0.8
	要支援者 Lv4								
上厨川字前湯	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	54	114	6	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.6
	要支援者 Lv4								
上厨川字新田	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	20	63	2	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.6
	要支援者 Lv4								
上厨川字杉原	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	66	179	3	盛岡市消防団	＜避難所＞ 土淵小・中学校（1-5）	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.6
	要支援者 Lv4								

避難対象地区	避難の 段階 (レベル)	対象 現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所※	避難時の留意事項※	避難所 への距離 (km)
前潟一丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	111	267	1	盛岡市消防団	<避難所> 土淵小・中学校(1-5)	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.6
	要支援者 Lv4								
前潟二丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	29	52	0	盛岡市消防団	<避難所> 土淵小・中学校(1-5)	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.3
	要支援者 Lv4								
前潟三丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	0	0	0	盛岡市消防団	<避難所> 土淵小・中学校(1-5)	諸葛川を避けて、西方向へ避難	1.2
	要支援者 Lv4								
前潟四丁目	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	12	52	0	盛岡市消防団	<避難所> 土淵小・中学校(1-5)	諸葛川を避けて、西方向へ避難	0.9
	要支援者 Lv4								
中屋敷町	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	482	1,005	87	盛岡市消防団	<避難所> 大新小学校(1-4)	諸葛川を避けて、東方向へ避難	1.3
	要支援者 Lv4								
川又字柳平	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	1	3	0	盛岡市消防団	<避難所> 渋民小学校 (4-6)・渋民公民館【姫 神ホール】(4-5)・玉山総 合福祉センター(4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	7.0
	要支援者 Lv4								
門前寺字笹平	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	4	16	0	盛岡市消防団	<避難所> 渋民小学校 (4-6)・渋民公民館【姫 神ホール】(4-5)・玉山総 合福祉センター(4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	4.0
	要支援者 Lv4								
門前寺字越戸	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	27	79	0	盛岡市消防団	<避難所> 渋民小学校 (4-6)・渋民公民館【姫 神ホール】(4-5)・玉山総 合福祉センター(4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	2.8
	要支援者 Lv4								
門前寺字柏木平	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	18	54	0	盛岡市消防団	<避難所> 渋民小学校 (4-6)・渋民公民館【姫 神ホール】(4-5)・玉山総 合福祉センター(4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	2.7
	要支援者 Lv4								

避難対象地区	避難の 段階 (レベル)	対象 現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所※	避難時の留意事項※	避難所 への距離 (km)
渋民字岩鼻	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	35	86	1	盛岡市消防団	＜避難所＞ 渋民小学校 (4-6) ・ 渋民公民館【姫 神ホール】 (4-5) ・ 玉山総 合福祉センター (4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	2.1
	要支援者 Lv4								
渋民字大前田	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	60	117	7	盛岡市消防団	＜避難所＞ 渋民小学校 (4-6) ・ 渋民公民館【姫 神ホール】 (4-5) ・ 玉山総 合福祉センター (4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	1.3
	要支援者 Lv4								
渋民字小前田	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	137	387	3	盛岡市消防団	＜避難所＞ 渋民小学校 (4-6) ・ 渋民公民館【姫 神ホール】 (4-5) ・ 玉山総 合福祉センター (4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	0.7
	要支援者 Lv4								
渋民字泉田	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	176	493	10	盛岡市消防団	＜避難所＞ 渋民小学校 (4-6) ・ 渋民公民館【姫 神ホール】 (4-5) ・ 玉山総 合福祉センター (4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	0.2
	要支援者 Lv4								
渋民字鶴塚	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	13	33	2	盛岡市消防団	＜避難所＞ 渋民小学校 (4-6) ・ 渋民公民館【姫 神ホール】 (4-5) ・ 玉山総 合福祉センター (4-7)	北上川を避けて、東方向へ避難	0.3
	要支援者 Lv4								
下田字牡丹野	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	108	271	11	盛岡市消防団	＜避難所＞ 舟田2地区コミュニ ティセンター (4-8)	北上川を避けて、西方向へ避難	1.4
	要支援者 Lv4								
下田字生出袋	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	11	26	0	盛岡市消防団	＜避難所＞ ※ ① 渋民小学校 (4- 6) ・ 渋民公民館【姫 神ホール】 (4-5) ・ 玉山 総合福祉センター (4-7) ② 生出3地区コミュニ ティセンター (4-4)	※ ① 安全が確保されていることを確認した上で、 北上川を渡って東方向へ避難 ② 北上川、生出川を避けて、西方向へ避難	1.4
	要支援者 Lv4								
下田字生出向	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	44	126	3	盛岡市消防団	＜避難所＞ 舟田2地区コミュニ ティセンター (4-8)	生出川を避けて、南方向へ避難	1.7
	要支援者 Lv4								

避難対象地区	避難の段階 (レベル)	対象現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所※	避難時の留意事項※	避難所 への距離 (km)
下田字頭無	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	8	25	3	盛岡市消防団	＜避難所＞ 舟田2地区コミュニ ティセンター（4-8）	生出川を避けて、南方向へ避難	2.1
	要支援者 Lv4								
下田字石羽根	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	153	248	10	盛岡市消防団	＜避難所＞ 生出3地区コミュニ ティセンター（4-4）	生出川を避けて、北方向へ避難	3.5
	要支援者 Lv4								
下田字牛転	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	27	63	2	盛岡市消防団	＜避難所＞※ ①渋民小学校（4- 6）・渋民公民館【姫 神ホール】（4-5）・玉山 総合福祉センター（4-7） ②生出3地区コミュニ ティセンター（4-4）	※ ①安全が確保されていることを確認した上で、 北上川を渡って東方向へ避難 ②北上川、生出川を避けて、西方向へ避難	1.6
	要支援者 Lv4								
下田字柴沢	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	112	313	19	盛岡市消防団	＜避難所＞ 舟田2地区コミュニ ティセンター（4-8）	北上川を避けて、北方向へ避難	2.3
	要支援者 Lv4								
下田字仲平	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	126	307	31	盛岡市消防団	＜避難所＞ 生出3地区コミュニ ティセンター（4-4）	生出川を避けて、北方向へ避難	2.2
	要支援者 Lv4								
下田字生出	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	219	631	21	盛岡市消防団	＜避難所＞ 生出3地区コミュニ ティセンター（4-4）	生出川を避けて、北方向へ避難	1.0
	要支援者 Lv4								
下田字下田	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	42	99	3	盛岡市消防団	＜避難所＞※ ①渋民小学校（4- 6）・渋民公民館【姫 神ホール】（4-5）・玉山 総合福祉センター（4-7） ②生出3地区コミュニ ティセンター（4-4）	※ ①安全が確保されていることを確認した上で、 北上川を渡って東方向へ避難 ②北上川、生出川を避けて、西方向へ避難	1.1
	要支援者 Lv4								

避難対象地区	避難の段階 (レベル)	対象現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所※	避難時の留意事項※	避難所 への距離 (km)
下田字古河川原	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	34	98	2	盛岡市消防団	＜避難所＞ 松内地区コミュニティ センター（4-2）	松川を避けて、西方向へ避難	1.8
	要支援者 Lv4								
芋田字下武道	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	17	43	0	盛岡市消防団	＜避難所＞ 渋民小学校 （4-6）・渋民公民館【姫 神ホール】（4-5）・玉山総 合福祉センター（4-7）	北上川を避けて、東方向へ避難	0.7
	要支援者 Lv4								
芋田字上武道	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	13	34	0	盛岡市消防団	＜避難所＞ 渋民小学校 （4-6）・渋民公民館【姫 神ホール】（4-5）・玉山総 合福祉センター（4-7）	北上川を避けて、東方向へ避難	1.0
	要支援者 Lv4								
川崎字川崎	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	15	38	1	盛岡市消防団	＜避難所＞ ※ ① 渋民小学校（4- 6）・渋民公民館【姫 神ホール】（4-5）・玉山 総合福祉センター（4-7） ② 生出3地区コミュニ ティセンター（4-4）	※ ① 安全が確保されていることを確認した上で、 北上川を渡って東方向へ避難 ② 北上川、生出川を避けて、西方向へ避難	0.5
	要支援者 Lv4								
川崎字上川崎	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	15	63	1	盛岡市消防団	＜避難所＞ ※ ① 渋民小学校（4- 6）・渋民公民館【姫 神ホール】（4-5）・玉山 総合福祉センター（4-7） ② 生出3地区コミュニ ティセンター（4-4）	※ ① 安全が確保されていることを確認した上で、 北上川を渡って東方向へ避難 ② 北上川、生出川を避けて、西方向へ避難	1.2
	要支援者 Lv4								
川崎字向川崎	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	16	48	1	盛岡市消防団	＜避難所＞ ※ ① 渋民小学校（4- 6）・渋民公民館【姫 神ホール】（4-5）・玉山 総合福祉センター（4-7） ② 小袋地区コミュニ ティセンター（4-3）	※ ① 安全が確保されていることを確認した上で、 北上川を渡って東方向へ避難 ② 松川を避けて、北方向へ避難	2.1
	要支援者 Lv4								

避難対象地区	避難の 段階 (レベル)	対象 現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所※	避難時の留意事項※	避難所 への距離 (km)
好摩字芋田向	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	127	252	18	盛岡市消防団	<避難所> 小袋地区コミュニティ センター (4-3)	松川を避けて、東方向へ避難	0.9
	要支援者 Lv4								
好摩字夏間木	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	622	1,541	66	盛岡市消防団	<避難所> 小袋地区コミュニティ センター (4-3)	松川を避けて、東方向へ避難	0.9
	要支援者 Lv4								
好摩字小袋	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	31	99	3	盛岡市消防団	<避難所> 大台地区コミュニティ センター (4-1)	松川を避けて、東方向へ避難	1.3
	要支援者 Lv4								
好摩字新田	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	30	89	3	盛岡市消防団	<避難所> 大台地区コミュニティ センター (4-1)	松川を避けて、東方向へ避難	0.1
	要支援者 Lv4								
松内字在家	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	7	21	0	盛岡市消防団	<避難所> 松内地区コミュニティ センター (4-2)	松川を避けて、西方向へ避難	1.5
	要支援者 Lv4								
松内字石花	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	13	52	0	盛岡市消防団	<避難所> 松内地区コミュニティ センター (4-2)	松川を避けて、西方向へ避難	0.9
	要支援者 Lv4								
松内字築場	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	10	32	1	盛岡市消防団	<避難所> 松内地区コミュニティ センター (4-2)	松川を避けて、西方向へ避難	1.3
	要支援者 Lv4								
		(小計)	11,490	26,638	1,174				

※避難所及び避難時の留意事項の記載区分 ①噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合

②事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合

○ 八幡平市

避難対象地区	避難の段階 (レベル)	対象現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所	避難時の留意事項	避難所 への距離 (km)
温泉郷	Lv5	溶岩流、融雪型火山泥流【東岩手】 (土石流)【西岩手】	139	242	22	八幡平市消防団 第25分団	<避難所> 柏台小学校(6-1)	①市道八幡平温泉郷線→市道金沢線→市道柏台線 ②県道雫石東八幡平線→市道柏台線 ※松川を渡る際は注意	3.5
	要支援者 Lv4								
金沢	Lv5	溶岩流、融雪型火山泥流【東岩手】 (土石流)【西岩手】	76	196	17	八幡平市消防団 第25分団	<避難所> 柏台小学校(6-1)	市道金沢6号線→市道柏台線 ※松川を渡る際は注意	2.0
	要支援者 Lv4								
柏台三丁目	Lv5	溶岩流、融雪型火山泥流【東岩手】 (土石流)【西岩手】	110	280	24	八幡平市消防団 第26分団	<避難所> 柏台小学校(6-1)	県道雫石東八幡平線→市道柏台線	1.0
	要支援者 Lv4								
上寄木	Lv5	溶岩流、融雪型火山泥流、(土石流)【東岩手】	147	397	29	八幡平市消防団 第23分団	<避難所> 松尾コミュニティセンター(6-4)、松尾柔剣道場(6-5)	市道上寄木線→市道喜満多線→市道松尾線 ※火山泥流の際、経路に注意	5.5
	要支援者 Lv4								
南寄木	Lv5	融雪型火山泥流、(土石流)【東岩手】	298	820	58	八幡平市消防団 第21分団	<避難所> 寄木小学校(6-2)	市道松尾線	2.0
	要支援者 Lv4								
新田	Lv5	融雪型火山泥流【東岩手】	190	510	43	八幡平市消防団 第22分団	<避難所> 平館小学校(5-10)	市道新田線→市道松尾線→市道砂田永持線 ※火山泥流の際、経路に注意	6.5
	要支援者 Lv4								
北寄木	Lv5	融雪型火山泥流【東岩手】	111	295	22	八幡平市消防団 第20分団	<避難所> 西根第一中学校(5-11)	市道松尾線→国道282号線→県道岩手平館線 ※火山泥流の際、経路に注意	7.5
	要支援者 Lv4								
山道	Lv5	融雪型火山泥流【東岩手】	109	304	19	八幡平市消防団 第18分団	<避難所> 西根第一中学校(5-11)	市道松尾線→国道282号線→県道岩手平館線	5.5
	要支援者 Lv4								
薬師	Lv5	融雪型火山泥流【東岩手】	118	303	35	八幡平市消防団 第6分団	<避難所> 田頭コミュニティセンター(5-1)	市道大宮線→市道森腰線	1.0
	要支援者 Lv4								

避難対象地区	避難の 段階 (レベル)	対象 現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所	避難時の留意事項	避難所 への距離 (km)
館腰	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	104	257	21	八幡平市消防団 第6分団	<避難所> 田頭コミュニティセン ター (5-1)	県道大更八幡平線	0.5
	要支援者 Lv4								
高宮	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	119	345	31	八幡平市消防団 第6分団	<避難所> 平館高校 (5-7)	市道横断線→市道中田野駄森線→市道平高裏笹 森線	4.5
	要支援者 Lv4								
中村	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	119	332	28	八幡平市消防団 第5分団	<避難所> 平館高校 (5-7)	市道中田野駄森線→市道平高裏笹森線	3.5
	要支援者 Lv4								
間羽松	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	157	400	45	八幡平市消防団 第5分団	<避難所> 平館高校 (5-7)	市道間羽松瀬ノ畑線→市道平高裏笹森線	2.0
	要支援者 Lv4								
平笠地区	Lv5	溶岩流、融雪型火山泥 流、(土石流)【東岩 手】	362	1,035	79	八幡平市消防団 第7分団	<避難所> 西根中学校 (5-2)	①県道焼走り線 ②市道日影山蟹沢線→旧国道282号線 ※松川を渡る際は注意	4.0
	要支援者 Lv4								
松川	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	289	707	54	八幡平市消防団 第1分団	<避難所> 大更小学校 (5-4)	国道282号線→市道森合線 ※松川を渡る際は注意	3.0
	要支援者 Lv4								
岡村	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	61	164	12	八幡平市消防団 第2分団	<避難所> 旧東大更小学校 (5-8)	市道大明神線→市道岡村線	1.5
	要支援者 Lv4								
		(小計)	2,509	6,587	539				

○ 滝沢市

避難対象地区	避難の段階 (レベル)	対象現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所	避難時の留意事項	避難所 への距離 (km)
北一本木自治会 (後、大森平)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	167	256	24	滝沢市消防団第6分団 北一本木自治会自主防 災会	<避難所> 滝沢東小学校 (3-3)	【避難経路(例)】 大川地区コミュニティセンター⇒国道282号⇒ 滝沢市道⇒滝沢東小学校	9.0
	要支援者 Lv 3								
南一本木自治会 (後、大森平、柳原、 長太郎林、留が森、一 本木、砂込)	Lv 3	溶岩流、融雪型火山泥 流【東岩手】	275	588	90	滝沢市消防団第6分団 南一本木自治会自主防 災会	<避難所> 滝沢第二中学校 (3-2)	【避難経路(例)】 一本木コミュニティセンター⇒国道282号⇒県 道盛岡環状線⇒滝沢第二中学校	6.5
	要支援者 Lv 3								
柳沢自治会 (岩手山、柳沢、大石 渡、菓子、湯船沢、卵 還坂)	Lv 4	溶岩流、融雪型火山泥 流【東岩手】	203	499	82	滝沢市消防団第8分団 柳沢自治会自主防災会	<避難所> 滝沢第二小学校 (3-4)	【避難経路(例)】 柳沢地区コミュニティセンター⇒県道鶴飼滝沢 線⇒県道盛岡環状線⇒滝沢市道⇒滝沢第二小 学 校	5.0
	要支援者 Lv 3								
姥屋敷自治会 (鶴飼安達、鶴飼姥屋 敷)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	17	56	9	滝沢市消防団第10分団 姥屋敷自治会自主防災 クラブ	<避難所> 滝沢総合公園体育館 (3-7)	【避難経路(例)】 姥屋敷小中学校⇒滝沢市道⇒滝沢総合公園体育 館	8.0
	要支援者 Lv 3								
元村北自治会 (木賊川、湯船沢、牧 野林、根掘坂、祢直屋 敷)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	102	259	34	滝沢市消防団第5分団 元村北自治会防災防火 部	<避難所> 滝沢中学校(3-6)	【避難経路(例)】 元村集落センター⇒県道盛岡環状線⇒滝沢市道 ⇒滝沢中学校	4.0
	要支援者 Lv 3								
元村東自治会 (牧野林、根掘坂、中 村)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	181	473	72	滝沢市消防団第5分団 元村東自治会自主防災 会	<避難所> 滝沢中学校(3-6)	【避難経路(例)】 滝沢ふるさと交流館⇒県道盛岡環状線⇒滝沢市 道⇒滝沢中学校	1.5
	要支援者 Lv 3								
元村中央自治会 (牧野林)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	370	980	126	滝沢市消防団第5分団 元村中央自治会自主防 災会	<避難所> 滝沢小学校(3-5)	【避難経路(例)】 滝沢ふるさと交流館⇒県道盛岡環状線⇒滝沢市 道⇒滝沢小学校	1.0
	要支援者 Lv 3						<避難所> 鶴飼小学校(3-8)	【避難経路(例)】 滝沢ふるさと交流館⇒県道盛岡環状線⇒鶴飼小 学 校	2.5

避難対象地区	避難の段階 (レベル)	対象現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所	避難時の留意事項	避難所 への距離 (km)
元村中央自治会 (土沢)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	347	905	105	滝沢市消防団第5分団 元村中央自治会自主防 災会	<避難所> ビックルーフ滝沢 (3-9)	【避難経路(例)】 滝沢ふるさと交流館⇒県道盛岡環状線⇒ビック ルーフ滝沢	3.5
	要支援者 Lv 3						<避難所> 滝沢総合公園体育館 (3-7)	【避難経路(例)】 滝沢ふるさと交流館⇒県道盛岡環状線⇒滝沢市 道⇒滝沢総合公園体育館	5.0
元村中央自治会 (室小路、耳取山)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	168	433	30	滝沢市消防団第5分団 元村中央自治会自主防 災会	<避難所> 滝沢総合公園体育館 (3-7)	【避難経路(例)】 滝沢ふるさと交流館⇒県道盛岡環状線⇒滝沢市 道⇒滝沢総合公園体育館	5.0
	要支援者 Lv 3								
室小路自治会 (室小路)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	392	1,011	70	滝沢市消防団第4分団 室小路自治会自主防災 防犯会	<避難所> 滝沢南中学校 (3-10)	【避難経路(例)】 室小路公民館⇒滝沢市道⇒県道盛岡滝沢線⇒県 道盛岡環状線⇒滝沢南中学校	2.5
	要支援者 Lv 3						<避難所> 篠木小学校 (3-11)	【避難経路(例)】 室小路公民館⇒滝沢市道⇒県道盛岡滝沢線⇒県 道盛岡環状線⇒滝沢市道⇒篠木小学校	5.5
鶴飼南自治会 (鶴飼高柳、鶴飼諸葛 川、鶴飼石留)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	47	104	20	滝沢市消防団第4分団 鶴飼南自治会自主防災 会	<避難所> 篠木小学校 (3-11)	【避難経路(例)】 鶴飼地区コミュニティセンター⇒滝沢市道⇒県 道盛岡滝沢線⇒県道盛岡環状線⇒滝沢市道⇒篠 木小学校	4.5
	要支援者 Lv 3								
法誓寺自治会 (穴口)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	283	670	100	滝沢市消防団第5分団 法誓寺自治会自主防災 会	<避難所> 城北小学校 (1-1)	【避難経路(例)】 法誓寺集会所⇒滝沢市道⇒盛岡市道⇒城北小学 校	2.0
	要支援者 Lv 3								
国分自治会 (穴口)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	158	374	55	滝沢市消防団第5分団 国分自治会自主防災 会	<避難所> 城北小学校 (1-1)	【避難経路(例)】 国分集会所⇒滝沢市道⇒盛岡市道⇒城北小学 校	2.0
	要支援者 Lv 3								
元村南自治会 (穴口)	Lv 4	融雪型火山泥流 【東岩手】	245	580	86	滝沢市消防団第3分団 元村南自治会自主防災 会	<避難所> 城北小学校 (1-1)	【避難経路(例)】 かつらぎ集会所⇒盛岡市道⇒城北小学校	2.0
	要支援者 Lv 3								
		(小計)	2,955	7,188	903				

○ 滝沢市【参考：土石流】

避難対象地区	避難の段階 (レベル)	対象現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所	避難時の留意事項	避難所 への距離 (km)
柳沢自治会 (岩手山、柳沢、大石渡)	-	(土石流)【東岩手】	54	125	18	滝沢市消防団第8分団 柳沢自治会自主防災会	<避難所> 滝沢第二小学校 (3-4)	【避難経路(例)】 柳沢地区コミュニティセンター⇒県道鶴飼滝沢線⇒県道盛岡環状線⇒滝沢市道⇒滝沢第二小学校	5.0
	要支援者								
姥屋敷自治会 (鶴飼安達、鶴飼姥屋敷)	-	(土石流)【東岩手】	6	20	2	滝沢市消防団第10分団 姥屋敷自治会自主防災クラブ	<避難所> 滝沢総合公園体育館 (3-7)	【避難経路(例)】 姥屋敷小中学校⇒滝沢市道⇒滝沢総合公園体育館	8.0
	要支援者								
元村西自治会 (湯船沢、外山)	-	(土石流)【東岩手】	55	148	18	滝沢市消防団第5分団 元村西自治会防災防犯会	<避難所> 滝沢中学校(3-6)	【避難経路(例)】 けやきの平公民館⇒滝沢市道⇒滝沢中学校	2.5
	要支援者								
姥屋敷自治会 (鶴飼安達)	-	(土石流)【西岩手】	3	10	1	滝沢市消防団第10分団 姥屋敷自治会自主防災クラブ	<避難所> 滝沢総合公園体育館 (3-7)	【避難経路(例)】 姥屋敷小中学校⇒滝沢市道⇒滝沢総合公園体育館	8.0
	要支援者								
		(小計)	118	303	39				

※ 噴火警戒レベルによる対応と別のため参考とする。

○ 雫石町

避難対象地区	避難の 段階 (レベル)	対象 現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所	避難時の留意事項	避難所 への距離 (km)
陽和郷（全域）	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	23	57	3	雫石町消防団 第1団第2部	＜避難所＞ 七ツ森小学校（2-8）	中沼交差点左折	5.0
	要支援者 Lv4								
小松（県道東側）	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	46	128	6	小松自主防災会 雫石町消防団 第5分団第5部	＜避難所＞ 西山小学校（2-3）	西山小学校東側町道経由	1.0
	要支援者 Lv4								
晴山全域 （黒沢川東岸）	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	68	193	9	晴山自主防災会 雫石町消防団 第1分団第2部	＜避難所＞ 七ツ森小学校（2-8）	七ツ森公民館前経由	4.5
	要支援者 Lv4								
晴山全域 （黒沢川西岸）	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	216	613	11	晴山自主防災会 雫石町消防団 第1分団第2部	＜避難所＞ 町営体育館（2-5）	国道46号西進	2.5
	要支援者 Lv4								
下町一（国道北側）	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	14	42	1	雫石町消防団 第1分団第2部	＜避難所＞ 中央公民館（2-7）	国道46号を横断	1.0
	要支援者 Lv4								
下町三（国道北側）	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	1	3	0	雫石町消防団 第1分団第2部	＜避難所＞ 中央公民館（2-7）	国道46号を横断	1.0
	要支援者 Lv4								
黒沢川全域 （黒沢川東岸）	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	167	466	5	黒沢川自主防災会 雫石町消防団 第1分団第4部	＜避難所＞ 雫石小学校（2-6）	国道46号線を東進し、元御所橋経由	6.0
	要支援者 Lv4								
黒沢川全域 （黒沢川西岸）	Lv5	融雪型火山泥流 【東岩手】	22	61	4	黒沢川自主防災会 雫石町消防団 第1分団第4部	＜避難所＞ 中央公民館（2-7）	県道盛岡横手線⇒県道雫石東八幡平線経由	2.0
	要支援者 Lv4								
		(小計)	557	1,563	39				

○ 雫石町【参考：土石流】

避難対象地区	避難の 段階 (レベル)	対象 現象	世帯数 (世帯)	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	誘導を 行う者	避難所	避難時の留意事項	避難所 への距離 (km)
網張	-	(土石流) 【西岩手】	36	60	5	網張自主防災会 雫石町消防団 第5分団第2部	<避難所> 町営体育館(2-5)	県道雫石・東八幡平線⇒町道西根線⇒国道46号	17.0
	要支援者 -								
盆花	-	(土石流) 【西岩手】	10	23	1	雫石町消防団 第5分団第2部	<避難所> 町営体育館(2-5)	町道小岩井網張線⇒町道七ツ田・極楽野線⇒県道雫石・東八幡平線⇒国道46号	13.0
	要支援者 -								
極楽野	-	(土石流) 【西岩手】	82	236	13	極楽野自主防災会 雫石町消防団 第5分団第2部	<避難所> 町営体育館(2-5)	町道七ツ田・極楽野線⇒県道雫石・東八幡平線⇒国道46号	11.0
	要支援者 -								
五区	-	(土石流) 【西岩手】	88	277	21	五区自主防災会 雫石町消防団 第5分団第2部	<避難所> 町営体育館(2-5)	県道雫石・東八幡平線⇒国道46号	9.0
	要支援者 -								
		(小計)	216	596	40				

※ 噴火警戒レベルによる対応と別のため参考とする。

3 指定緊急避難場所

○ 盛岡市

NO	緊急指定避難場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数(人)
1	青山小学校体育館	盛岡市青山2-7-2	019-647-0120	288
2	厨川中学校体育館	盛岡市青山2-7-1	019-647-2253	326
3	城北小学校体育館	盛岡市みたけ3-12-1	019-641-0187	256
4	大新小学校体育館	盛岡市南青山町6-10	019-647-7531	247
5	土淵小・中学校体育館	盛岡市土淵字幅2-3	019-647-4740	366
6	渋民小学校体育館	盛岡市渋民字鶴塚114	019-683-2254	187
7	玉山総合福祉センター	盛岡市渋民字泉田360	019-683-2743	103
8	渋民公民館【姫神ホール】	盛岡市渋民字鶴塚55	019-683-2354	227
9	生出3地区コミュニティセンター	盛岡市下田字生出1038-10	019-683-2116	43
10	松内地区コミュニティセンター	盛岡市松内字松内36-33	019-682-0989	61
11	大台地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字新田155-19	019-683-2116	32
12	舟田2地区コミュニティセンター	盛岡市下田字陣場54-432	019-683-2116	45
13	小袋地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字夏間木70-31	019-683-2116	37
	(小計)			2,218

○ 八幡平市

NO	指定緊急避難場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数(人)
1	西根中学校	八幡平市大更24-25	0195-74-2111	1,240
2	大更コミュニティセンター	八幡平市大更25-55-4	0195-76-4069	560
3	大更小学校	八幡平市大更21-70	0195-74-2111	1,400
4	旧東大更小学校	八幡平市大更9-116	0195-74-2111	660
5	旧渋川小学校	八幡平市大更39-139	0195-74-2111	620
6	西根地区市民センター	八幡平市田頭39-80-1	0195-76-2111	420
7	田頭コミュニティセンター	八幡平市田頭23-37-7	0195-76-2521	510
8	平館コミュニティセンター	八幡平市平館26-99-1	0195-74-2040	530
9	平館高校	八幡平市平館25-6	0195-74-2610	1,200
10	平館小学校	八幡平市平館9-35-1	0195-74-2111	780
11	松尾コミュニティセンター	八幡平市野駄7-220	0195-73-2995	200
12	松尾柔剣道場	八幡平市野駄7-220	0195-76-3237	70
13	寄木小学校	八幡平市松尾寄木27-103	0195-74-2111	500
14	柏台小学校	八幡平市柏台2-7-10	0195-74-2111	300
15	西根第一中学校	八幡平市堀切12-40	0195-74-2111	860
16	寺田小学校	八幡平市西根寺田15-30	0195-74-2111	780
	(小計)			10,630

○ 滝沢市

NO	指定緊急避難場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数(人)
1	滝沢総合公園体育館	滝沢市鶉飼御庭田1-1	019-687-3311	800
2	滝沢小学校	滝沢市外山88-19	019-687-2314	600
3	滝沢中学校	滝沢市外山86-20	019-684-1771	700
4	滝沢第二中学校	滝沢市巣子152-91	019-688-4907	700
5	滝沢東小学校	滝沢市狼久保795-1	019-688-6602	500
6	城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12-1	019-641-0187	620
7	鶉飼小学校	滝沢市鶉飼洞畑87-1	019-687-2004	500
8	ビッグライフ滝沢	滝沢市下鶉飼1-15	019-656-7811	9,450
9	滝沢南中学校	滝沢市鶉飼滝向11-1	019-687-2021	500
10	篠木小学校	滝沢市篠木中屋敷60	019-687-2064	700
	(小計)			15,070

○ 雫石町

NO	指定緊急避難場所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数(人)
1	雫石小学校	岩手郡雫石町源大堂50	019-692-2203	2,400
2	雫石中学校	岩手郡雫石町柿木74-1	019-692-0321	9,630
3	雫石高校	岩手郡雫石町柿木36-1	019-692-3254	9,660
4	町営体育館	岩手郡雫石町高前田104	019-692-5030	4,560
5	総合運動公園	岩手郡雫石町高前田104	019-692-5030	18,760
6	雫石公民館	岩手郡雫石町源大堂71-5	019-692-3458	200
7	中央公民館	岩手郡雫石町上曾根田114	019-692-4181	1,030
8	アルペン記念公園	岩手郡雫石町千刈田77-1	019-692-6406	5,830
9	廣養寺	岩手郡雫石町源大堂54	019-692-3032	660
10	臨濟寺	岩手郡雫石町下町39	019-692-3351	830
11	永昌寺	岩手郡雫石町下町139-1	019-692-2334	330
12	勤労青少年ホーム	岩手郡雫石町千刈田5-1	019-692-0611	360
13	七ツ森小学校	岩手郡雫石町七ツ森16-240	019-692-0571	3,760
14	旧大村小学校	岩手郡雫石町南畑14-2	019-692-2111	3,360
15	旧南畑小学校	岩手郡雫石町南畑32-15-26	019-692-2111	3,600
16	老人憩の家鶯宿荘	岩手郡雫石町鶯宿10-21-26	019-695-2526	130
17	鶯宿運動場	岩手郡雫石町南畑男助山1-29	019-692-5030	17,200
18	御所小学校	岩手郡雫石町西安庭41-152-1	019-692-2206	3,800
19	御所公民館	岩手郡雫石町西安庭40-48-9	019-692-2214	1,400
20	南農村公園	岩手郡雫石町御明神石山76-1	019-692-6405	1,830
21	御明神保育所	岩手郡雫石町御明神高八卦20-2	019-692-2315	360
22	御明神運動場	岩手郡雫石町御明神高八卦20-1	019-692-5030	3,460
23	御明神公民館	岩手郡雫石町上野上野沢5	019-692-3228	730
24	御明神小学校	岩手郡雫石町上野上屋敷26	019-692-3204	4,730
25	旧西根小学校	岩手郡雫石町西根上駒木野320-2	019-692-2111	4,260
26	西根保育所	岩手郡雫石町西根大宮136-9	019-693-2223	430
27	西山公民館	岩手郡雫石町長山西寄内95-1	019-693-3321	1,400
28	西山運動場	岩手郡雫石町長山猿子98-1	019-692-5030	3,500
29	西山小学校	岩手郡雫石町長山羽上81	019-692-2224	4,330
	(小計)			112,530

4 指定避難所

○ 盛岡市

NO	避難所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数(人)
1	青山小学校体育館	盛岡市青山2-7-2	019-647-0120	288
2	厨川中学校体育館	盛岡市青山2-7-1	019-647-2253	326
3	城北小学校体育館	盛岡市みたけ3-12-1	019-641-0187	256
4	大新小学校体育館	盛岡市南青山町6-10	019-647-7531	247
5	土淵小・中学校体育館	盛岡市土淵字幅2-3	019-647-4740	366
6	渋民小学校体育館	盛岡市渋民字鶴塚114	019-683-2254	187
7	玉山総合福祉センター	盛岡市渋民字泉田360	019-683-2743	103
8	渋民公民館【姫神ホール】	盛岡市渋民字鶴塚55	019-683-2354	227
9	生出3地区コミュニティセンター	盛岡市下田字生出1038-10	019-683-2116	43
10	松内地区コミュニティセンター	盛岡市松内字松内36-33	019-682-0989	61
11	大台地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字新田155-19	019-683-2116	32
12	舟田2地区コミュニティセンター	盛岡市下田字陣場54-432	019-683-2116	45
13	小袋地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字夏間木70-31	019-683-2116	37
	(小計)			2,218

○ 八幡平市

NO	避難所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数(人)
1	西根中学校	八幡平市大更24-25	0195-74-2111	1,240
2	大更小学校	八幡平市大更21-70	0195-74-2111	1,400
3	旧東大更小学校	八幡平市大更9-116	0195-74-2111	660
4	田頭コミュニティセンター	八幡平市田頭23-37-7	0195-76-2521	510
5	平館コミュニティセンター	八幡平市平館26-99-1	0195-74-2040	530
6	平館高校	八幡平市平館25-6	0195-74-2610	1,200
7	平館小学校	八幡平市平館9-35-1	0195-74-2111	780
8	西根第一中学校	八幡平市堀切12-40	0195-74-2111	860
9	寺田小学校	八幡平市西根寺田15-30	0195-74-2111	780
10	松尾コミュニティセンター	八幡平市野駄7-220	0195-73-2995	200
11	松尾柔剣道場	八幡平市野駄7-220	0195-76-3237	70
12	寄木小学校	八幡平市松尾寄木27-103	0195-74-2111	500
13	柏台小学校	八幡平市柏台2-7-10	0195-74-2111	300
	(小計)			9,030

○ 滝沢市

NO	避難所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数(人)
1	篠木小学校	滝沢市篠木中屋敷60	019-687-2064	700
2	滝沢南中学校	滝沢市鶉飼滝向11-1	019-687-2021	500
3	滝沢総合公園体育館	滝沢市鶉飼御庭田1-1	019-687-3311	800
4	鶉飼小学校	滝沢市鶉飼洞畑87-1	019-687-2004	500
5	滝沢小学校	滝沢市外山88-19	019-687-2314	600
6	滝沢中学校	滝沢市外山86-20	019-684-1771	700
7	滝沢第二小学校	滝沢市巢子156-8	019-688-4002	550
8	滝沢第二中学校	滝沢市巢子152-91	019-688-4907	700
9	滝沢東小学校	滝沢市狼久保795-1	019-688-6602	500
10	ビッグルーフ滝沢	滝沢市下鶉飼1-15	019-656-7811	600
11	城北小学校	盛岡市みたけ3-12-1	019-641-0187	620
	(小計)			6,770

○ 雫石町

NO	避難所名	住所	管理担当 連絡先	想定収容 人数(人)
1	雫石小学校	岩手郡雫石町源大堂50	019-692-2203	980
2	町営体育館	岩手郡雫石町高前田104	019-692-5030	750
3	中央公民館	岩手郡雫石町上曾根田114	019-692-4181	260
4	七ツ森小学校	岩手郡雫石町七ツ森16-240	019-692-0571	560
5	西山小学校	岩手郡雫石町長山羽上81	019-692-2224	540
	(小計)			3,090

5 通行規制

交通規制 箇所No.	交通規制対象路線			備考 (通行止一方側)
	路線名		規制区間、地点	
盛1	国道4号	南大橋北袂	盛1～盛2～盛3～岩1	岩1
	国道396号	南大橋北袂		
盛2	国道4号	茶畑交差点	盛1～盛2～盛3～岩1	
盛3	国道4号	NHK前	盛1～盛2～盛3～岩1	
盛4	(主)盛岡横手線	稻荷町交差点	前潟イオン前交差点	盛5
盛5	国道46号	前潟イオン前交差点	盛5～滝1～雫1	雫1
盛6	みたけ4丁目北陵中学校線	厨川5丁目	青山地区D C 498	
盛7	みたけ5号線	みたけ6丁目	青山地区D C 204	
盛8	みたけ61号線	穴口	青山地区D C 332	
盛9	青山3丁目月が丘3丁目線	月が丘3丁目	青山地区D63	
盛10	月が丘3丁目32号線	月が丘	D b 400	
盛11	月が丘3丁目2号線	月が丘	D b 294	
盛12	(一)盛岡滝沢線	青山ビックハウス前	滝12～滝11～盛12～盛18	
盛13	西青山1丁目上厨川1号線	南青山	南青山D b 6	
盛14	平賀新田37号線	土淵	土淵D d 318	
盛15	大館町5号線	大新町	D b 345	
盛16	西青山1丁目上厨川2号線	平賀新田	D d 2	
盛17	上堂1丁目青山2丁目線	青山駅	D b 4	
盛18	(一)盛岡滝沢線	館坂交差点	滝12～滝11～盛12～盛18	滝12
盛19	東黒石野東松園4丁目線	松園	A d 2	
盛20	上田68号線	黒石野	A b 331	
盛21	高松4丁目厨川1丁目1号線	箱清水	A b 3	
盛22	(主)盛岡環状線	赤坂	盛22～玉17～滝15～滝6～滝10～滝14	滝14
滝1	国道46号	滝田橋北交差点	盛5～滝1～雫1	
滝2	一本木上郷主幹線	一本木	全線	
滝3	岩手山青年の家線	加賀内	全線	
滝4	畜産試験場柳沢前	巣子	全線	
滝5	(一)鶉飼滝沢線	R282交差点	滝5～滝7～滝8	滝8
滝6	国道282号	分レ	滝6～松12	松12
	(主)盛岡環状線		盛22～玉17～滝15～滝6～滝10～滝14	
滝7	(一)鶉飼滝沢線	夜蚊開拓	滝5～滝7～滝8	滝9
	柳沢姥屋敷線		全線	
滝8	(一)鶉飼滝沢線	相の沢	滝5～滝7～滝8	滝5
	(一)網張温泉線		雫12～雫4～滝8～雫3	
滝9	柳沢姥屋敷線	安達		滝13
	鶉飼姥屋敷線		総合公園体育館	
滝10	(主)盛岡環状線	洞畑	盛22～玉17～滝15～滝6～滝10～滝14	
滝11	(一)盛岡滝沢線	ニュータウン入口	滝12～滝11～盛12～盛18	
滝12	(一)盛岡滝沢線	下鶉飼	滝12～滝11～盛12～盛18	盛18
滝13	鶉飼姥屋敷線	総合公園体育館	安達	滝9
滝14	(主)盛岡環状線	R46交差点	盛22～玉17～滝15～滝6～滝10～滝14	
滝15	(主)盛岡環状線	滝沢駅前	盛22～玉17～滝15～滝6～滝10～滝14	
雫1	国道46号	雫石B P 東口交差点	盛5～滝1～雫1 (谷地交差点)	盛5
	(主)盛岡横手線		雫石東八幡平線交差点	
雫2	国道46号	雫石B P 西口交差点		雫13
雫3	(一)雫石東八幡平線	岩手高原スノーパーク前		
雫4	(一)網張温泉線	安達	雫12～雫4～滝8～雫3	
雫5	雫石環状線	小岩井農場	起点～西長橋	
雫6	上西根・小岩井線	中黒沢川	起点～仁沢瀬・小松線経由	
雫7	(一)雫石東八幡平線	長山梶		雫3
	上西根・小岩井線		仁沢瀬・小松線経由	

交通規制 箇所No.	交通規制対象路線		備考 (通行止一方側)
	路線名	規制区間、地点	
雫8	西根線	旧西根小	
雫9	雫石環状線～清水端・中村線	八丁野	
雫10	仁沢瀬・小松線	長山七ツ田	
雫11	雫石・小岩井線	役場西口	下笹森
雫12	(一) 網張温泉線	R46交差点	雫12～雫4～滝8～雫3
雫13	(一) 雫石東八幡平線	(主) 盛岡横手線交差点	
玉1	(一) 渋民田頭線 渋川大石平線	葉の木谷地	玉4～玉1～西6～西5 全線
玉2	大台松内線	大台	全線
玉3	好摩生出線	小袋	全線
玉4	(一) 渋民田頭線	巻堀中	玉4～玉1～西6～西5
玉5	川崎生出野線	上下田	滝1
玉6	下田線	下田	
玉7	船田一本木線	船田	全線
玉8	柴沢下田線	R4交差点	全線
玉9	百目木永井沢線	谷地田	
玉10	好摩永井線	永井	
玉11	山屋馬場線	馬場	
玉12	山屋馬場線	前田	
玉13	渋民門前寺線	下渋民	渋民B P南口交差点付近
玉14	(一) 渋民川又線	渋民B P交差点	盛岡環状線交差点
玉15	二子沢線	玉川	渋民川又線交差点
玉16	城内線	高久保	
玉17	(主) 盛岡環状線、黒石野門前寺線	岩姫橋	盛22～玉17～滝15～滝6～滝10～滝14
岩1	国道4号	R281交差点	盛1～盛2～盛3～岩1
岩2	浮島堀切線 水無堀切線	一方井	
岩3	(一) 岩手大更線 川口浮島線	浮島	岩5～岩3～西12～西7 岩手大更線～新田浮島線
岩4	川口浮島線	蟹沢	岩手大更線～新田浮島線
岩5	(一) 岩手大更線		岩5～岩3～西12～西7
西1	(一) 焼走り線	新田	西4～西1～国際交流村
西2	いこいの村線、植立水沢線	R282交差点	全線
西3	新館堀割線	狐塚	全線
西4	(一) 焼走り線 北切線	田頭	西4～西1～国際交流村 全線
西5	(一) 渋民田頭線	大更	玉4～玉1～西6～西5～松1
西6	大更線(旧国道282号) (一) 渋民田頭線	大更	全線 玉4～玉1～西6～西5～松1
西7	(一) 岩手大更線 ～(主) 大更八幡平線	尻無	岩5～岩3～西12～西7
西8	中田野駄森線	中村	全線
西9	薬師線	森腰	
西10	松久保線	R282交差点	
西11	渋川堀切線	堀切	全線
西12	(一) 岩手大更線 ～(主) 大更八幡平線 渋川大石平線	渋川	岩5～岩3～西12～西7 全線
西13	堀切線	西根支所前	全線
西14	日影山蟹沢線	松川	全線
西15	日影山線	R282交差点	全線

交通規制 箇所No.	交通規制対象路線			備 考 (通行止一方側)
	路線名		規制区間、地点	
松1	(一) 雫石東八幡平線	柏台	柏台～松川温泉	
	(主) 大更八幡平線		松1～西7 (西5)	西7
	金沢線		全線	
松2	金沢刈屋線	刈屋	全線	
	刈屋線		全線	
松3	向山線	市営牧野	全線	
松4	(主) 柏台松尾線	さくら公園交差点	松4～松12	松12
松5	上寄木線	上寄木	大更八幡平線～柏台新田線	
松6	柏台新田線	寄木	大更八幡平線～平中線	
	平中線		大更八幡平線～井森中沢線	
松7	井森中沢線	喜満多	全線	松8
松8	平高裏笹森線	北寄木	松尾線～早房線	
	早房線		全線	
松9	前森線	蟹沢	全線	
松10	砂田永持線	向村	全線	
松11	谷地中線1号線	湯沢	松尾線～中松尾線	
松12	国道282号	柏台松尾線交差点	滝6～松12	滝6
	(主) 柏台松尾線	R282交差点	全線	松4
松13	松尾線	R282交差点	全線	
松14	森子線	R282交差点	全線	
松15	中沢前森線	前森	柏台松尾線～畑前森線	
松16	長者屋敷線、大花森線	小屋の沢	前森山1号線～R282	

6 ヘリ離発着場所

【岩手県指定】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

番号	ヘリ離発着場所名	所在地	土地管理者	座 標	長さ×幅(m)	着陸場所の状況
			連絡先	世界測地系 WGS 84		
1	盛岡太田橋 グラウンド	盛岡市下厨 川字稲荷9 他	盛岡市長	N: 39° 42' 14"	400 110	草地
			019-651-4111	E: 141° 07' 01"		
2	盛岡南大橋下流	盛岡市東仙 北地内	国交省東北地方整備 局岩手工事事務所盛 岡出張所	N: 39° 40' 55"	200 80	草地
			019-636-0368	E: 141° 09' 34"		
3	盛岡都南大橋 下流	盛岡市三本 柳北上川河 川公園	盛岡市長	N: 39° 39' 32"	110 130	芝地
			019-651-4111	E: 141° 10' 15"		
4	盛岡競馬場 C駐車場	盛岡市新庄 字上八木田 10番	岩手県知事 (競馬組合)	N: 39° 41' 35"	200 100	アスファ ルト
			019-651-2999	E: 141° 12' 58"		
5	県営運動公園 陸上競技場	盛岡市みた け一丁目10 番1号	(財)岩手県スポーツ 振興事業団理事長	N: 39° 44' 19"	185 120	芝地
			019-641-1127	E: 141° 07' 16"		
6	盛岡市立 見前南中学校	盛岡市西見 前第16地 割73番	見前南中学校長	N: 39° 38' 36"	100 80	土
			019-637-3722	E: 141° 09' 39"		
7	国土交通省 津志田河川防災 行-ヨリハル-ト	盛岡市向中 野新田地先	国交省東北地方整備 局岩手工事事務所盛 岡出張所	N: 39° 39' 29"	23 20	アスファ ルト
			019-636-0368	E: 141° 10' 14"		
8	盛岡市市民 文化会館 (姫神ホール)	盛岡市市民 字鶴塚55 番地1	盛岡市長	N: 39° 50' 58"	150 75	アスファ ルト
			019-651-4111	E: 141° 10' 06"		
9	高松公園	盛岡市上田 字堤頭	盛岡市長	N: 39° 43' 41"	125 155	芝
			019-651-4111	E: 141° 08' 48"		
10	八幡平市総合 運動公園 多目的運動広場	八幡平市大 更第37地 割105番地 2	八幡平市長	N: 39° 55' 53"	38 70	土
			0195-74-2111	E: 141° 05' 50"		
11	岩手山焼走り 国際交流村	八幡平市平 笠第24地 割720-2	八幡平市長	N: 39° 52' 36"	290 130	芝地
			0195-74-2111	E: 141° 02' 26"		
12	八幡平市 鬼清水球技場	八幡平市野 駄第3地割 343番地1	八幡平市長	N: 39° 56' 55"	200 100	草地
			0195-74-2111	E: 141° 01' 44"		
13	八幡平市 ラグビー場	八幡平市松 尾寄木第7 地割3番地 1	八幡平市長	N: 39° 55' 19"	200 100	草地
			0195-74-2111	E: 140° 59' 40"		

番号	ヘリ離発着場所名	所在地	土地管理者	座 標	長さ×幅(m)	着陸場所の状況
			連絡先	世界測地系 WGS 84		
14	八幡平市 さくら公園	八幡平市柏 台一丁目27	八幡平市長	N: 39° 55' 16"	200 100	芝地
			0195-74-2111	E: 140° 58' 26"		
15	八幡平市中山 ラグビー場	八幡平市松 尾寄木第2 地割538番 地	八幡平市長	N: 39° 55' 43"	100 150	芝地
			0195-74-2111	E: 141° 00' 23"		
16	八幡平市松尾総 合運動公園 多目的運動場	八幡平市野 駄第7地割 203番地	八幡平市長	N: 39° 56' 30"	100 60	アスファ ルト
			0195-74-2111	E: 141° 02' 59"		
17	安比高原 スキー場駐車場	八幡平市安 比高原 117-1	(株)岩手ホテル アンドリゾート	N: 40° 00' 12"	300 400	砂利地
			019-625-2111	E: 140° 58' 18"		
18	八幡平市 安代グラウンド	八幡平市寺 志田110	八幡平市長	N: 40° 05' 32"	130 120	土
			0195-76-2111	E: 141° 02' 42"		
19	八幡平市 田山グラウンド	八幡平市馬 場下夕 46-1	八幡平市長	N: 40° 08' 26"	180 85	土
			0195-76-2111	E: 140° 57' 31"		
20	岩手高原 スノーパーク	岩手郡雫石 町大字長山 字岩手山	(株)スポーツィング マネジメント	N: 39° 48' 47"	200 200	土
			019-693-4000	E: 140° 57' 56"		
21	雫石町営 鶯宿運動場	岩手郡雫石 町南畑字男 助山地内	雫石町長	N: 39° 38' 34"	100 180	土
			019-692-2111	E: 140° 56' 26"		
22	雫石町総合運動 公園陸上競技場	岩手郡雫石 町高前田 107	雫石町長	N: 39° 41' 58"	175 110	芝地
			019-692-2111	E: 140° 57' 47"		
23	中央家畜市場 駐車場	岩手郡雫石 町七ツ森 20-1	全国農業共同組合 連合会岩手県本部	N: 39° 41' 44"	118 40	アスファ ルト
			019-626-8758	E: 140° 59' 42"		
24	雫石町営 西山運動場	岩手郡雫石 町長山猿子 地内	雫石町長	N: 39° 44' 00"	90 110	土
			019-692-2111	E: 140° 57' 56"		
25	旧西根小学校 (雫石町)	岩手郡雫石 町西根上駒 木野320	雫石町長	N: 39° 44' 25"	100 95	土
			019-692-2111	E: 140° 57' 08"		
26	岩手県消防学校	紫波郡矢巾 町大字藤沢 第3地割 117-1	岩手県消防学校長	N: 39° 37' 08"	200 100	アスファ ルト
			019-697-3434	E: 141° 09' 44"		
27	矢巾町 総合グラウンド	紫波郡矢巾 町大字煙山 6-152	矢巾町長	N: 39° 36' 51"	160 120	草地
			019-697-2111	E: 141° 05' 31"		

番号	ヘリ離発着場所名	所在地	土地管理者	座 標	長さ×幅(m)	着陸場所の状況
			連絡先	世界測地系 WGS 84		
28	雫石川原市営グラウンド	滝沢市大釜中瀬 53	滝沢市長	N : 39° 42' 05"	200 300	草地
			019-684-2111	E : 141° 04' 29"		
29	陸上自衛隊岩手駐屯地総合グラウンド	滝沢市後 268-433	陸上自衛隊岩手駐屯地	N : 39° 50' 13"	100 50	草地
			019-688-4311	E : 141° 06' 17"		
30	国立岩手山青少年交流の家	滝沢市後 292	国立青年の家所長	N : 39° 49' 35"	200 300	芝地
			019-688-4221	E : 141° 05' 26"		
31	岩手産業文化センター	滝沢市砂込 389-20	(財)岩手産業文化センター	N : 39° 48' 32"	250 120	草地
			019-688-2000	E : 141° 07' 48"		
32	岩手山馬返し駐車場	滝沢市岩手山 268-6	滝沢市長	N : 39° 49' 58"	90 80	砂利地
			019-684-2111	E : 141° 02' 27"		
33	滝沢総合公園多目的広場	滝沢市鶉飼御庭田1番地1	滝沢市長	N : 39° 43' 56"	80 45	アスファルト
			019-684-2111	E : 141° 04' 15"		
34	岩手山9合目	八幡平市松尾寄木字国見 1-1 国見国有林 1553 林班	岩手北部森林管理署	N : 39° 50' 46"	20 20	土
			0195-72-2221	E : 140° 59' 59"		
35	姥倉山	岩手郡雫石町大字長山網張 1-1 網張国有林 783 林班	盛岡森林管理署	N : 39° 51' 01"	20 20	土
			019-663-8001	E : 140° 57' 26"		
36	黒倉山	岩手郡雫石町大字長山網張 1-1 網張国有林 784 林班	盛岡森林管理署	N : 39° 51' 02"	20 20	土
			019-663-8001	E : 140° 57' 44"		
37	岩手県警察盛岡ヘリポート	盛岡市内丸 62番8号	岩手県警察本部	N : 39° 42' 08"	23 19	コンクリート
			019-654-0110	E : 141° 09' 13"		

【No34 岩手山 9 合目写真】



岩手県地域防災計画（火山災害対策編）修正案について

1 火山防災協議会の意見聴取

火山災害対策に係る地域防災計画の修正に当たっては、火山防災協議会の意見を聞かなければならないとされていることから、今般作成された「岩手山火山避難計画」を踏まえた「岩手県地域防災計画（火山災害対策編）」の修正案について、ご意見を伺うもの。

2 地域防災計画（火山災害対策編）修正案の概要

岩手山火山避難計画に記載された内容のうち、本県の他の火山における避難等の活動においても実施すべき内容等について盛り込もうとするもの。

主な修正点（詳細は別添新旧対照表のとおり）

- ① 防災上重要な施設の管理者に「観光団体」、「避難促進施設」を追加
- ② 噴火警戒レベルの見直しに伴う修正（岩手山、秋田駒ヶ岳）
- ③ 「登山者等」の避難誘導、救出について明記
- ④ 風評被害防止対策を新設
- ⑤ 治安の確保について追加
- ⑥ その他所要の整理

◆ 活動火山対策特別措置法（抜粋）

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第5条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項
- (3) 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴かななければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表

火山災害対策編目次

第1章 総則

第1節	計画の目的	
第2節	計画の性格	
第3節	火山防災の基本理念	
第4節	県民の責務	
第5節	他の法令に基づく計画との関係	
第5節の2	災害時における個人情報への取扱い	
第6節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第7節	県土の概況	
第8節	災害の発生状況	

第2章 災害予防計画

第1節	火山防災協議会活動計画	2
第2節	防災知識普及計画	
第3節	地域防災活動活性化計画	
第4節	防災訓練計画	
第5節	気象業務整備計画	4
第5節の2	通信確保計画	
第6節	避難対策計画	8
第6節の2	災害医療体制整備計画	
第6節の3	食料・生活必需品等の備蓄計画	
第7節	要配慮者の安全確保計画	
第8節	孤立化対策計画	
第9節	入山規制計画	9
第10節	防災施設等整備計画	
第11節	建築物等安全確保計画	
第12節	交通施設安全確保計画	
第13節	ライフライン施設等安全確保計画	
第14節	危険物施設等安全確保計画	
第15節	土砂災害予防計画	
第16節	火災予防計画	
第17節	農林水産業災害予防計画	
第18節	火山災害に関する調査研究及び監視観測の推進等	
第19節	防災ボランティア育成計画	
第20節	事業継続対策計画	

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画…………… 10

第3節 通信情報計画

第4節 情報の収集・伝達計画

第5節 火山灰調査体制整備計画

第6節 削除

第7節 広報広聴計画

第8節 交通確保・輸送計画

第9節 公安警備計画

第10節 消防活動計画

第11節 水防活動計画

第12節 河川水質管理体制整備計画

第13節 県、市町村等応援協力計画

第14節 自衛隊災害派遣要請計画

第15節 防災ボランティア活動計画

第16節 義援物資、義援金の受け付け・配分計画

第17節 災害救助法の適用計画

第18節 避難・救出計画…………… 11

第19節 医療・保健計画

第20節 食料、生活必需品等供給計画

第21節 削除

第22節 給水計画

第23節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第24節 感染症予防計画

第25節 廃棄物処理・障害物除去計画

第26節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第27節 応急対策要員確保計画

第28節 文教対策計画

第29節 農林水産物応急対策計画

第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

第31節 ライフライン施設応急対策計画

第32節 危険物施設等応急対策計画

第33節 防災ヘリコプター等活動計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第2節 生活の安定確保計画

第3節 復興計画の作成

第4節 風評被害防止計画 13

第5章 継続災害への対応方針

第1節 避難対策 14

第2節 安全確保対策 15

第3節 被災者の生活支援対策 16

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町は、共同して火山防災協議会を設置する。 2 県及び関係市町は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。 3 県及び関係市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。 <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域に指定された県及び次の市町は、共同して次の火山防災協議会を設置する。 <p>ア～ウ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山防災協議会は、関係県、関係市町、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。 ○ [略] <p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。 ○ 関係市町は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。 ○ 県、関係市町その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。 	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）に指定された県及び関係市町<u>村</u>は、共同して火山防災協議会を設置する。 2 県及び関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会において、警戒避難体制の整備に関する事項について、協議する。 3 県及び関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会の意見を踏まえ、当該警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定める。 <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域に指定された県及び次の市町<u>村</u>は、共同して次の火山防災協議会を設置する。 <p>ア～ウ [略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山防災協議会は、関係県、関係市町<u>村</u>、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、学識者、観光事業者等により構成する。 ○ [略] <p>第3 火山防災協議会における協議事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係市町<u>村</u>その他の防災関係機関は、火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議する。 ○ 関係市町<u>村</u>は、火山防災協議会で協議した火山ハザードマップに避難場所その他の防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。 ○ 県、関係市町<u>村</u>その他の防災関係機関は、火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等、避難施設の整備等について検討する。

3-2-2	<p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 県</p> <p>○ 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、市町地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難及び救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>2 関係市町</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示（緊急）等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>○ 関係市町は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市町地域防災計画に規定する。</p> <p>○ 関係市町は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。</p>	<p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 県</p> <p>○ 県は、火山防災協議会の意見を踏まえ、県地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難及び救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>2 関係市町村</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示（緊急）等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>○ 関係市町村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（以下「避難促進施設」という。）について、名称及び所在地を市町村地域防災計画に規定する。</p> <p>○ 関係市町村は、避難促進施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、市町村地域防災計画に火山現象の発生及び推移に関する情報、予報並びに警報等の伝達方法等を定める。</p>
修正理由	○ 他の節との整合を図ったことに伴う修正	

頁	現 計 画				
3-2-13	第5節 気象業務整備計画				
第3 情報収集、伝達体制の整備					
○ [略]					
○ [略]					
○ [略]					
①～③ [略]					
④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成19年10月 岩手山火山災害対策検討委員会					
		説 明			
対象範囲	レベル	火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	①1686年東岩手山山頂の噴火	危険な居住地域からの避難	登山口から登山・入山規制
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まってきている)	②1732年東岩手山山腹の噴火（焼走り溶岩噴出）	警戒が必要な居住地域での避難準備 （避難行動要支援者、特異地域***及び特別に被害が予想される区域***の避難）	
火口から居住近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	③1919年西岩手山（大地獄谷）の水蒸気爆発 ④1998年4月29日短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生	通常の生活 （状況に応じて避難行動要支援者、特異地域***及び特別に被害が予想される区域***の避難準備）	
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生が予想される	⑤1998年3月17日火山性地震が増加し地殻変動開始	通常の生活	岩手山西側（大地獄谷）の入山規制
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏	—		自由に登山・入山可能
* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。					
** 「特異地域」とは、居住地域より火口に近い地域を指す。					
*** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢市一本木地区砂込川沿いを指す。					

頁	修正案																																						
3-2-13	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第3 情報収集、伝達体制の整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版） 平成30年3月 岩手山火山防災協議会</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="260 573 316 750">名称</th> <th data-bbox="316 573 371 750">対象範囲</th> <th data-bbox="371 573 491 750">(キーワード) レベル</th> <th data-bbox="491 573 774 750">火山活動の状況</th> <th data-bbox="774 573 1121 750">住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th data-bbox="1121 573 1444 750">想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="260 750 316 1182" rowspan="2">噴火警戒（居住地域） 又は噴火警戒</td> <td data-bbox="316 750 371 958">居住地域及びそれより火口側</td> <td data-bbox="371 750 491 958">5 (避難)</td> <td data-bbox="491 750 774 958">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td data-bbox="774 750 1121 958">危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td data-bbox="1121 750 1444 958">・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 958 371 1182"></td> <td data-bbox="371 958 491 1182">4 (避難準備)</td> <td data-bbox="491 958 774 1182">居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td> <td data-bbox="774 958 1121 1182">警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。</td> <td data-bbox="1121 958 1444 1182">・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1182 316 1503" rowspan="2">噴火警戒（火口周辺） 又は火口周辺警戒</td> <td data-bbox="316 1182 371 1503">火口から居住地域近くまで</td> <td data-bbox="371 1182 491 1503">3 (入山規制)</td> <td data-bbox="491 1182 774 1503">居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td data-bbox="774 1182 1121 1503">火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。</td> <td data-bbox="1121 1182 1444 1503">・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1503 371 1711">火口周辺</td> <td data-bbox="371 1503 491 1711">2 (火口周辺規制)</td> <td data-bbox="491 1503 774 1711">火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td data-bbox="774 1503 1121 1711">火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。</td> <td data-bbox="1121 1503 1444 1711">・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 1711 316 1901">噴火予報</td> <td data-bbox="316 1711 371 1901">火口内等</td> <td data-bbox="371 1711 491 1901">1 (活火山であることに留意)</td> <td data-bbox="491 1711 774 1901">火山活動は静穏。</td> <td data-bbox="774 1711 1121 1901">状況に応じて火口内への立入規制等。</td> <td data-bbox="1121 1711 1444 1901">火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。</p> <p>注2）「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。</p>					名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	噴火警戒（居住地域） 又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある	噴火警戒（火口周辺） 又は火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生
名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																		
噴火警戒（居住地域） 又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している																																		
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある																																		
噴火警戒（火口周辺） 又は火口周辺警戒	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響*を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される																																		
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される																																		
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生																																		
修正理由	○ 噴火警戒レベルの見直しに伴う修正																																						

頁	現 計 画			
3-2-14	⑤ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版） 平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会			
対象 範囲	レ ベ ル	説 明		
		火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入 山者等への対応
居住地域及び それより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生、あるいは切迫 している状態にある	—	危険な居住地域からの避難 等が必要
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生すると予想され る（可能性が高まっている）	—	警戒が必要な居住地域での 避難準備、避難行動要支援者 の避難等が必要 全山入山規制
火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近く まで重大な影響を及ぼす噴火 の発生、あるいは発生が予想 される	1970年女岳山頂か らの噴火	住民は通常的生活 必要に応じて避難行動要支 援者の避難準備等 登山禁止・入山規制等危険な 地域への立入規制等
火口周辺	2 (火口周 辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火 の発生、あるいは発生が予測 される	1932年の南部カル デラ内（石ボラ） での水蒸気爆発	住民は通常的生活 火口周辺への立入規制等
火口内等	1 (常) (平)	火山活動は静穏	—	状況に応じて火口内への立 入規制等

頁	修正案				
3-2-14	⑤ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会				
名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警戒（特別警戒）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が切迫している場合。 ・噴火に伴いカルデラから火砕流、融雪型火山泥流の流出が予想された場合。
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要 [※] 。 全山入山規制。	噴火による影響で、居住地域に重大な被害が予想される場合。 ・噴火に伴い火砕流、融雪型火山泥流が発生し、カルデラ縁付近まで到達する恐れがある場合。 ・噴火に伴い噴石が居住地域の近くまで到達すると予想された場合。
火口周辺警戒（警戒）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等 [※] 。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	噴火による影響が火口からおおよそ2km以内。 ・噴火に伴いカルデラ内で火砕流、融雪型火山泥流が発生（確認）した場合。 ・噴石がカルデラ縁を越える噴火が発生した場合または、噴火の発生が予想された場合。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口域周辺への立入規制等。	噴火による影響が火口から500m以内。 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、噴火の発生が予想された場合。
噴火予報（予報）	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。 ・女岳北側で弱い噴気活動が見られるが、南部・北部カルデラに目立った表面現象はない。
噴火による影響とは、噴石、火砕流、融雪型火山泥流により、現象が始まってから避難までの時間的な余裕がほとんどなく生命に対する危険性が高い火山現象による影響です。					
※ 噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域では、早期避難が必要です。					
修正理由	○ 噴火警戒レベルの見直しに伴う修正				

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-18	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域の指定があった市町は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、市町村地域防災計画に規定する。 ○ 関係市町は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。 <p>2 避難促進施設における避難確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町に報告する。 ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について関係市町に報告する。 ○ 関係市町は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。 	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒地域の指定があった市町村は、火山防災協議会での協議を踏まえて策定した避難計画の内容について、市町村地域防災計画に規定する。 ○ 関係市町村は、円滑かつ迅速な避難のために、火山ハザードマップに避難対象地域等の避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説、情報伝達に関する事項など、実際に避難行動をとる住民や登山者に必要な防災情報を付け加えた火山防災マップを作成し、住民等に周知する。 <p>2 避難促進施設における避難確保計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、<u>火山災害発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な集客施設等を避難促進施設に指定し、当該施設に避難確保計画を作成させるとともに、名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載する。</u> ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、関係市町村に報告する。 ○ 避難促進施設の所有者又は管理者は、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果について関係市町村に報告する。 ○ 関係市町村は、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の役割を加えたことに伴う修正 ○ 他の節との整合を図ったことに伴う修正 	

頁	現 計 画	修 正 案																
3-2-26	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第2 入山規制・緩和の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、県及び学識経験者等の助言を受け、必要に応じ、入山規制・緩和・解除を行う。 ○ 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、統一的な実施を行うため、それぞれ調整を図りながら判断基準、規制範囲等を検討し、登山者安全対策計画を作成する。 ○ [略] <p>第3 登山者安全対策計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、登山者に対する早期の情報伝達と迅速な避難の実施のため、関係機関等と連携し、次の事項を内容とした計画を作成する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">ア</td> <td>入山規制・緩和基準</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>入山規制実施場所等</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">情報伝連体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">緊急下山誘導体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	ア	入山規制・緩和基準	イ	入山規制実施場所等	ウ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">情報伝連体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 </td> </tr> </table>	情報伝連体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 	エ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">緊急下山誘導体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 </td> </tr> </table>	緊急下山誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 	オ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 </td> </tr> </table>	広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 	<p style="text-align: center;">第9節 入山規制計画</p> <p>第2 入山規制・緩和の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登山道を有する市町村は、<u>火山活動の状況に応じて</u>、入山規制・緩和・解除を行う。 ○ 登山道を有する市町村は、入山規制の実施、緩和及び解除について、<u>火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえて統一的に実施する。</u> ○ [略] <p><u>削除</u></p>
ア	入山規制・緩和基準																	
イ	入山規制実施場所等																	
ウ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">情報伝連体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 </td> </tr> </table>	情報伝連体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 															
情報伝連体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員非常招集体制 ② 火山に関する予報・警報・情報等の伝達方法 ③ 情報伝達設備 ④ 他市町村及び関係機関との連携体制 ⑤ 火山活動に関する注意喚起手段 																	
エ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">緊急下山誘導体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 </td> </tr> </table>	緊急下山誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 															
緊急下山誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 下山広報体制 ② 入山者下山誘導體制 ③ 下山確認体制 ④ 関係機関との連携方法 ⑤ 下山者移送体制 																	
オ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">広報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 </td> </tr> </table>	広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 															
広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 入山規制状況広報手段 																	
修正理由	○ 火山避難計画を作成したことに伴う修正																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-23	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) 異常現象発見者の通報義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。 ○ 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。 <p>(2) 市町村長等の通報先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>(異常現象の通報、伝達経路)</p>	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第3 実施要領</p> <p>3 異常現象発生時の通報</p> <p>(1) 異常現象発見者の通報義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに最寄りの市町村又は警察若しくは <u>消防</u> に通報する。 ○ 異常現象の通報を受けた警察官又は <u>消防職員</u> は、その旨を当該市町村長に通報するとともに、(2) に定める担当機関の長に通報するよう努める。 <p>(2) 市町村長等の通報先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] <p>(異常現象の通報、伝達経路)</p>
修正理由	○ 通報先の整理に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-51	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>避難、救出救助活動は噴火警戒レベルに応じ て行われるものであるが、突発的な噴火が発生 した場合、住民、登山者等の避難に時間的余裕 がないことが想定されることから、より迅速な 情報伝達や避難誘導等を行うよう努める。</u></p>
3-3-54	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 次の場合において、当該避難が困難と認めら れるときは、消防団員等を配置して誘導する。</p> <p>ア 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生 徒、患者、入所者等の避難</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難</p> <p>(5) 避難者の確認等</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) 避難の誘導</p> <p>ア 登山者等の避難誘導</p> <p>○ <u>県及び市町村本部長は、登山者等の避難誘導 に当たっては、迅速な避難のための下山ルート へ案内するなどの対応を観光団体等と連携し て実施する。</u></p> <p>○ <u>県警察、消防等は、下山した登山者等の避難 誘導を行う。</u></p> <p>○ <u>県は、市町村からの要望に応じ、避難誘導の ために登山口等に出動する車両や防災ヘリコ プター等を手配する。</u></p> <p>イ 住民等の避難誘導</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 次の場合において、当該避難が困難と認めら れるときは、消防団員等を配置して誘導する。</p> <p>① 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生 徒、患者、入所者等の避難</p> <p>② 避難行動要支援者の避難</p> <p>(5) 避難者の確認等</p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、登山者カー ド（登山計画書）等や避難促進施設等における 緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者 名簿等を照合することにより、火口近くにいる 登山者等の要救助者情報の集約・整理を行い、 情報共有を図る。</u></p>

<p>3-3-55</p>	<p>○ [略]</p> <p>3 救出</p> <p>【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】</p>	<p>○ [略]</p> <p>3 救出</p> <p><u>ア 登山者等の救出</u></p> <p>市町村は、救出した登山者等を噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。</p> <p>なお、救出にあたっては関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。</p> <p><u>イ 住民等の救出</u></p> <p>【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 突発的な火山噴火時の迅速な対応について明記することに伴う修正</p> <p>○ 登山者等の避難誘導、救出等について明記することに伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
新設	新設	<p style="text-align: center;">第4節 風評被害防止計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>県及び市町村は、観光団体等と連携し、火山災害による風評被害が観光業などの地場産業に及ぶことのないよう、これを未然に防止し、又は影響を軽減するために必要な活動を実施する。</u></p> <p>第2 広報活動等</p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、火山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び火山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段を活用して広報活動を行う。</u></p> <p>○ <u>県、市町村及び防災関係機関は、火山活動の鎮静化後においても、火山の現状等について積極的に広報活動を行い、風評被害の軽減に努める。</u></p>
修正理由	○ 火山災害に係る風評被害対策について明記することに伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-1	<p style="text-align: center;">第1節 避難対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>対策に当たって、県及び市町村等は、必要に応じて、火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。</u></p>
修正理由	<p>○ 土石流等対策に係る火山防災協議会、有識者の助言について明記することに伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-3	<p style="text-align: center;">第2節 安全確保対策</p> <p>第2 安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] 	<p style="text-align: center;">第2節 安全確保対策</p> <p>第2 安全確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ <u>対策に当たって、県及び市町村等は、必要に応じて火山防災協議会での協議や有識者等の助言を踏まえ、火山活動の状況に応じた対策を行う。</u> <p>第3 治安確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村は、警察と連携して住民等及び関係機関等へ、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置について周知し、警戒区域や避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。</u> <u>なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、行うものとする。</u>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土石流等対策に係る火山防災協議会、有識者の助言について明記することに伴う修正 ○ 立入規制区域等における治安確保について明記することに伴う修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
3-5-4	<p style="text-align: center;">第3節 被災者の生活支援対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 被災者の生活支援対策</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。</p> <p><u>市町村は、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談にのり、不安の解消に努めるよう、市町村庁舎及び各避難所に市町村職員や県派遣職員等による相談窓口を開設する。</u></p>
修正理由	○ 相談窓口の設置について明記することに伴う修正	

岩手山火山防災協議会の今後の取組（案）

岩手山の火山防災については、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら、警戒避難体制の構築を図ることとし、次のとおり取組みを推進する。

年 度	実施主体	取組内容（予定）
平成 29 年度	岩手山火山防災協議会	<p>【避難計画の作成】 具体的な避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をまとめた計画を作成 ⇒ 市町村において、住民等の避難対応に活用</p>
平成 30 年度	岩手山火山防災協議会	<p>【避難計画の周知等】 作成した避難計画を関係機関等へ配付し周知を図るとともに、住民等や登山者等への周知方法等について、検討し実施</p>
	市町村	<p>【市町村地域防災計画の修正】 「避難確保計画」を作成すべき避難促進施設等の名称等を規定（施設等と連携を図り、防災対策を実施）</p>
平成 31 年度以降	避難促進施設の管理者等	<p>【避難確保計画の作成】 避難促進施設（集客施設、要配慮者利用施設等）の管理者等による計画の作成 （施設利用者等へ周知を図り、防災対策を実施）</p>

※ その他に、各種事業の進捗に合わせて、**県及び市町村の地域防災計画**を随時修正。

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の概要

※活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第52号。公布（同年7月8日）後6か月以内に施行。）による改正後のもの

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

都道府県・市町村	気象台	地方整備局等 (砂防部局)	
火山専門家	自衛隊	警察	消防

必要に応じて追加

観光関係団体 等

※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

噴火シナリオ ※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの
火山ハザードマップ ※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

- 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
- 右の2、3を定める際の基準
- 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

- 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
- 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
- 避難場所・避難経路
- 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
- 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【火山防災マップの例（桜島）】

【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

避難施設緊急整備地域の指定（第13条）

避難施設緊急整備計画の作成（第14条）

＜都道府県知事＞

※道路・港湾・広場・退避ごう等の整備、学校・公民館等の不燃堅牢化

防災営農施設整備計画等の作成（第19条）

＜都道府県知事＞

※農林水産物の被害を防除するための施設の整備等

降灰除去事業の実施（第22条）

＜市町村＞

※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～26条）

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空気調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する低利資金融通

- 自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）
- 治山・治水事業の推進（第27条）
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進（第29条）
- 研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）